

美しい自然のふるさと青梅

～ 豊かな環境を未来に引き継げるまち ～

第2次青梅市環境基本計画



青梅市

第2次青梅市環境基本計画の策定に当たって

～美しい自然のふるさと青梅～

本市では、平成17年3月に策定した「青梅市環境基本計画」に掲げた「美しい自然のふるさと青梅」の実現に向けて、市民の皆様のご協力をいただきながら、「緑」、「水」、「大気」、「ごみと資源」、「くらし」の5つの環境テーマごとに各種の取り組みを進めてまいりました。



そうした中、平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、エネルギーに関する市民の意識を変える契機となり、資源や環境への関心が高まる結果となりました。

また、近年は地球温暖化による影響と思われる異常気象が世界各地で発生するなど、地球規模の環境対策にも取り組まなければならない状況となっております。

「青梅市環境基本計画」の策定から10年を経過した今、本計画はこれらの情勢変化を踏まえた改定版として、市民を中心とした懇談会と市との協働による検討を重ね、環境審議会への諮問、答申を経て策定したもので、市が取り組まなければならない環境に関する各種施策を掲げており、本市の環境行政の新たな道しるべとなるものです。

私たちは、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、生物多様性など、様々な環境問題に対応しつつ、先人から受け継いだ青梅市の豊かな自然や伝統・文化を守り、育てていかなければなりません。

本計画の策定を機に、今一度「美しい自然のふるさと青梅」という将来像を市民の皆様と共有し、この自然豊かな青梅を、未来の子どもたちに引き継げるよう取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました審議会委員の皆様ならびに懇談会委員の皆様、ご協力をいただきましたすべての市民の皆様と関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

青梅市長 竹内 俊夫

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画見直しの背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の範囲.....	4
4 計画の対象地域.....	4
5 計画の期間.....	4
第2章 青梅市の環境を取り巻く動向	5
1 青梅市の環境特性と課題.....	6
2 市民の環境に対する意識.....	13
3 青梅市の環境行政を取り巻く変化.....	20
第3章 望ましい環境像	23
1 基本理念.....	24
2 望ましい環境像.....	25
3 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ.....	26
第4章 目標達成に向けた施策および環境行動指針	33
1 第2次青梅市環境基本計画の基本的な考え方.....	34
2 第2次青梅市環境基本計画体系図.....	40
3 目標達成に向けた施策および環境行動指針.....	42
環境のテーマ(1) 緑.....	42
環境のテーマ(2) 水.....	57
環境のテーマ(3) 大気.....	70
環境のテーマ(4) ごみと資源.....	84
環境のテーマ(5) エネルギー.....	94
環境のテーマ(6) ひと.....	105
第5章 重点アクションプラン	117
重点アクション1：低炭素社会の構築-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-.....	118
重点アクション2：循環型社会の更なる推進.....	123
重点アクション3：生物多様性の保全.....	126
第6章 計画の推進のしくみ	131
1 計画の推進・進行管理組織.....	132
2 計画の進行管理.....	136
資料編	139
1 計画策定体制と策定経過.....	140
2 関係条例・要綱等.....	147
3 用語解説.....	155

第1章 計画の基本的事項

1

計画見直しの背景

今日わたしたちは、20世紀とりわけ戦後の科学技術の発達と経済成長の恩恵を受け、便利で物質的に豊かな生活を享受してきました。その反面、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や大量の廃棄物、石炭、石油など化石燃料の大量消費による地球温暖化問題など、人間活動が活発になるにつれて環境に様々な問題が生じ、わたしたちの将来が危ぶまれています。

国では、こうした状況を踏まえ、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、これを受け、平成6年12月に環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。平成24年4月には、「第4次環境基本計画」が閣議決定されています。

本市では、「青梅市環境基本条例」にもとづき、平成17年3月に「青梅市環境基本計画」を策定し、『美しい自然のふるさと青梅～未来から現在を考える～』を望ましい環境像として、5つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、くらし）に沿った環境施策を展開してきました。

しかし、「青梅市環境基本計画」の策定から10年が経過し、環境を取り巻く情勢も変化しており、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、生物多様性などの環境問題が改めて注目されることとなりました。

特に、平成23年3月の東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所事故は、電力供給システムのぜい弱さを露呈させ、現在の社会システムのあり方に多くの課題を突きつけることとなり、環境やエネルギーに対する考え方だけでなく、持続的発展が可能な社会の構築のために、わたしたちのライフスタイルの転換や社会経済構造の見直しを含め、あらゆる角度における対応が求められています。

このような中、将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくためには、市民・市民団体・事業者・滞在者・市の各主体が協働して、本市の環境特性を生かした、環境に調和したまちづくりを進めていく必要があります。

今回の計画の見直しに当たっては、本市の今後の新たな10年間を見据えた環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画として策定しました。

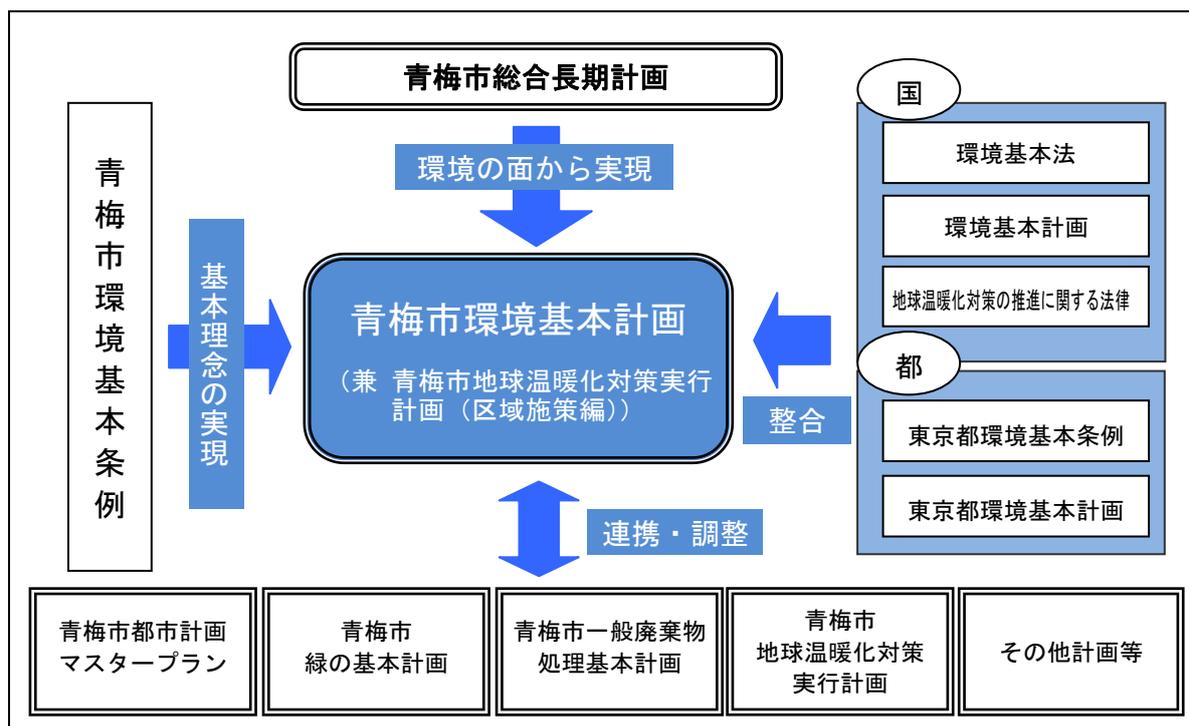
2 計画の位置づけ

本計画は、青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置づけられるもので、市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創出に関する基本的方向を示すとともに、環境面においては、最上位の具体的な計画として位置づけられます。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定にもとづき、「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけられます。

本計画の策定においては、上位計画となる国・都の環境基本計画を踏まえるとともに、本市における関連計画との連携・調整を図り、環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望のもとに青梅市の望ましい環境像を示し、その実現に向け個別的な施策の実施とともに、横断的かつ効果的な施策の展開を図ります。

● 青梅市環境基本計画の位置づけ



3 計画の範囲

本計画は、生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本市全域とします。

5 計画の期間

平成 27 年度（2015 年）を初年度として、平成 36 年度（2024 年）までの 10 年間で計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 青梅市の環境を取り巻く動向

1

青梅市の環境特性と課題

本市の環境を考える上で重要な環境特性と課題を以下のように整理しました。

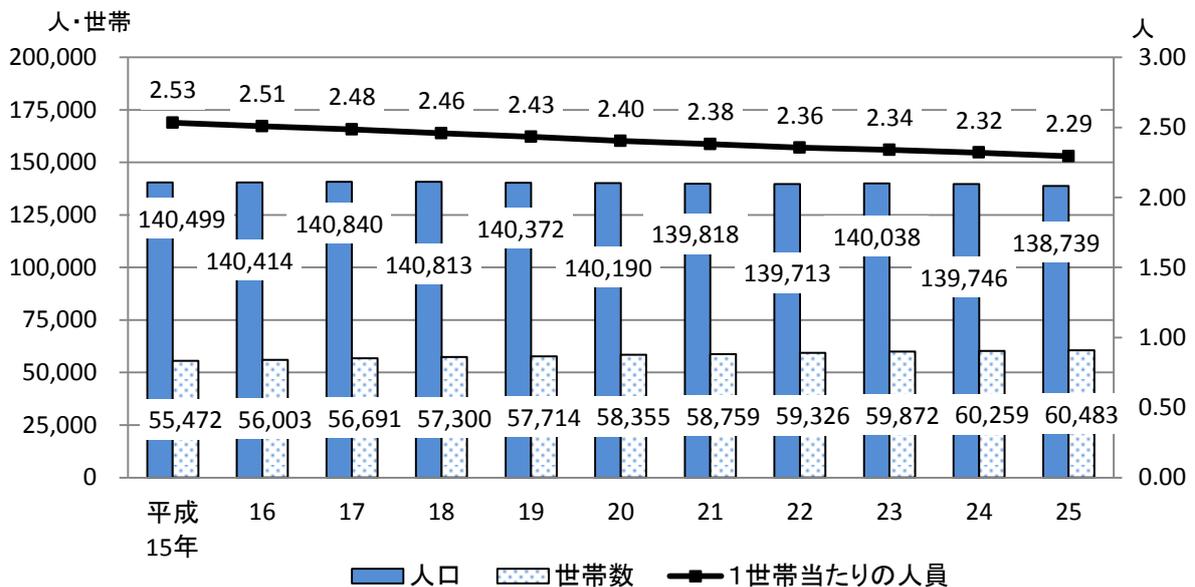
(1) 人口構成の変化（核家族化の進行）

本市の人口は、平成 25 年 1 月時点で 138,739 人となっています。平成 15 年から平成 25 年までの過去 10 年間では、14 万人前後で推移しながらも微減傾向を示しています。

世帯数は平成 25 年 1 月時点で 60,483 世帯となっています。世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成 25 年は 2.3 人と平成 15 年の 2.5 人から減少しており、核家族化や単身世帯化が進んでいます。

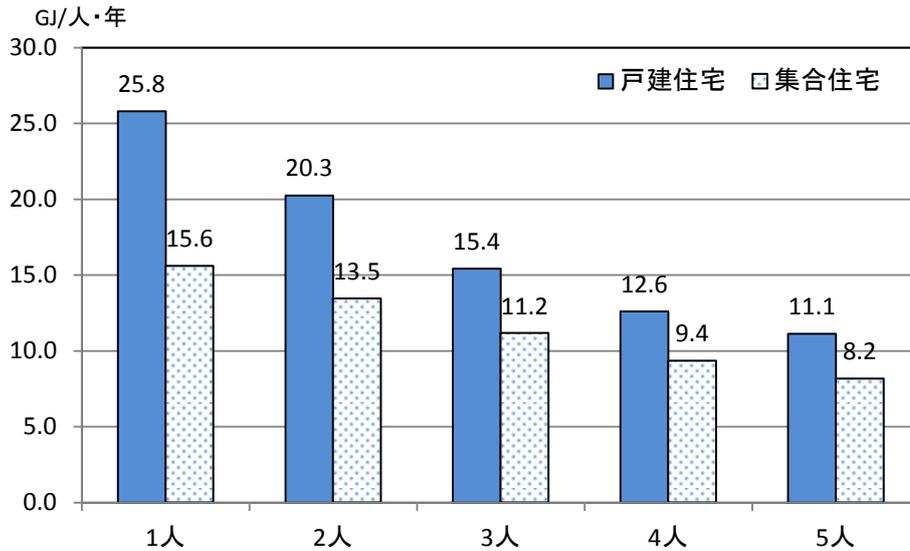
世帯においては、給湯設備や冷蔵庫、洗濯機などの機器を共同で使用することが多いため、1 人当たりのエネルギー消費量は、世帯人員の減少とともに増加し、1 人世帯では 4 人世帯の約 2 倍になります。核家族化が進んでいる本市においても 1 人当たりのエネルギー消費量は年々増加していると考えられます。

● 人口・世帯数・1世帯当たりの人員の推移



資料：青梅市の統計（平成 24 年度版）

● 世帯人員別1人当たりエネルギー消費量



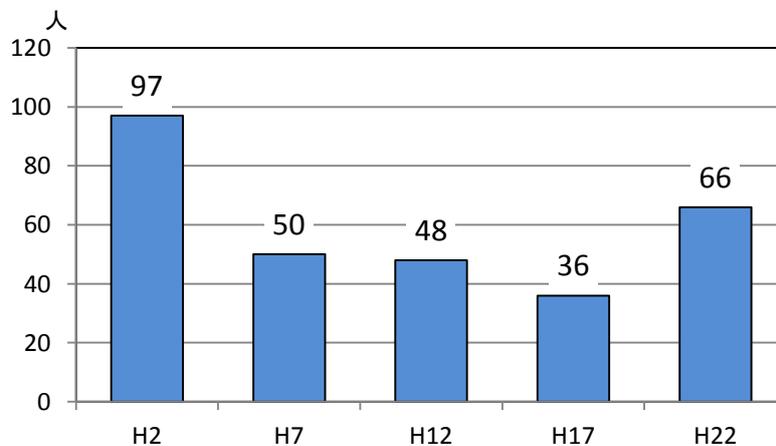
資料: (財)日本エネルギー経済研究所「平成20年度エネルギー消費状況調査
(民生部門エネルギー消費実態調査)」

(2) 東京の水源となっている緑豊かな森林とその荒廃

本市の土地利用の約6割が森林となっており、緑豊かな青梅の象徴的な存在となっています。それらはスギ、ヒノキの人工林が大部分を占め、その他はアカマツ林や広葉樹林となっています。多摩川水系や荒川水系の河川はこれらの森林を水源としており、青梅の森林が東京の水源の一つと言えます。

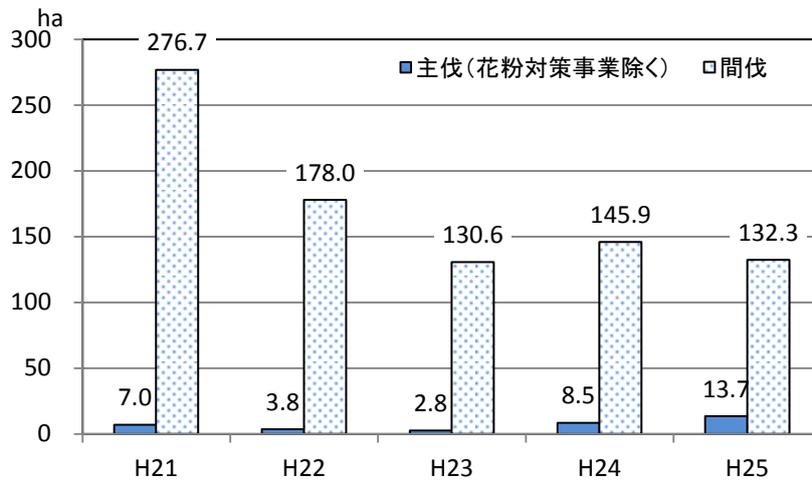
しかし、安価な輸入木材の増加に伴う国産木材の需要低下に加え、林業従事者の高齢化の進行等により、林業が低迷し、植林から伐採までの森林の循環が進まず、適正な管理が十分に行われていない状況にあります。

● 青梅市の林業従事者の推移



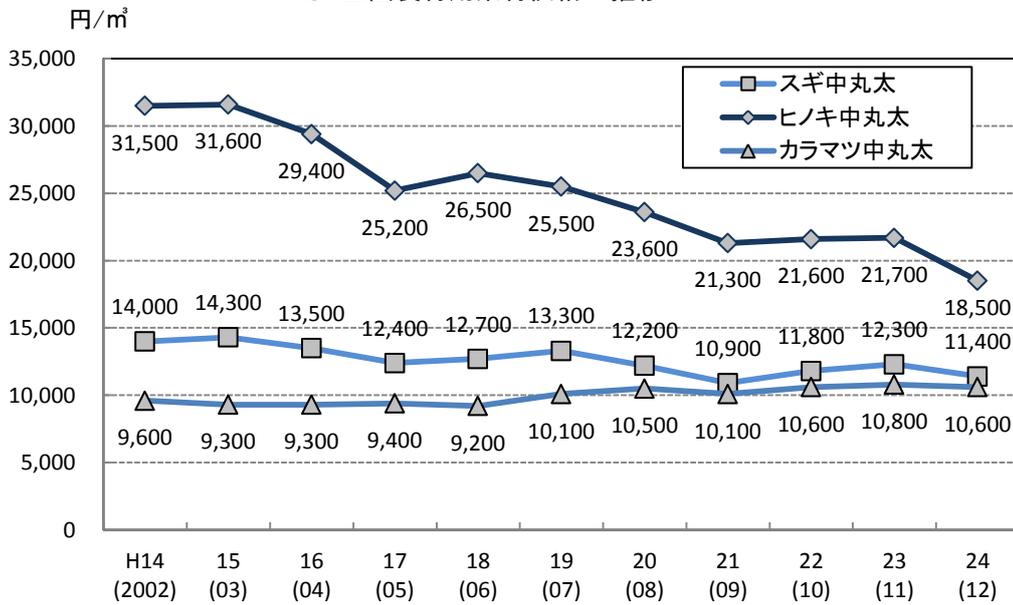
資料: 国勢調査

● 伐採面積の推移



資料: 青梅市農林課

● 全国製材用素材価格の推移

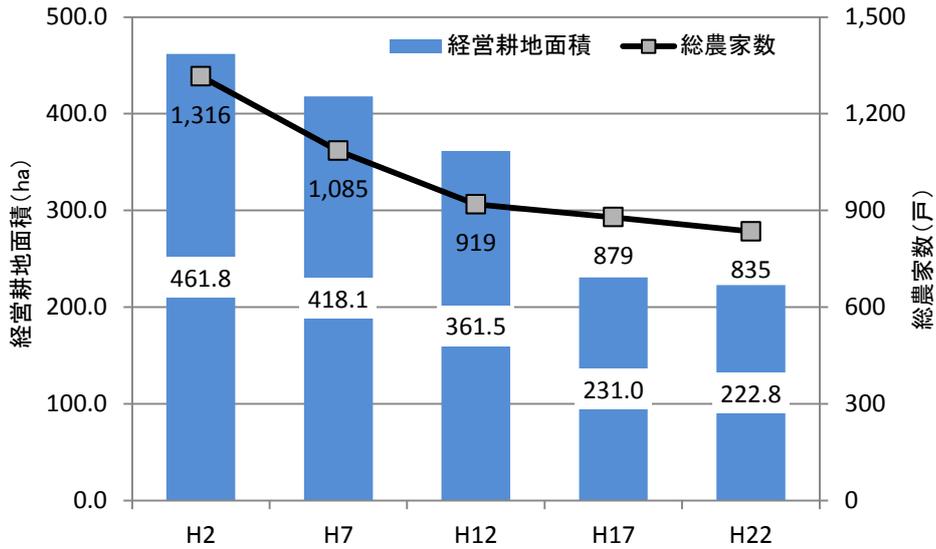


資料: 木材価格統計調査 (農林水産省)

(3) 減少する農地

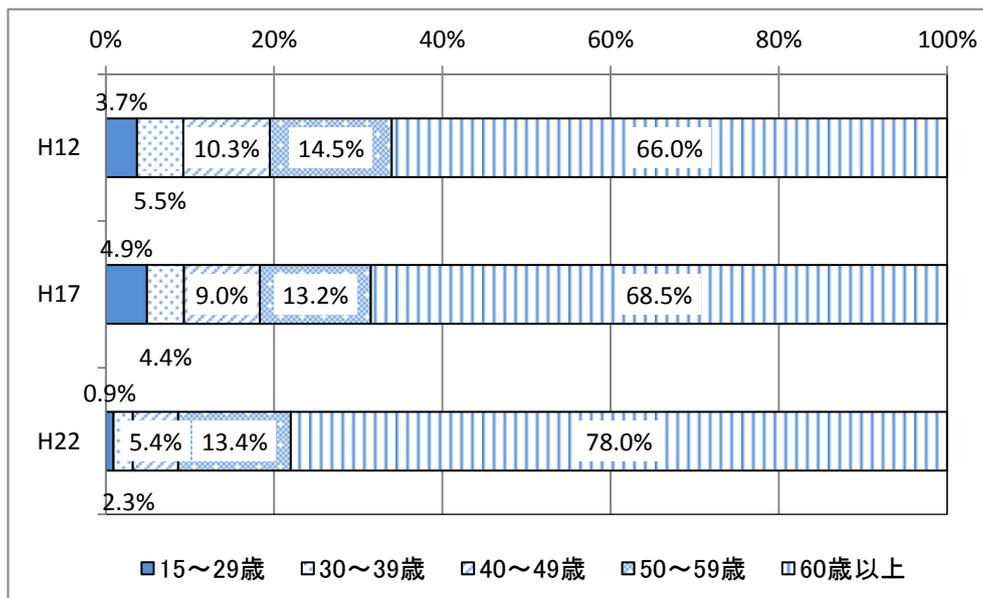
田、畑、果樹園などは食料生産の場であるとともに、心を和ませてくれる身近な場でもあります。しかし、都心で見ることが難しくなった貴重な農地は、本市でも都市化に伴い、特に市街化区域内を中心に、年々減少しています。その要因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続の問題などが考えられます。

● 経営耕地面積および総農家数の推移



資料: 青梅市の統計(平成 24 年度版)

● 農業従事者年齢別構成比の推移



資料: 東京都総務局「農林業センサス報告」

(4) 砕石等を運搬するダンプカーによる環境問題

本市には、成木地区を中心に採石場があり、そこで採取される砕石等を運搬するダンプカーが多数、市内の幹線道路を走っています。ダンプカーの走行に伴う排気ガス、騒音、振動や交通安全対策などの問題があります。

(5) 御岳山や多摩川など観光地の環境問題

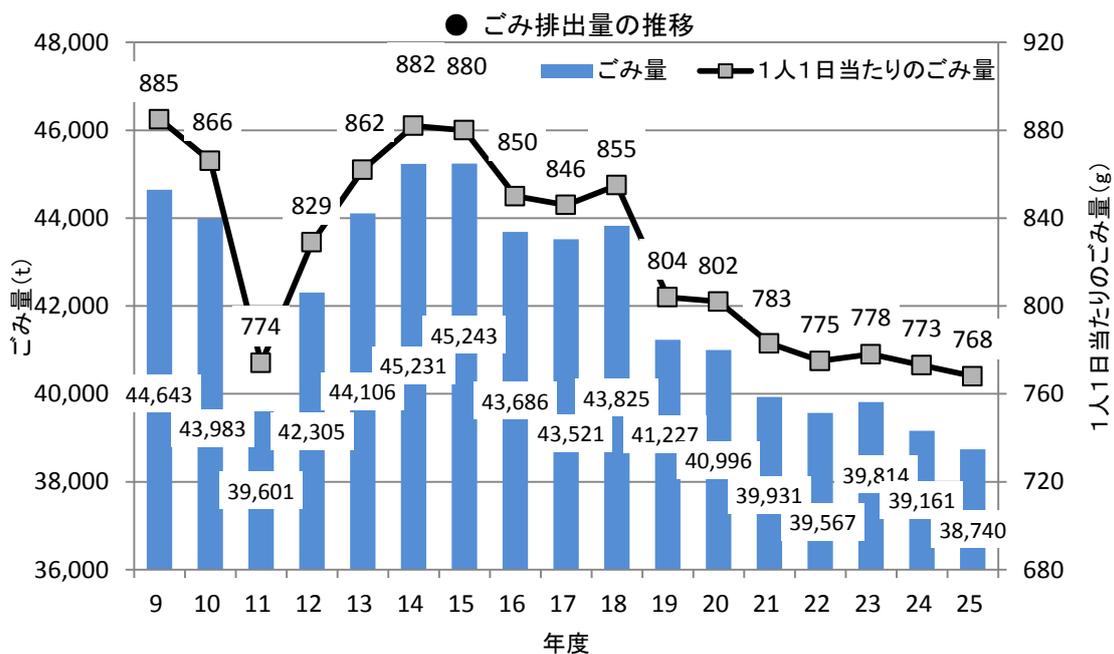
本市を代表する観光地である御岳山や多摩川には行楽シーズンになると多数の観光客が訪れます。その一方、ごみを置いて帰ったり、貴重な植物を採ったり、川を汚したりする問題が起きています。

(6) さらにごみ削減を阻む課題

本市ではこれまで、4Rの推進として、ごみ減量・資源リサイクルハンドブックの配布やマイバッグキャンペーン、集団回収の奨励等、市民への啓発を中心とした取り組みを推進してきました。

本市の市民1人1日当たりごみ排出量は、減少傾向にあるものの、平成25年度は768gとなっており、第1次環境基本計画の目標値(760g以下)は達成できていません。

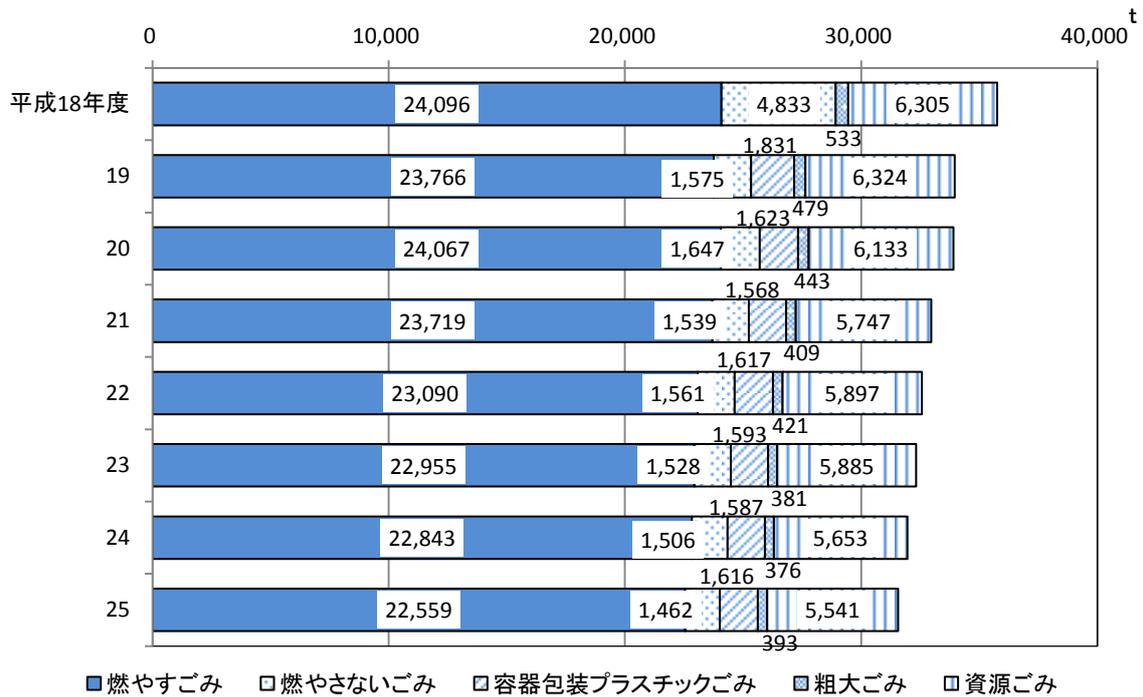
本市の燃やすごみを処理する西多摩衛生組合に搬入されるごみの組成割合を見ると、「紙類」、「生ごみ」、「草・木」などの比率が高い結果となっており、ごみを出さない方策とこれらをかき資源化できるかが課題となっています。



資料：青梅市

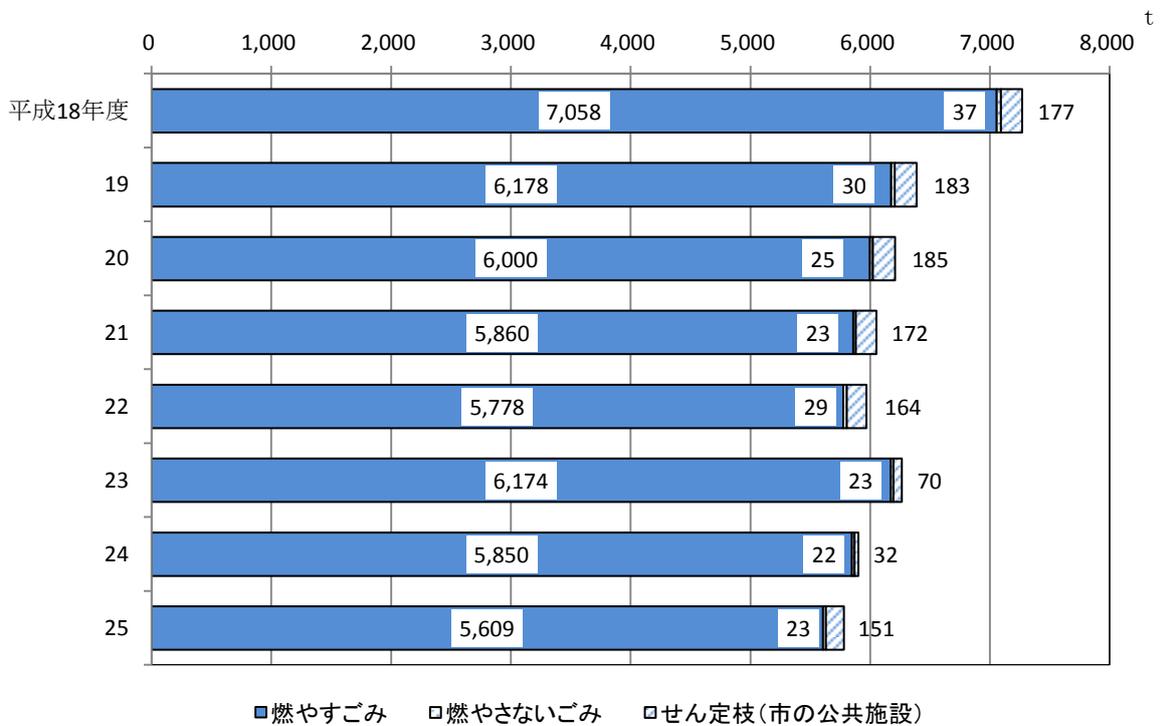
● ごみ種別排出量の推移

(家庭系ごみ)



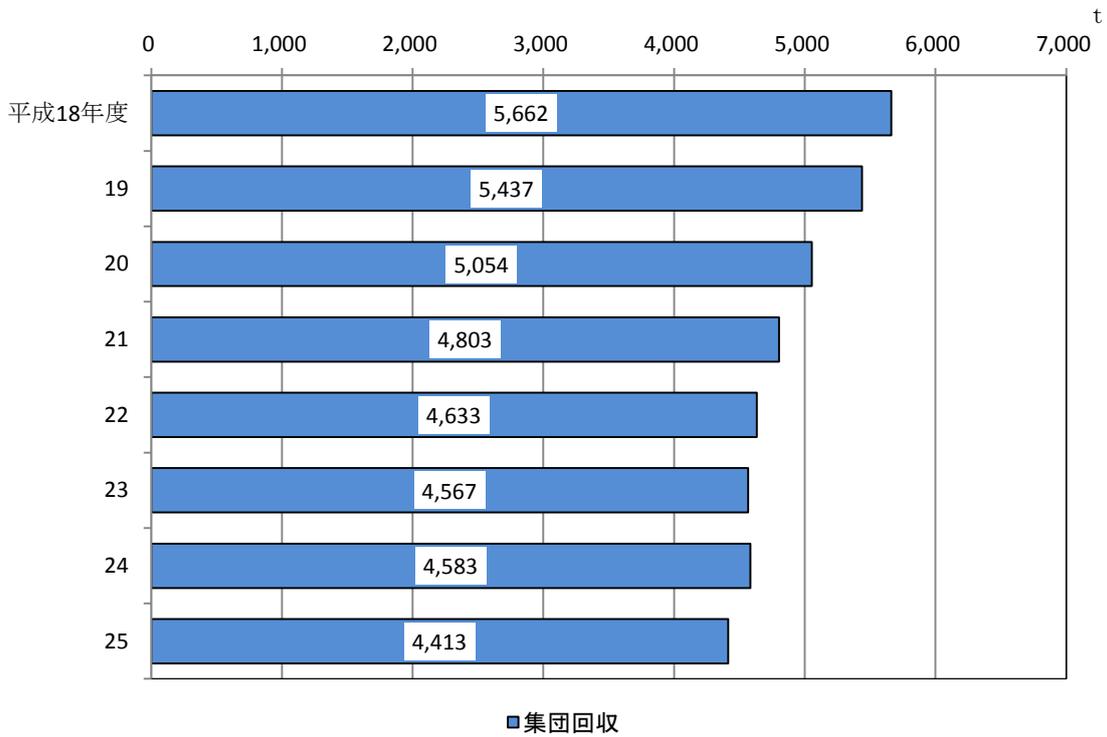
■燃やすごみ □燃やさないごみ □容器包装プラスチックごみ ■粗大ごみ □資源ごみ
 ※平成18年度は、容器包装プラスチックごみが燃やさないごみに含まれる。
 ※有害ごみは、燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみに含まれる。

(事業系ごみ)



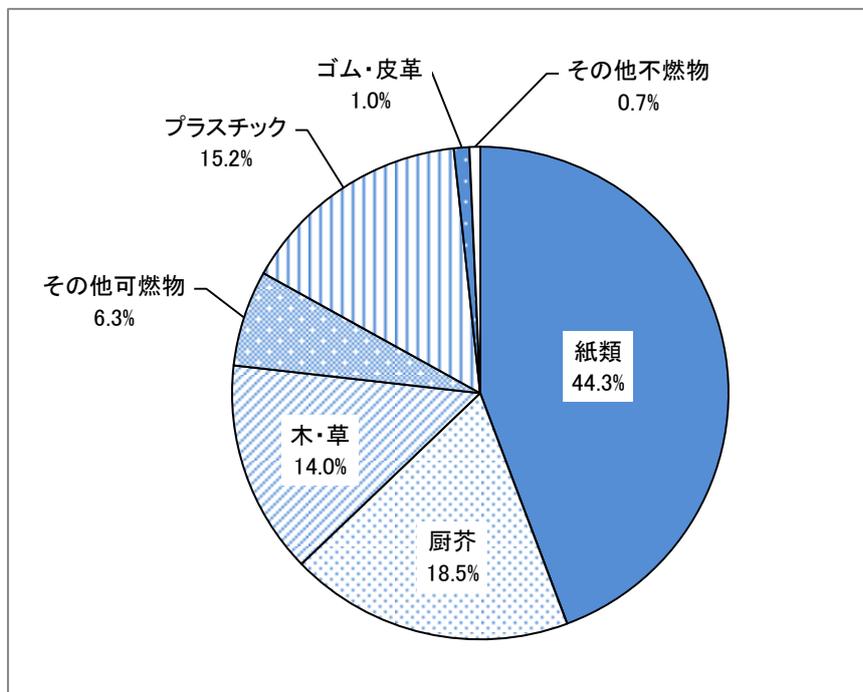
資料:青梅市

(集団回収)



資料: 青梅市

● 西多摩衛生組合環境センターごみ組成割合(平成25年度:湿ベース)



資料: 多摩地域ごみ実態調査(平成25年度)

2 市民の環境に対する意識

平成 25 年度に実施した市民アンケート結果から得られた本市の環境に対する市民の行動および意見・意向の概要を以下に示します。

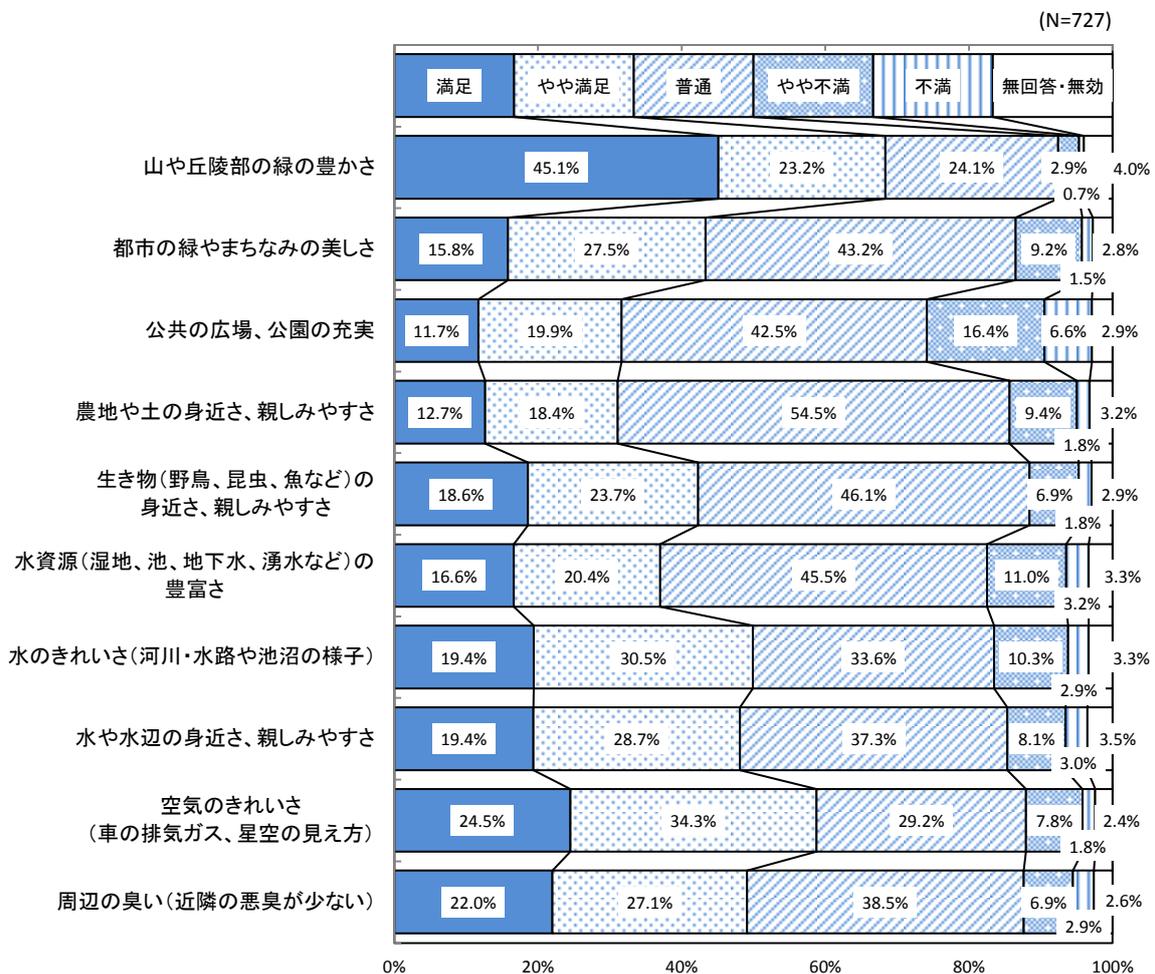
(1) 自然環境についての高い満足度評価

満足度が高い環境資源として、「山や丘陵部の緑」「空気のきれいさ」「水のきれいさ」などの本市の環境基盤ともいえる自然環境を市民は高く評価しています。

一方で、「農地や土の身近さ」「山や丘陵部の緑」「生物の身近さ」などが以前に比べて悪化していると評価しており、都市化に伴う市街化区域内の農地の減少や、身近な自然の維持管理が十分になされていないことによる影響と考えられます。

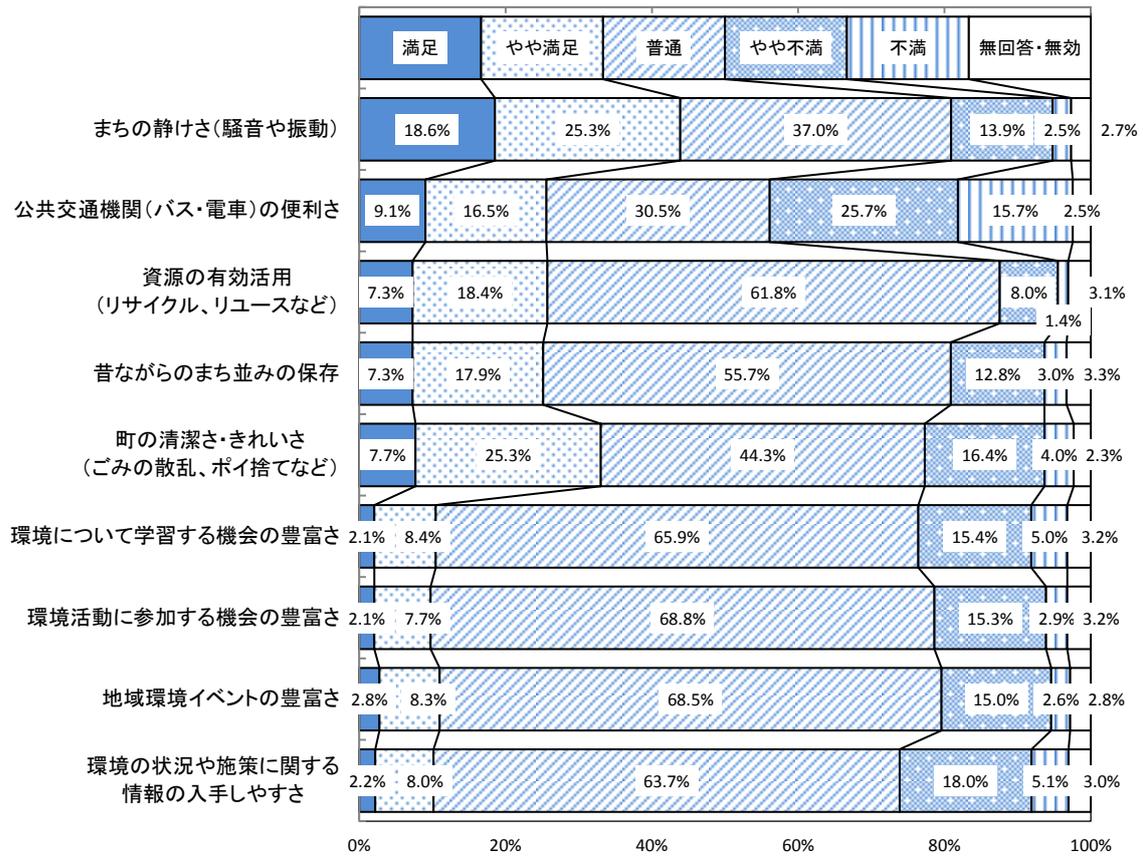
市民は、現在の山や丘陵、河川などを、本市を構成する重要な環境資源としてとらえている様子が見え、今後、市が重点的に進めるべき施策についても、「動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「里山・農地など身近な環境の維持管理」が上位にあがっています。

● 居住地区の環境の満足度(その1)



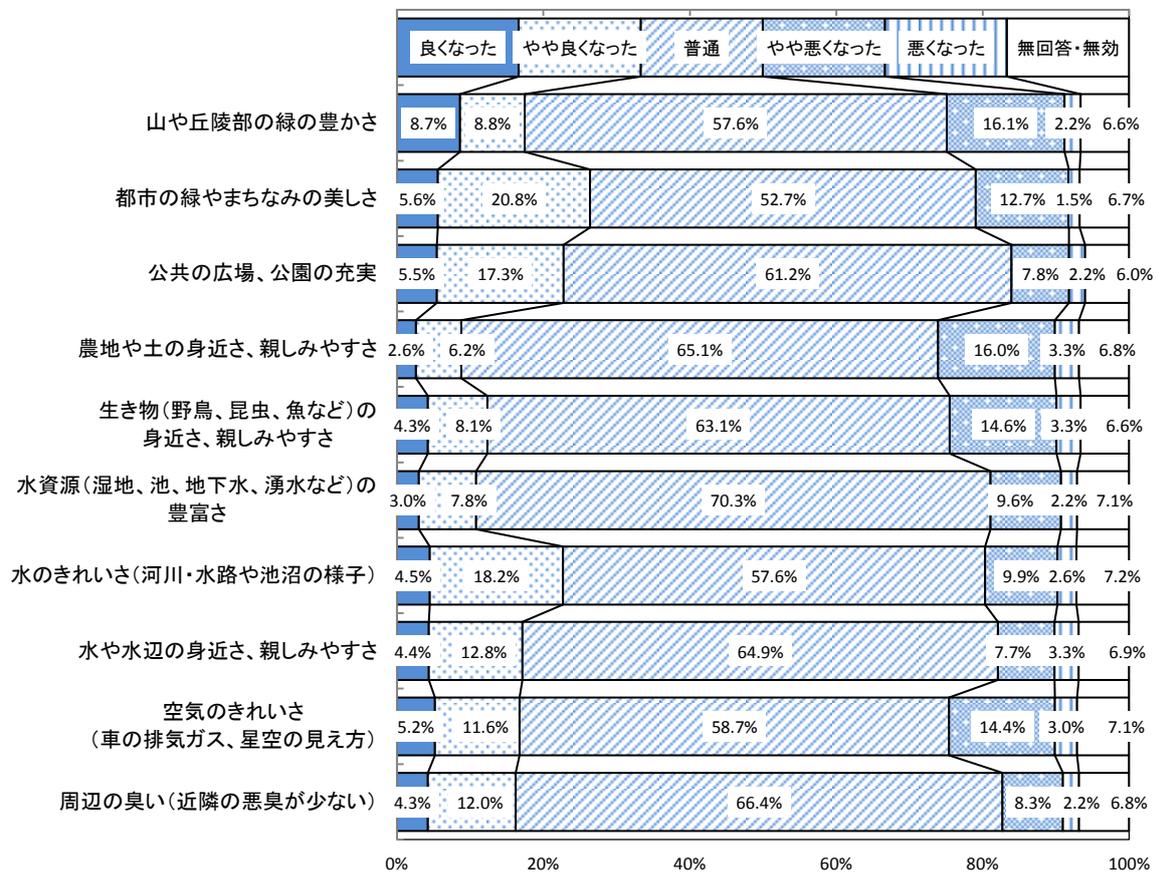
● 居住地区の環境の満足度(その2)

(N=727)

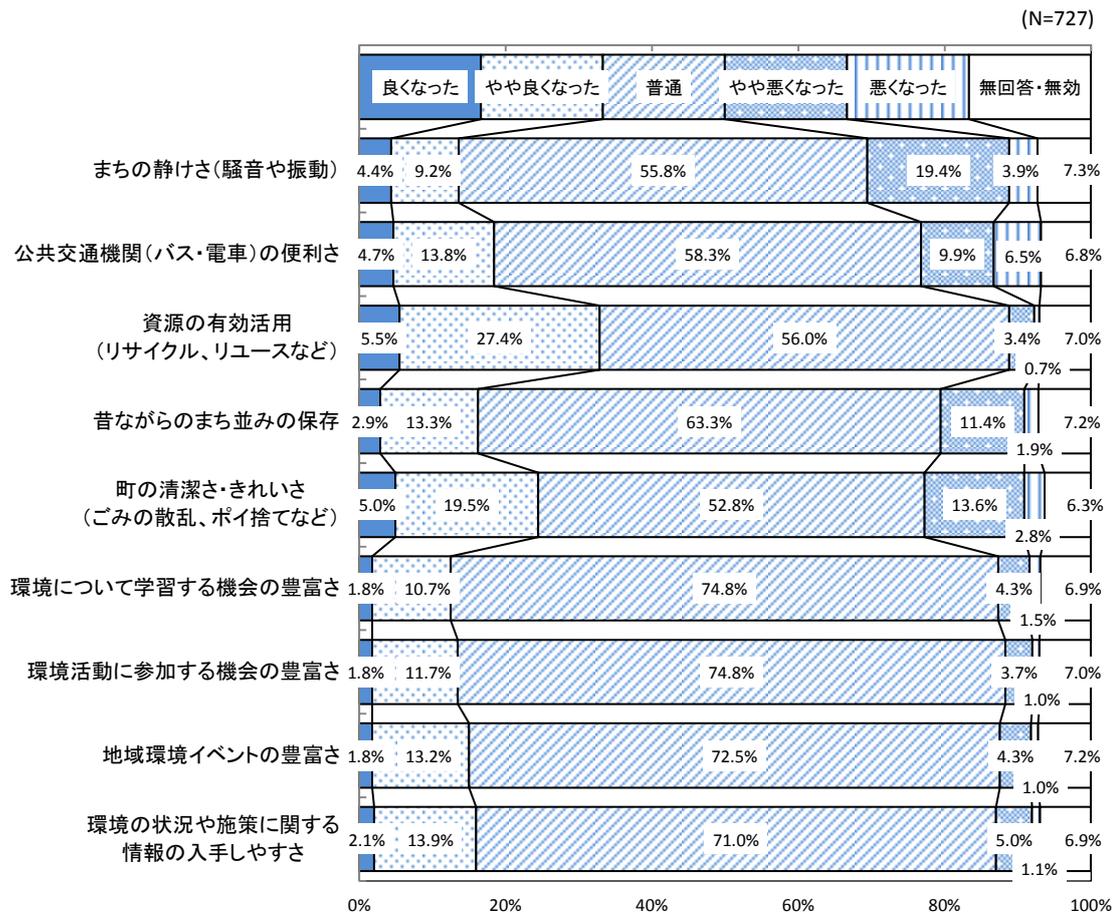


● 以前(10年前程度)と比較した居住地区の環境変化(その1)

(N=727)



● 以前(10年前程度)と比較した居住地区の環境変化(その2)



(2) 環境配慮行動として「節電」が定着

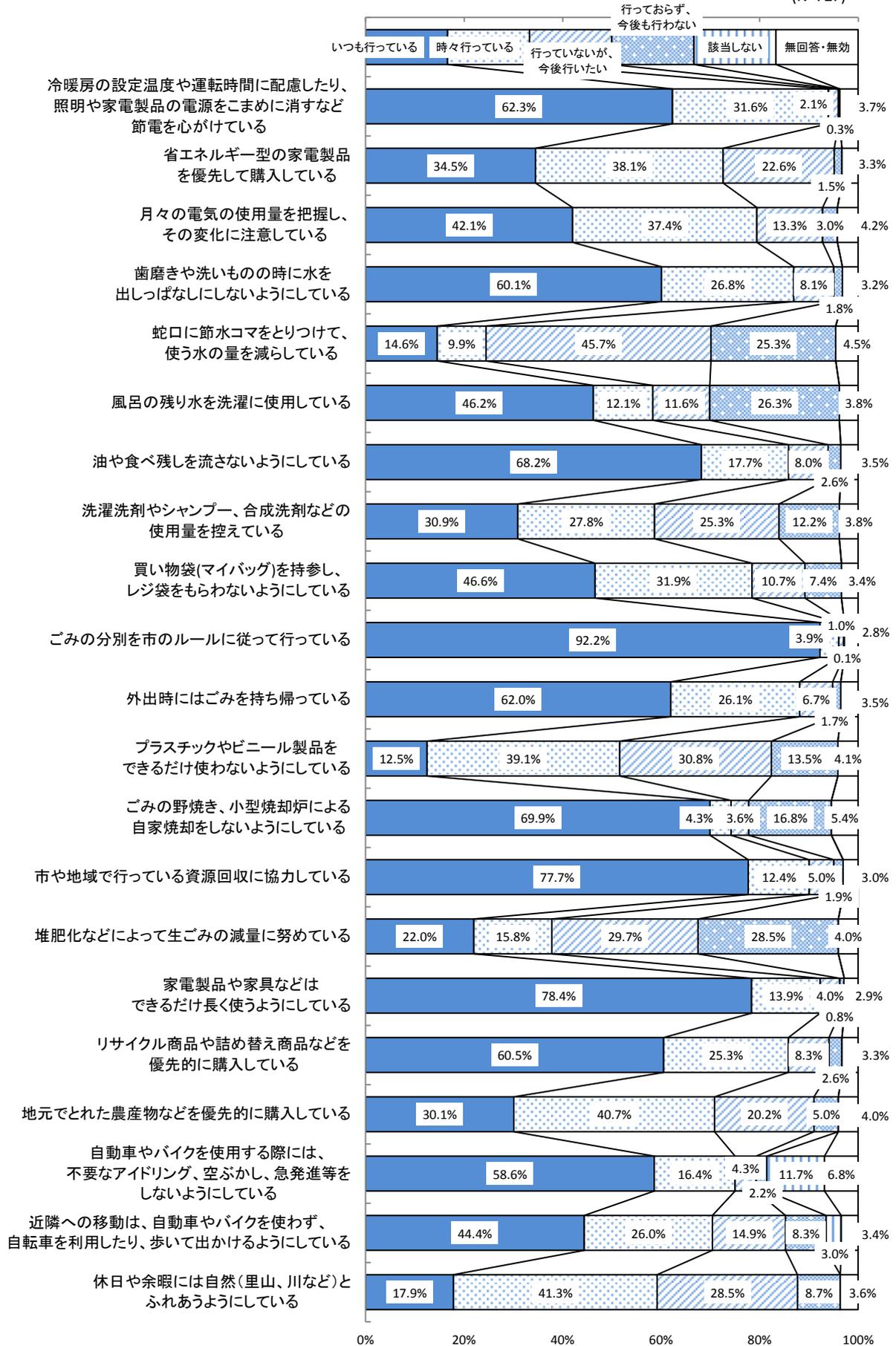
「いつも行っている」、「時々行っている」を合わせた『実践率の高い環境配慮行動』として、「ごみの分別を市のルールに従って行っている」「冷暖房の設定温度や運転時間に配慮したり、照明や家電製品の電源をこまめに消すなど節電を心がけている」「家電製品や家具などはできるだけ長く使うようにしている」を実践している市民が9割を超えています。

また、東日本大震災前後での環境に対する意識変化において、8割近い市民が「節電や省エネルギー」を重視するようになったと回答しています。

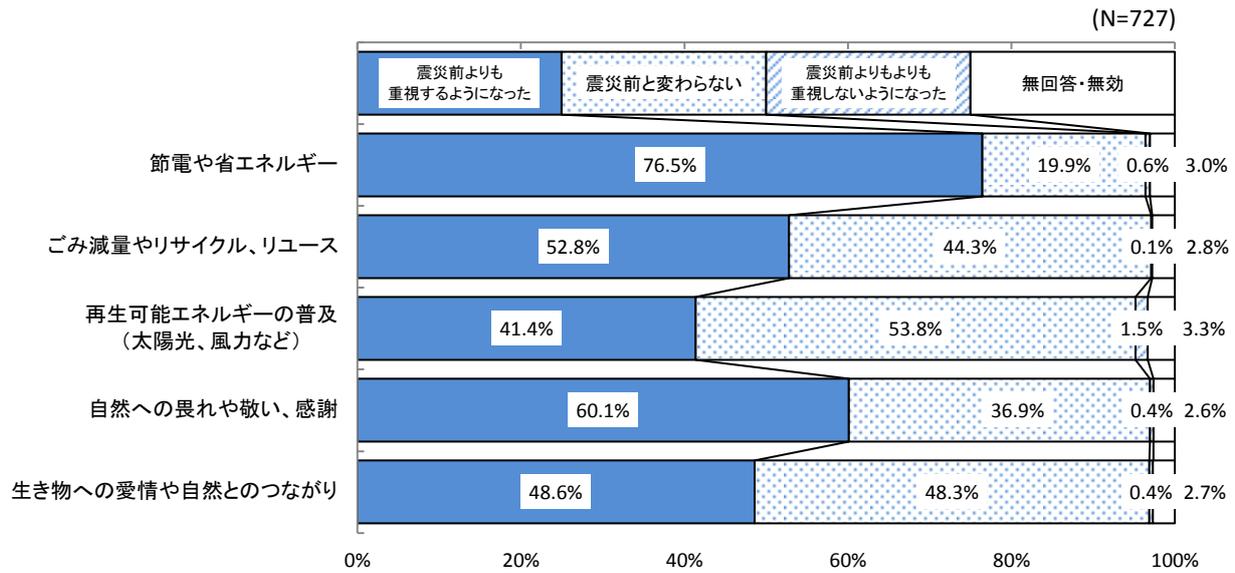
国内全体におけるエネルギー利用のあり方についての社会的論議が続くなか、日常的な「節電・省エネ行動」については、これまでの努力目標から日常的な習慣へと行動様式が変化、定着したものと考えられます。

● 日常的な環境配慮行動

(N=727)



● 東日本大震災後の環境への意識変化

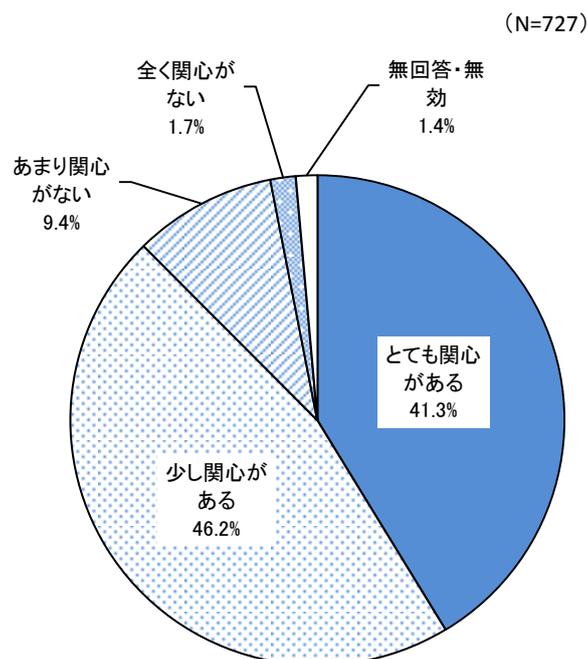


(3) 再生可能エネルギーへの関心の高さ

平成 24 年 7 月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などの動きを受け、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備機器の導入・普及が急速に進みつつあります。

「再生可能エネルギーに関心がある」とする市民は、9割近くに達しており、また、今後の市の重点施策として「再生可能エネルギーの導入促進」が上位回答にあがっています。

● 再生可能エネルギーへの関心

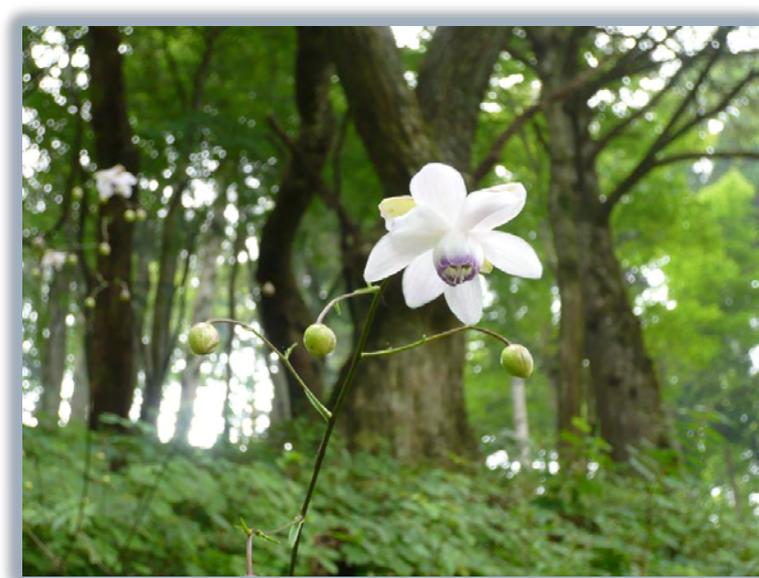
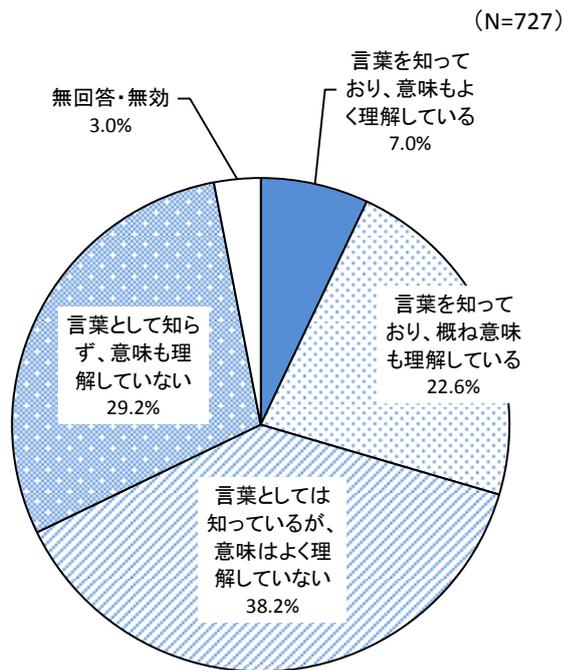


(4) 動植物にとって良好な生息・生育環境保全への期待

「生物多様性」という言葉についての認知度は、約7割の市民が意味や内容を知らないとしていますが、重点的に取り組むべき市の環境施策として「動植物にとって身近な森林・河川の保護・回復」が最上位にあがっています。

このことから、「生物多様性」の意味は知らなくても、動植物の生息・生育環境の保全が重要であると認識している様子が見えます。

● 生物多様性の認知度

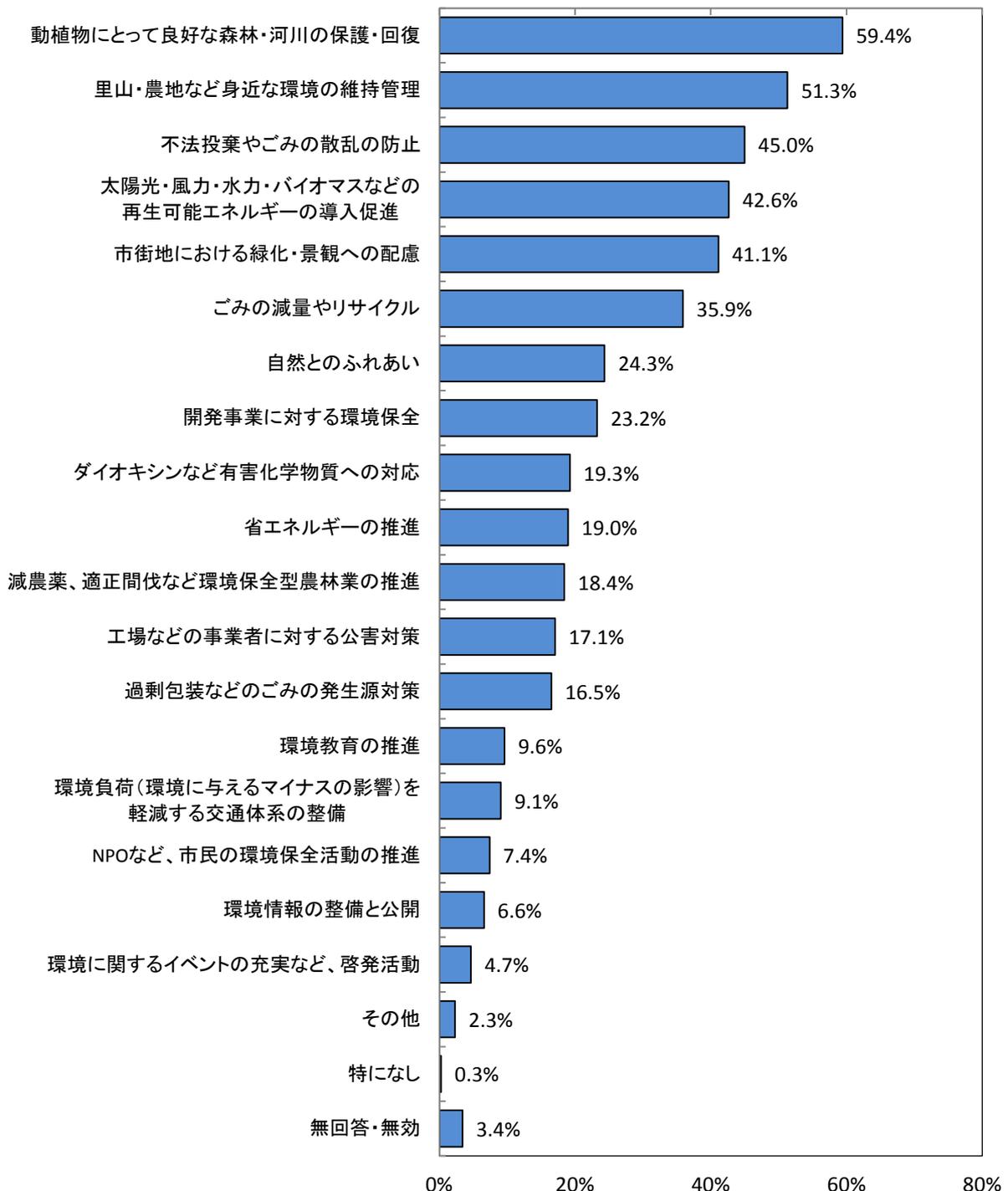


(5) 重点的に取り組むべき市の環境施策

重点的に取り組むべき市の環境施策は、「動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」が最も多く、次いで「里山・農地など身近な環境の維持管理」、「不法投棄やごみの散乱の防止」、「太陽光・風力・水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進」、「市街地における緑化・景観への配慮」となっており、「緑」、「水」、「ごみと資源」、「エネルギー」に対する関心が高くなっています。

● 重点的に取り組むべき市の環境施策(複数回答)

(N=727)



3 青梅市の環境行政を取り巻く変化

第1次環境基本計画の実施期間における環境行政を取り巻く主要な変化を以下に示します。

(1) エネルギー対策・地球温暖化対策をめぐる動き

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に端を発する、国内の原子力発電所の長期的な稼働停止は、我が国の電力供給システムのぜい弱さを露呈する結果となりました。また、原子力発電の停止に伴う火力発電の再稼働により、二酸化炭素(CO₂)排出量の大幅な増加といった問題が生じるなど、地球温暖化対策の根幹となるこれまでのエネルギー供給や消費のあり方を問うこととなりました。

国においては、平成26年4月に第4次となる「エネルギー基本計画」を閣議決定し、「安定供給(エネルギー安全保障)」、「効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(経済効率性)」、「環境への適合」および「安全性」を図ること、多様な主体が参加し、多様な選択肢が用意される、より柔軟かつ効率的なエネルギー需給構造を創出することを基本的方針に掲げ、原子力発電所の再稼働を含む各エネルギー源の位置づけおよび政策の方向性が示されました。

平成24年7月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、太陽光発電を中心に急速に導入が進みつつある再生可能エネルギーについては、「有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する」としてありますが、導入目標については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする」という表現にとどまっており、具体的な目標値については明示されていません。

一方、地球温暖化対策については、平成24年末に京都議定書の第一約束期間が終了しましたが、日本は、京都議定書第二約束期間(平成25~32年)には加わずに、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意にもとづき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組むこととしています。

国は、平成25年11月のCOP19において『2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で3.8%減とする』という日本の温室効果ガス削減目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。この目標は、原子力発電の活用のあり方を含むエネルギー政策およびエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策およびエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を策定することとなっています。

東京都は、平成20年に「東京都環境基本計画」を改定し、この中で『2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する。』ことを目標として掲げていましたが、原子力発電所の停止による電気のCO₂排出係数の悪化を受けて、平成26年3月に『2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で20%削減する』という目標に

転換しています。

地球温暖化の進行を防ぐためには、省エネルギー活動などの個別対策に加え、都市構造そのものを低炭素型に転換していくことも必要です。平成24年12月には、都市の低炭素化を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されました。環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本等の面的活用など、都市整備事業の推進と民間活動の規制・誘導などの手法を組み合わせ、低炭素型都市構造を目指した都市づくりが進められています。

(2) 生物多様性をめぐる動き

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において、新たな世界目標として採択された「戦略計画 2011-2020」（愛知目標）では、長期目標として、2050年（平成62年）までに「自然と共生する社会」を実現することを掲げています。

これを踏まえ、国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、生物多様性の長期展望とより一層の生物多様性の推進が示され、2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

とする5つの基本戦略が提示されています。

平成20年に施行された「生物多様性基本法」においては、都道府県および市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。

また、東京都では平成24年5月に「緑施策の新展開～生物多様の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。そこでは、生物多様性の危機を背景に、これまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめ、2020年を目標に「まもる」「つくる」「利用する」の視点から新たな施策を展開することとしています。

そして、平成25年1月に発表された『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』の中では、生物多様性の保全に向け、首都東京ならではの先駆的な取り組みを展開することとし、平成25年度から平成27年度までの3か年で、「希少種の保護、外来種対策」、「生態系に配慮した緑化や自然環境の確保」などを重点的に取り組むこととしています。

(3) 循環型社会をめぐる動き

「循環型社会形成推進基本法」にもとづき、平成 25 年 5 月に第 3 次となる「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

このなかで、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、

- ① リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取り組みと地域循環圏の高度化

などが提示されています。

循環型社会に係る法制度では、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それにより持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした、「バイオマス活用推進基本法」が平成 21 年 9 月に施行されたほか、平成 20 年 10 月には、農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料としての利用促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（農林漁業バイオ燃料法）が施行、平成 25 年 4 月には、使用済小型電子機器等の収集およびレアメタルを含む有用金属の回収を促進するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されています。

第3章 望ましい環境像

1

基本理念

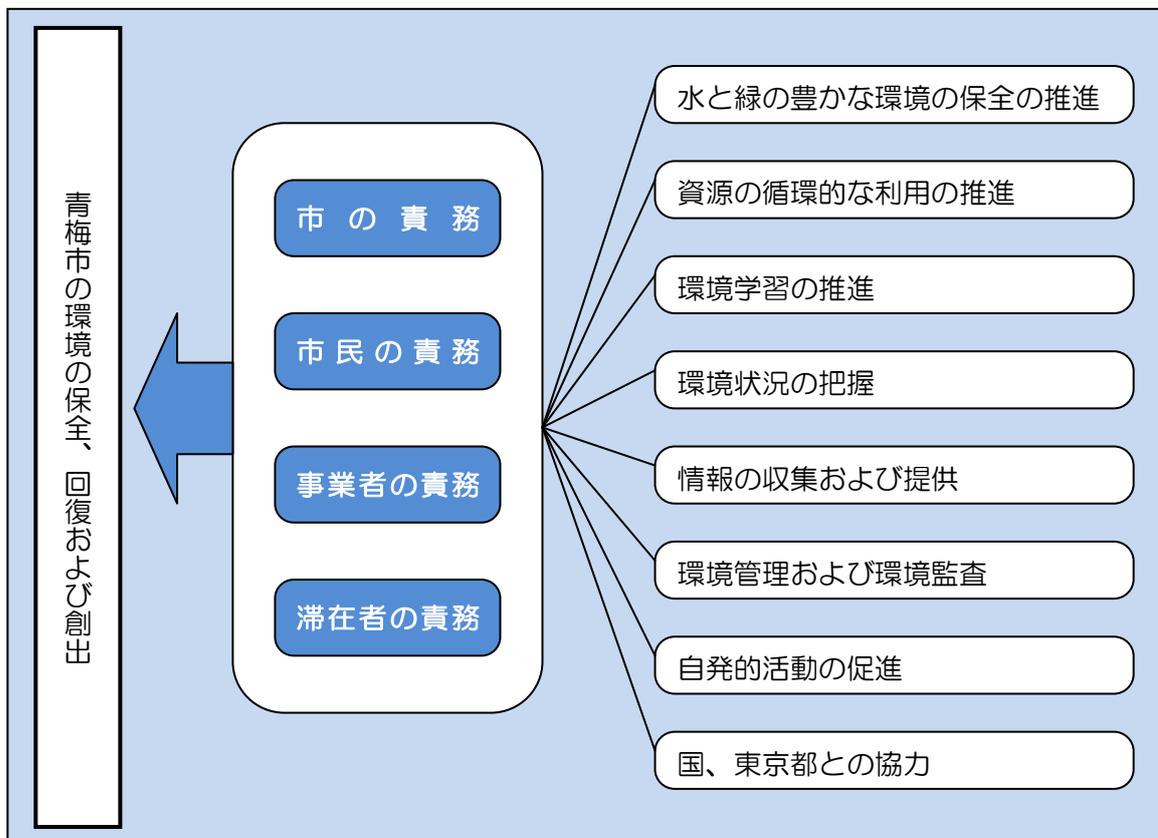
青梅市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全、回復および創出についての基本理念が定められています。本計画においても、その理念を共有します。

基本理念

- ◆環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ◆環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- ◆地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(青梅市環境基本条例 第3条より)

● 計画の基本理念



2 望ましい環境像

計画全体の望ましい環境像

「美しい自然のふるさと青梅」

～ 豊かな環境を未来に引き継げるまち ～

青梅市は都心近郊にありながら、多摩川の清流、緑豊かな森林や丘陵など恵まれた自然環境にあります。

わたしたちは日ごろの暮らしの中で、この自然環境から様々な「恵み」を享受しています。しかし、この自然環境からの「恵み」は、わたしたちが日々、なにげなく享受しているため、当たり前にあるものと思いがちになります。

第1次青梅市環境基本計画の策定から10年が経過し、青梅市はもとより日本、そして世界の環境を取り巻く情勢が大きく変化しました。

例えばエネルギー。東日本大震災以後、エネルギーに対する意識が大きく変化するとともに、太陽光発電をはじめとする枯渇性資源によらない再生可能エネルギーに対する関心が増えています。

また、この間に地球温暖化や生物多様性の保全などが大きな問題として取り上げられるようになり、それらの問題は、異常気象による自然災害などとして、世界の経済活動からわたしたちの日々の暮らしに至るまで影響を及ぼしています。

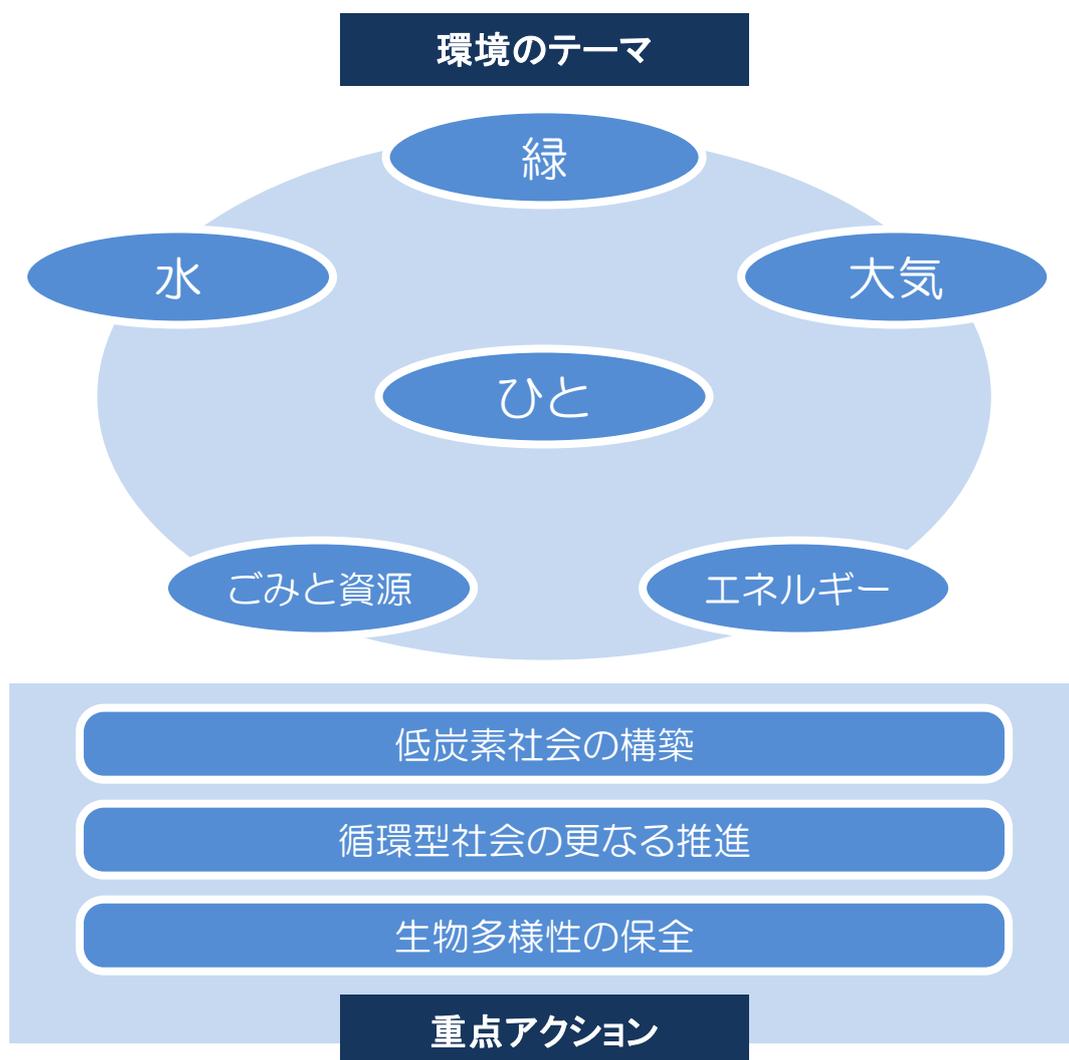
今、わたしたちは、この変化に合わせてライフスタイルを変えることを求められています。わたしたちの意識を変え、この限りある自然環境からの恵みを未来にわたり享受し続けられる取り組みを進める必要があります。

美しく自然豊かな青梅が、遠い未来も同じく美しく豊かでありつづけ、未来の子どもたちも豊かな自然環境からの恵みを享受し続けられることを願い、また、市民、市民団体、事業者、滞在者、そして市それぞれがこのことを意識した取り組みを目指し、全体の望ましい環境像（目標）として「美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～」としました。

3 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

本計画の目標は、計画全体の望ましい環境像とそれを支える6つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、エネルギー、ひと）の望ましい環境像からなり、これらの環境像を実現するための分野横断的な取り組みとして、3つの重点アクション（低炭素社会の構築、循環型社会の更なる推進、生物多様性の保全）を設定します。

- 計画全体の望ましい環境像を支える環境テーマと重点アクション



(1) 環境テーマ「緑」

緑の望ましい環境像

青梅の緑から地球の緑へ

【背景】

青梅市は、御岳山や高水山などの山々や、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵など市街地を囲む緑など、市域の約 63%を森林が占め、また、東京都が緑の指標として示している「みどり率」でも 80.3%と高い率になるなど、都内でも、とりわけ豊かな緑や自然に恵まれた地域であり、青梅市の大きな特色となっています。

また、市民アンケートにおいても、現在の「山や丘陵部の緑の豊かさ」や「都市の緑やまちなみの美しさ」などに高い評価を得ており、重点的に取り組むべき市の環境施策の問いにおいては「動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「里山・農地など身近な環境の維持管理」を過半数の方が選択するなど、市民の青梅市の緑に対しての高い評価や関心が伺えます。

しかし、近年の木材の国内価格の低迷や林業従事者の高齢化などによる森林の荒廃、都市化の進展による原野や草地、農地の減少、外来生物の侵入や増加による在来する動植物への影響など、青梅市の緑を取り巻く環境は年々厳しいものとなっており、これは日本全国で同様な状況であると言えます。

この青梅市の緑をわたしたちが守ることは、青梅市だけではなく周辺の地域、国、ひいては地球の貴重な緑を守ることにつながります。

次世代にもこの豊かな緑を本当の意味で引き継いでいくためには、一人ひとりの取り組みが必要だと考えます。

【望ましい環境像の趣旨】

今、地球上では1分間につき東京ドーム約2個分の面積の森林が失われていると言われています。この森林の減少は地球温暖化や生物多様性の保全など、地球規模の多くの課題に関わっており、近年の異常気象などわたしたちの暮らしにも影響が出てきていると言えます。

わたしたちの暮らしは、多くの生き物によって築かれています。また、その多くの生き物は豊かな緑から育まれています。

わたしたちがこの豊かな生活を享受し続けるには、日ごろの生活を見直し、緑を保全しなければなりません。

青梅の緑は、地球すべての緑と比べたら微々たるものです。しかし、地球すべての緑の一部であることには変わりありません。

青梅の緑を守ること、それはすなわち地球の緑を守ることとなるのです。

青梅の緑を守ること、地球の緑も守っていると意識し、未来の世代にこの緑を引き継ぐことを目指します。

(2) 環境テーマ「水」

水の望ましい環境像

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

【背景】

地球上に存在する水の約97.5%は海水で、残りの約2.5%が淡水です。

そして、その淡水の大部分は地下水や南・北極地域などの氷や氷河であり、河川、湖沼などの淡水の量は、地球上に存在する水の量のわずか約0.01%でしかありません。

このわずかですぐ貴重な水資源は、飲用としてはもちろん、農作物を栽培するためなど、わたしたちの生活を支えており、欠かすことのできないものです。

今の日本は、その貴重な水が日々の暮らしの中で何不自由なく使え、それが当たり前のようになっています。しかし、世界をみると、急激な人口増加に伴う水不足や、近年の異常気象が原因の干ばつや洪水によるインフラの破壊など、各地で水による問題が発生している現実があります。

国際連合環境計画（UNEP）が発表した「第4次地球環境概況」では、2025年に水不足となる人口は18億人に増加するとの試算が出ており、限りある水資源を守ることは、喫緊の課題となっています。

人類に限らず、水を必要とする生態系全体が水の恵みを持続的に享受できるように、今のわたしたちも水資源の大切さを考え適切に利用していくことが求められています。

【望ましい環境像の趣旨】

青梅市は市域の東西を横断する多摩川をはじめ、霞川、成木川、黒沢川など、豊かな河川が数多くあります。そして、数の多さだけでなく、御岳渓谷が日本名水百選にも選ばれる美しい渓流であるなど、その美しさも特色のひとつとなっています。

この美しく豊かな水資源は、青梅市だけのものではなく、青梅市を通った水は流域を流れ、いずれは東京湾へと注ぎこみ、流域に豊かな恵みをもたらしています。

青梅の水資源を守ることは、流域に住む人々の水資源を守ることに繋がるのです。

わたしたちはこの水資源の繋がりを意識し水資源を保全し、この貴重な水資源を次の世代へ引き継いでいくことを目指します。

(3) 環境テーマ「大気」

大気の望ましい環境像

澄んだ空気と思いやりのあるまち

【背景】

大気に関わる問題は、わたしたちが豊かな暮らしを手に入れるとともに形を変えながら絶え間なく続いてきました。

わが国で見ると戦後復興が著しい1960年代、工場などからのばい煙や自動車の急激な増加による排ガスなどが深刻な社会問題となりました。

国は、1968年に公害の防止を目的とした「公害対策基本法」を制定し、1969年には工場や自動車排ガスなど種類ごとに排出制限などを決めた「大気汚染防止法」を制定するなど対策に努めてきました。そして、オイルショックをきっかけに高度経済成長から低成長期へ日本経済が移行した1970年代後半からは、これまでの工場などを起因とした「産業公害」から、都市の生活行動や産業活動によって引き起こされる「都市・生活型公害」へと変容してきました。さらに、現在はPM2.5や二酸化炭素の急増による地球温暖化の問題など、大気の問題は我が国だけの問題ではなく、国境を越えた地球規模での問題となっています。

青梅においての大気の問題も同様です。わたしたちが豊かな生活がおくれる半面、環境に対する負荷が集積して問題が生じてきているのです。

地球上で大気はつながっています。今、わたしたちは、現在のライフスタイルを見直し、二酸化炭素などの大気の問題に向かい合うことが求められています。

【望ましい環境像の趣旨】

わたしたちは日々呼吸をして生きています。

健康に良い、きれいで澄んだ空気の中で暮らすことは、誰しものが望むことです。わたしたちが、この健全な営みを続けていくためには、大気への負担を減らす事が非常に重要となっていきます。

わたしたち一人ひとりが自分自身のためだけでなく、ひとを思いやりながら環境に向き合い意識を高めることで、わたしたちがくらしている青梅だけでなく、大気でつながる世界の環境の保全につなげ、良質な環境を次の世代へ引き継いでいくことを目指します。

(4) 環境テーマ「ごみと資源」

ごみと資源の望ましい環境像

創造に満ちあふれる循環型社会のまち

【 背景 】

戦後から復興した昭和 30 年代、街には商品があふれ、電気洗濯機や電気冷蔵庫、テレビなどの電化製品が普及し、わたしたちのくらしは飛躍的に便利で豊かになりました。

しかし、それは大量生産・大量消費・大量廃棄の始まりでもありました。国民総生産が引き上がることが豊かな社会であり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の「消費は美德」であるという社会が始まったのです。しかし、その反面、利便性の追求と大量生産・大量消費・大量廃棄は、産業公害などの環境問題を引き起こしました。その問題の一つとして「ごみと資源」の問題があります。

わたしたちは日々の生活において、豊富にあるものを消費しそこから大量のごみを排出しています。そして大量のごみの多くは焼却され、最終的には埋められることとなります。この大量の商品を作るためには、多くの資源が使われ、また、生産のために多くのエネルギーが使われています。そして、その資源やエネルギーの多くは限りのあるものなのです。

今、世界では過去の経済成長パターンが持続不可能であるとして、環境に配慮した持続可能な社会づくりが潮流となっています。わたしたちもこれまでの生産・消費を優先するライフスタイルから、環境を優先するライフスタイルに転換し、持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

【 望ましい環境像の趣旨 】

わたしたちはこれまでの使い捨て中心のライフスタイルを改め、資源を節約し、物を大切に繰り返し使い、使用後も廃棄せずにリサイクルする、循環型のライフスタイルへの転換と社会の仕組みづくりに取り組まなければなりません。そのためには、必要でないものは買わない、環境配慮商品の購入、分別の徹底によるごみの資源化など、わたしたち日々の生活の中で取り組みを進めていく必要があります。

また、環境負荷の少ない持続可能な循環型の「まち」を実現するために、市民一人ひとりをはじめ、事業者、行政が従来の価値観にとらわれない新しい発想と豊かな創造性を持って主体的に行動することが何よりも必要です。

(5) 環境テーマ「エネルギー」

エネルギーの望ましい環境像

持続可能で環境負荷の少ないまち

【背景】

20 世紀、急速な産業活動の進展により、人類は物質的に豊かな生活を獲得し、その一方で地球温暖化を引き起こしました。その主な原因は、わたしたちが日々エネルギーを使うことで排出される二酸化炭素（CO₂）です。

地球温暖化の影響は、自然災害の頻発等、すでにわたしたちの身近なところに表れはじめています。このまま温暖化が進むと、地球規模で様々な問題が起こり、人類だけでなく地球に住むすべての生き物が大きな影響を受けると予想されています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故、その後の原子力発電所の稼働停止は、電力供給システムのぜい弱さを露呈させ、これまでのエネルギー供給・消費のあり方を問うこととなりました。

東日本大震災後、節電を中心に省エネ行動が日常的な習慣として定着し、災害時対応力を高める観点から分散型エネルギーシステムに対する関心が高まりつつある今、これまでの市民、事業者の自主的な省エネ行動の実践に加えて、わたしたちの暮らす地域社会などの社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギーや省資源型のものへと転換し、CO₂ の排出を最小限に抑える必要があります。

【望ましい環境像の趣旨】

地球温暖化を防ぐには、新しい技術や製品開発が必須ですが、その技術・製品を使う「ひとの行動」も重要です。

わたしたちのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、できるかぎり資源・エネルギーの無駄使いを排除していく必要があります。

さらに、持続可能で環境負荷の少ないまちへと転換するために、太陽光や木質バイオマス、小水力などの地産地消の再生可能エネルギーを活用した災害・停電時も安心・安全な自立・分散型電源への移行、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティおよび低炭素都市のあり方を探ることが必要とされています。

(6) 環境テーマ「ひと」

ひとの望ましい環境像

市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

【 背景 】

これまでにわたしたちは、物質的に豊かで便利なくらしを手に入れるとともに、それに伴う工業化や開発により自然環境を破壊し、地球に深刻な影響を与えてきました。

1987年、ブルントラント委員会最終報告書「我ら共通の未来」で経済優先型の開発から環境施策と開発戦略を統合する枠組みとして「持続可能な開発」が提唱されました。我が国では「持続可能な社会」として提唱され、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画において、「持続可能な社会」を「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義しています。

現在の「持続不可能な社会」を「持続可能な社会」に転換するには、わたしたち一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、これまでの経済や効率、利便性の優先から、環境負荷の少ないライフスタイルへ変えていく必要があります。すべての生命の源である自然生態系との共生、未来の世代につけを残すことのない循環といった価値観が何よりも重視されるライフスタイルです。

そして、この一人ひとりの取り組みは、環境を優先したまちづくりにつながっていきます。

この「ひと」と「ひと」がつながった環境を優先したまちづくりは、市民、市民団体、行政、事業者、滞在者の垣根を越えて、横断的に取り組む必要があります。

市民一人ひとりが主役となり、共に創る豊かな環境づくりの中で、「ひと」と「ひと」が信じ合い、安らぎのあるふるさとの実現を目指します。

【 望ましい環境像の趣旨 】

わたしたち「ひと」は、多くの生き物たちに支えられ今の暮らしをしています。そして、この「ひと」を含めた生き物は自然からの恵みを受け生かされているのです。

森に降る雨が里山に生きるいのちを支え、水辺にくらす人たちを励まし、海に出て、また森へ帰ってきます。この自然循環の輪の中にゆったりと身をまかせてくらす喜びこそ、今なによりも大切にしていかななくてはならないものではないでしょうか。

地域に暮らす人たちが繋がり、支えあい、助け合う、この考え方をわたしたちの環境づくりに取り入れれば、「持続可能な社会」を現実し、このすばらしい青梅を未来のこどもたちに引き継げるはずです。

わたしたち一人ひとりが主人公となり、未来のふるさと「循環と共生のまち」青梅を目指していきます。

第4章 目標達成に向けた施策 および環境行動指針

1 第2次青梅市環境基本計画の基本的な考え方

第2次青梅市環境基本計画の基本的な考え方として、以下の4つを掲げます。

- 考え方1：震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進
- 考え方2：市民と行政の協働による環境対策の推進
- 考え方3：民間と行政の協働による環境対策の推進
- 考え方4：分野横断的な環境対策の推進

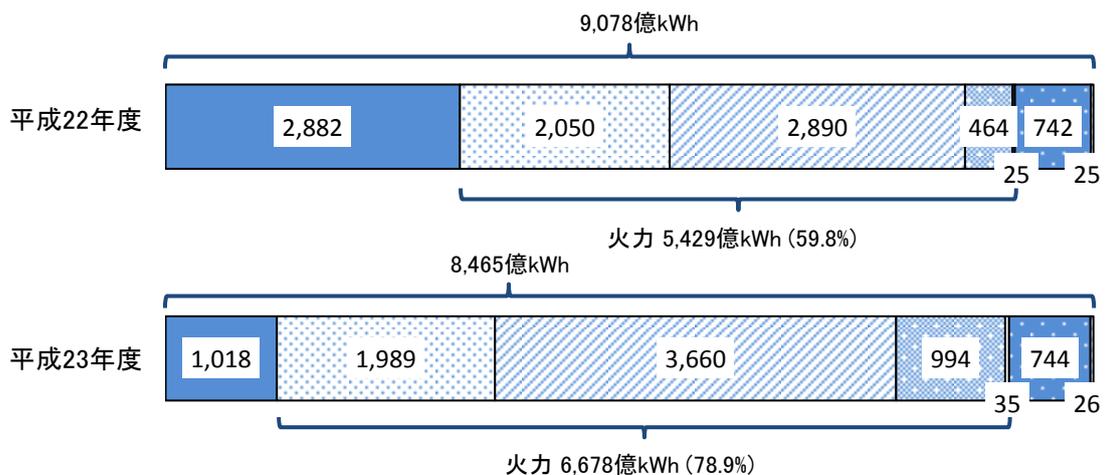
考え方1 震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

【背景・目的】

東日本大震災および原子力発電所の事故の影響により、国全体の発電量に占める原子力発電の比率が減少する一方、火力発電の比率が平成22年度の59.8%から平成23年度は78.9%へと大幅に増加しています。

このような状況の中、火力発電量の増加に伴うCO₂排出量の増加や燃料調達費の増加が懸念されており、再生可能エネルギーをはじめとした多様なエネルギー源の活用がこれまで以上に求められることとなっています。

● 電気事業者（一般・卸）の電源別発電電力量実績の比較



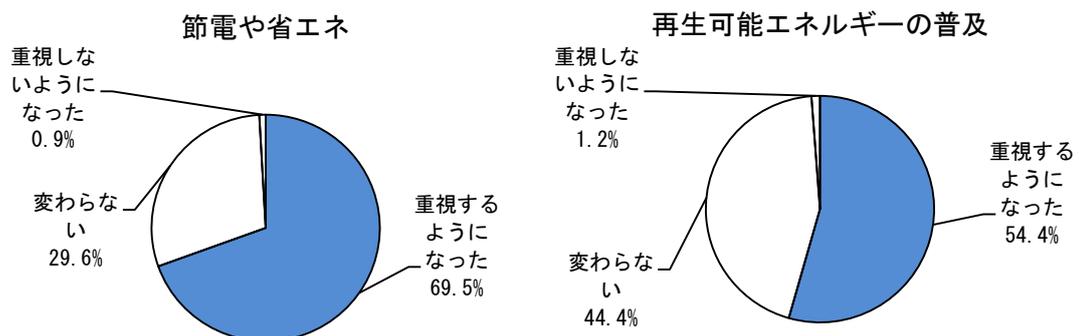
■原子力 □石炭火力 □LNG火力 ■石油火力 □ガスタービン、内燃力等 ■水力 □新エネルギー等

資料：経済産業省 総合資源エネルギー調査会 総合部会 報告書参考資料集より作成

また原発事故により、これまで基幹電源と位置付けられていた原子力発電への信頼が大きく揺らぐとともに、震災後の電力不足等により、エネルギーに対する市民の価値観も大きく変化しています。

具体的には、節電等の省エネ意識の向上、原子力・火力など大規模集中型電源から、太陽光・小水力など再生可能エネルギーを利用した分散型電源への移行、といった動きも見られており、これらの市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進が必要です。

● 東日本大震災後の意識の変化(震災前との比較)



資料:環境省「環境白書」(平成 25 年度版)より作成

【 内容 】

震災による市民の価値観変化を踏まえ、行政は、これまで省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減効果のある取り組みの普及啓発などの推進に加え、太陽光発電、バイオマス発電や小水力発電の導入など、青梅市の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及・拡大、複合的なエネルギー施策の展開など、低炭素都市構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

考え方2 市民と行政の協働による環境対策の推進

【背景・目的】

我が国では、高度経済成長期以降、市民の環境意識は確実に高まってきており、それが考え方や行動に影響を及ぼしています。自然環境に恵まれた青梅市では、すでに市民参加により様々な活動が進められてきています。

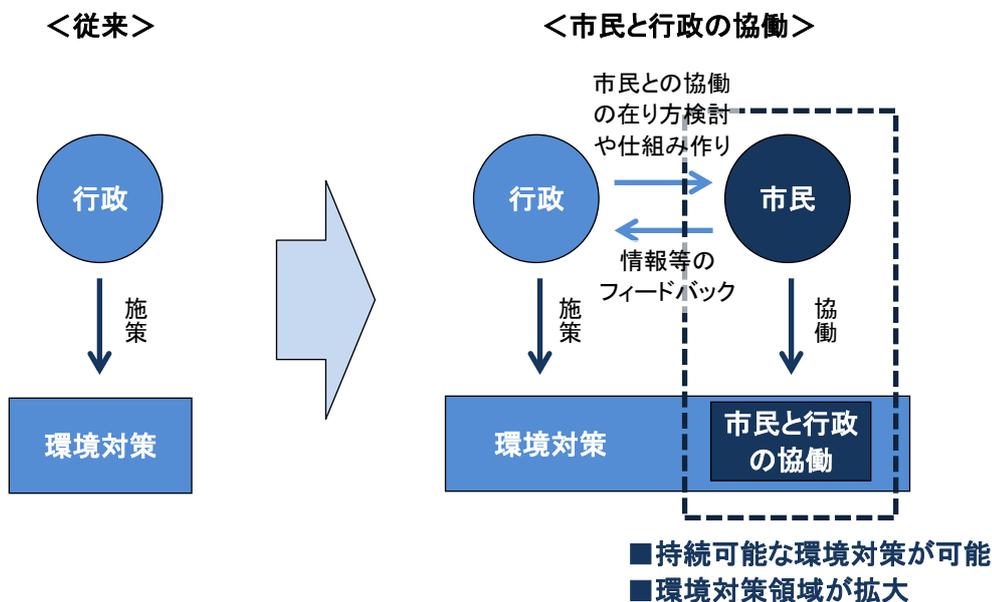
このような状況の中、既存の市民の環境への取り組みに加え、これまであまり対策が進まなかった領域についても、市民と行政が協働し、対策を進めていく必要があります。

【内容】

従来どおり、環境学習の機会を市民に提供し、環境意識のより一層の醸成を図るとともに、行政は市民と協働し、生物多様性調査や再生可能エネルギー事業などを実施し、環境対策のより一層の充実を図っていく必要があります。

市民と行政の協働による環境対策の推進に当たって、行政は、持続可能な市民との協働のあり方、仕組み作りも検討していく必要があります。

● 従来の環境対策と市民と行政の協働による環境対策



考え方3 民間と行政の協働による環境対策の推進

【背景・目的】

従来の環境対策は行政が主体となり実施してきましたが、環境分野における対策領域の拡大、行政の資金的・人的制約等もあり、行政のみでの環境対策は限界を迎えています。

そのため、環境対策の持続可能性の観点からは、民間と行政の協働により環境対策を進めていく必要があります。

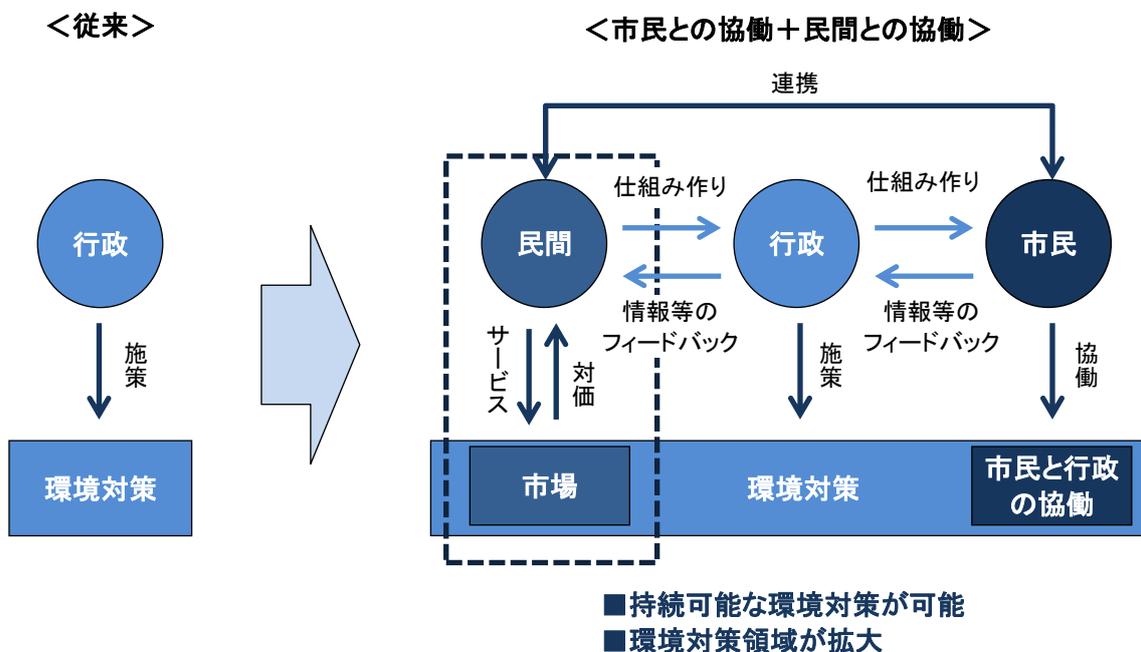
また、いわゆる環境ビジネスに地元企業が参入することによる、地域経済活性化も期待できます。

【内容】

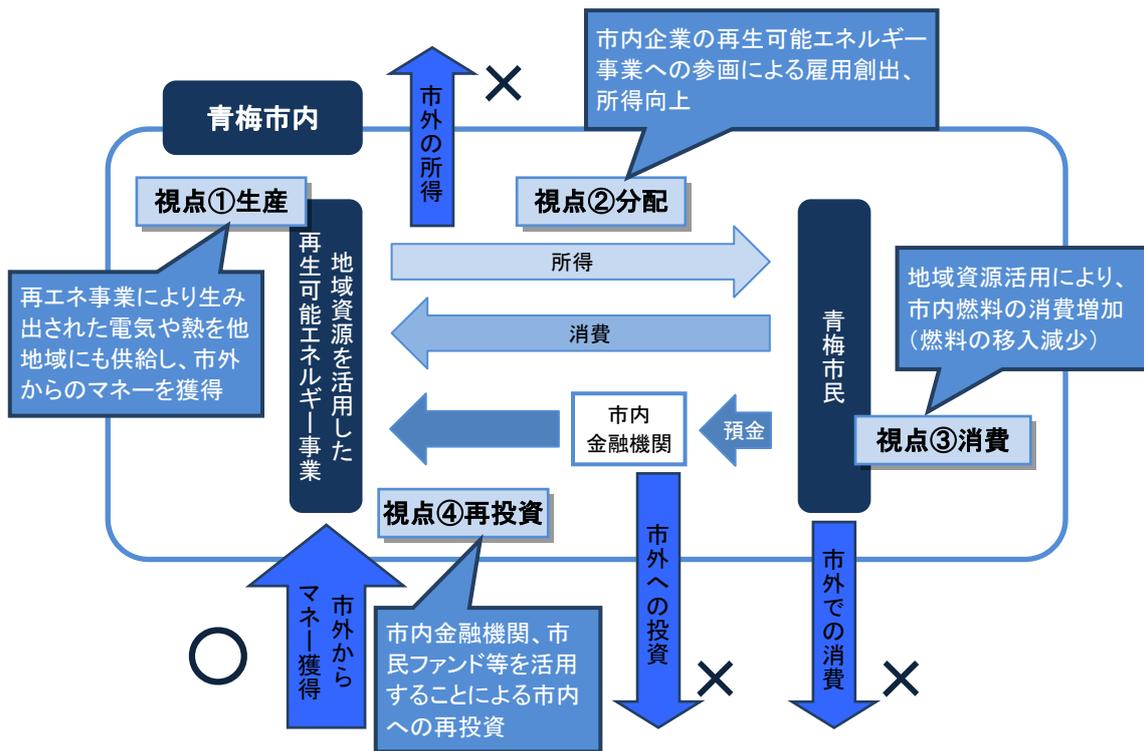
環境の維持・保全等にビジネスの視点を付与することにより、環境対策の効率的・持続的な推進が可能になります。また、民間と行政の協働による環境対策の推進は対策領域の拡大にもつながります。

民間と行政の協働による環境対策の推進に当たっては、地域経済活性化の観点から、地元企業の参画、地元資本の活用を基本とした仕組み作りも進めていくことが必要です。

● 従来の環境対策と民間と行政の協働による環境対策



● 再生可能エネルギーを核とした地域経済循環



考え方4 分野横断的な環境対策の推進

【背景・目的】

従来の行政主体の環境対策においては、個別分野ごとに対策の検討がなされており、対策に要する資金・人の面から効率的な環境対策が実行されてきたとは言い難い状況です。

環境分野においては、分野間で関連のある領域も多いことから、分野間の関連性を踏まえた分野横断的な検討を行うことにより、効率的な環境対策の実行が可能となります。

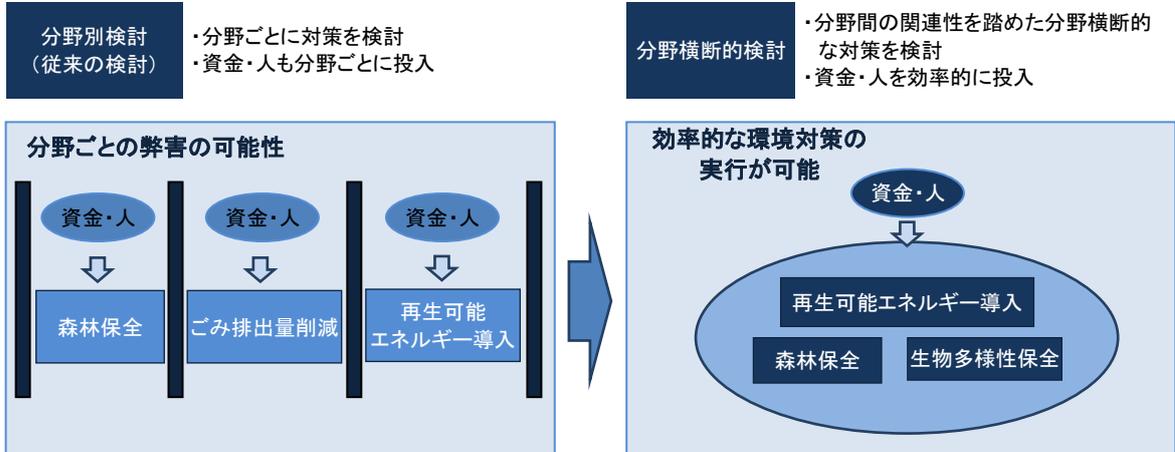
【内容】

従来の分野別の検討だけではなく、分野間の関連性を踏まえた横断的な検討も進め、効率的な環境対策を進めていく必要があります。

● 分野横断的検討のイメージ

<分野横断的検討の例>

- ・ 木質バイオマス利用（低炭素）⇒森林保全（自然環境保全）⇒生態系の保全（生物多様性）
- ・ 4Rの推進（循環型）⇒ごみ排出量削減（生活環境保全）⇒ごみの資源化（低炭素）など



2

第2次青梅市環境基本計画体系図

<計画全体の望ましい環境像>

【計画全体の基本的考え方】

- 考え方1：震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進
- 考え方2：市民と行政の協働による環境対策の推進
- 考え方3：民間と行政の協働による環境対策の推進
- 考え方4：分野横断的な環境対策の推進

美しい自然のふるさと青梅

〜豊かな環境を未来に引き継げるまち〜

<環境のテーマ>

<テーマの望ましい環境像>

緑

青梅の緑から地球の緑へ

水

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

大気

澄んだ空気と思いやりのあるまち

ごみと資源

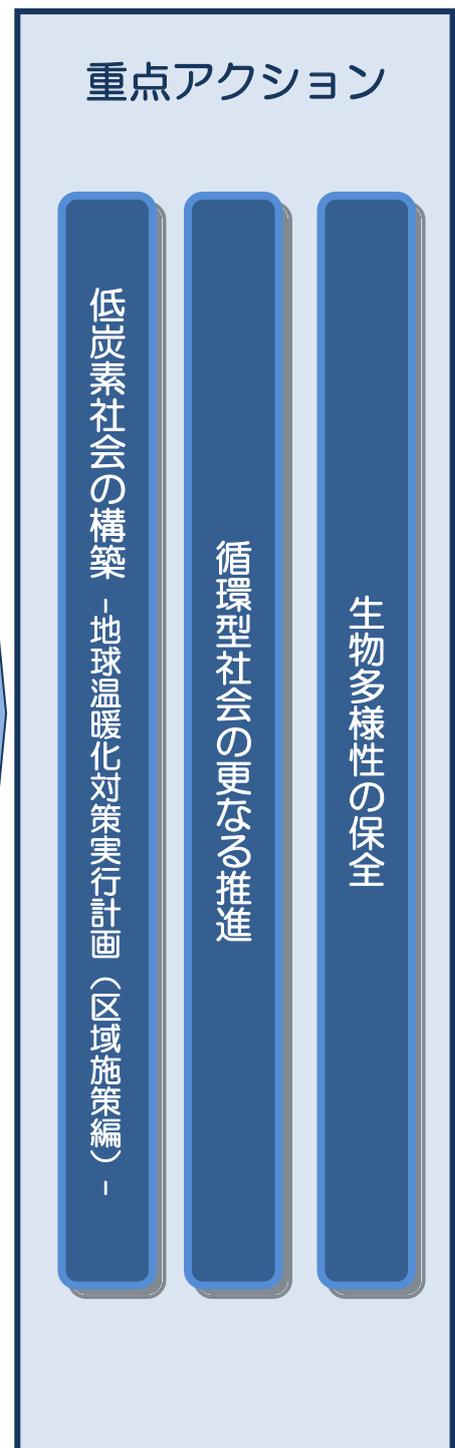
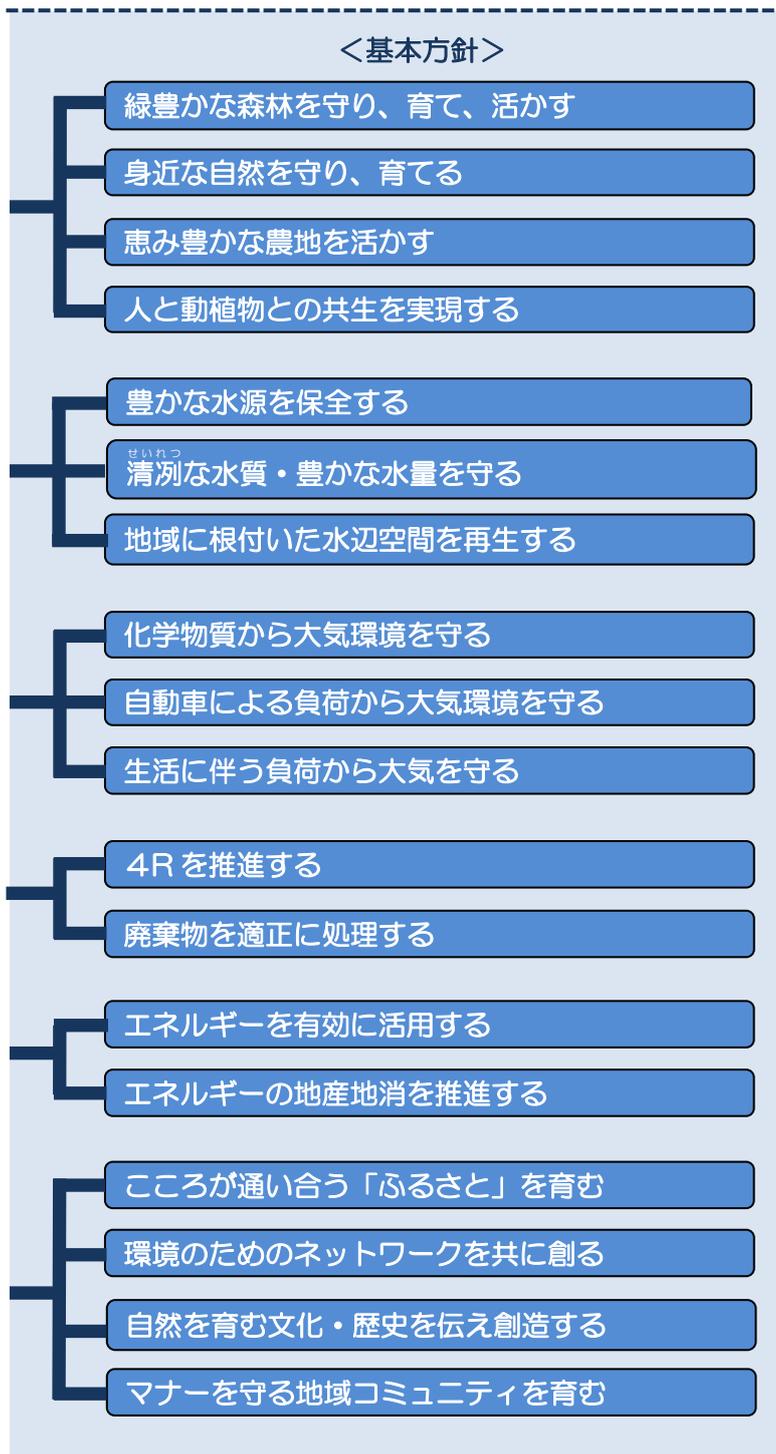
創造に満ちあふれる循環型社会のまち

エネルギー

持続可能で環境負荷の少ないまち

ひと

市民がつくる未来のふるさと
＝循環と共生のまち



3

目標達成に向けた施策および環境行動指針

環境のテーマ(1)

緑 ～青梅の緑から地球の緑へ～

【 現状と課題 】

● 森林

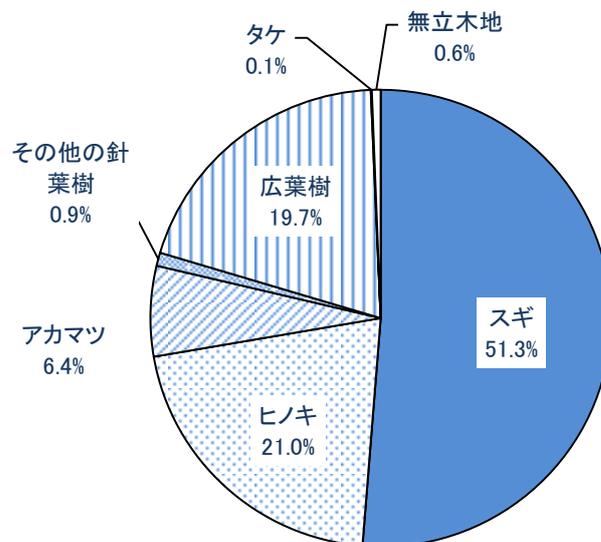
奥多摩から続く豊かな山地が青梅市西部に広がっています。

平成 24 年の調査によると、森林面積 6,464ha のうち 72.3%がスギ・ヒノキなどの植林による針葉樹林で占められています。森林は、木材やバイオマス燃料の供給源となるなど、経済林としての役割のほか、心のやすらぎ、自然とのふれあい、レクリエーション、水源のかん養、国土の保全、景観の向上、防災など多様な役割を持っています。

しかし、近年、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化等により、森林を維持管理していくことが困難となり、間伐・枝打ち等の手入れがされない、あるいは雪害・風害による倒木が放置された人工林が増えつつあります。林床（山の地肌）も痩せた状態となり、土壌が流出する危険性も指摘されています。

荒れた森林を健やかな姿に戻していくには、林業の振興を図る取り組みとともに、公益的機能の視点から、針葉樹の割合を減らし広葉樹との混交林を増やしていく取り組みを並行して進めていく必要があります。

● 青梅市の森林構成(平成 24 年度末)



資料: 青梅市

● 身近な自然（丘陵地・湧水・谷戸・平地林・湿地・崖線等）

青梅市の土地の利用形態別の緑地（公園等、農用地、森林、原野）は、平成19年現在、約7,790.3haとなっており、緑地率は75.4%と市域の4分の3が緑地で構成されています。これらに水面等を加えた自然的土地利用は、約7,928.3ha（市域の76.7%）となっています。

わたしたちの先祖は丘陵地を里山として利用してきました。クヌギ・コナラなどからなる広葉樹林やアカマツ林などが多く、かつては薪や炭の原料を切り出すための山として、よく手入れがされていました。約20年ごとに木は伐採されて、林は再生を繰り返していましたが、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い、放置され、荒廃しつつありました。

しかし近年、里山の持つ生物多様性や景観などの多様な価値が見直され、日本が長い年月をかけて生み出した循環型の生活文化として見直そうという動きが次第に盛んになってきています。

例えば、長淵丘陵の南端が、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、すぐれた自然の風景地として保全が図られているほか、加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある「青梅の森特別緑地保全地区」では、市民協働による保全を図った取り組みが進められています。

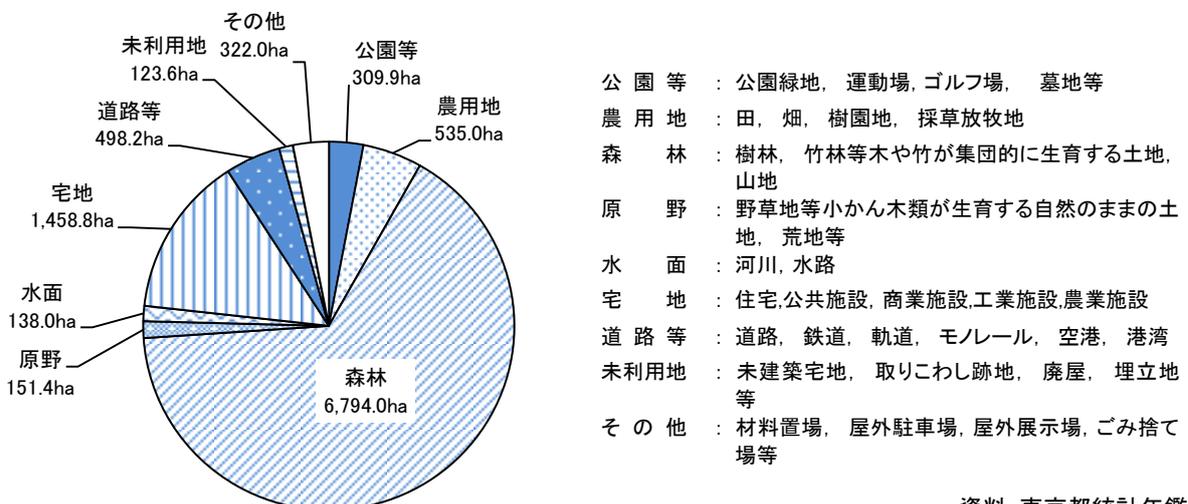
また、市内に多数存在する谷戸については、かつては丘陵地での水田耕作の場として利用され、湿地や湧水が守られてきましたが、多くの水田が放置され荒廃しつつあります。しかし、現在は「吹上しょうぶ公園」としての活用や青梅の森の中での保全など貴重な谷戸を守るための取り組みも行われています。

平地林は、かつては落ち葉や枝や幹などが農業や生活に利用されてきました。しかし、都市化による農地の減少や生活様式の変化とともに減少し、現在では都市部にある貴重な緑の空間となっています。

崖線については、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って2段の崖線樹林をみることができ、そこは湧水や動植物など自然環境の豊かな空間となっています。

このように身近な自然は、動植物の生息・生育場所、生活の憩いの場、防災、景観形成、観光資源などの多面性を持っていることから、引き続き、市民やボランティア団体などと連携して、保全と創造に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

● 青梅市の土地利用構成(平成19年現在)



● 農地

果樹園や水田、畑といった農村風景はわたしたちの心のふるさとであり、森林と同じようにわたしたちの生活を守る大切な環境資源です。

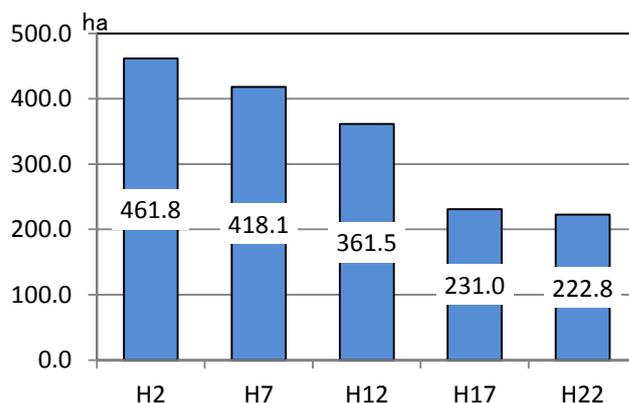
青梅市では、東京が発展するにつれて急速に人口が増え、市街化が進み、農地は次々に宅地化され、現在は市の面積の10%以下にまで減少しています。

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による収益の悪化、農業者の高齢化や後継者不足等の問題など極めて厳しい環境にあり、青梅市の農業も同様の問題を抱えていることに加え、都市化に伴う農地の減少や遊休農地化、ウメ輪紋ウイルスによる被害などの特有の問題を抱えています。

農地は、食糧生産の場だけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。

そのため、地産地消の推進をはじめとして、工業、商業、観光等と連携した農業経営を促進し、農地を保全することにより、緑豊かな青梅市のまちづくりに寄与していくことが求められています。

● 青梅市の経営耕地面積の推移(再掲)



資料: 青梅市

● 生物多様性

青梅市は、山地や丘陵地が走り、その間を流れる多摩川をはじめとする豊富な水系から、多様な生物の生息環境となっています。特に動物については、都内屈指の多様性を誇り、豊富な種類、個体数がみられます。

しかし、開発に伴う生物の生息・生育空間の縮小や、農林業の衰退などによる生物の生息・生育環境の荒廃、地球温暖化による生息・生育環境の変化、さらには外来生物の増加による生態系のかく乱などにより、生物多様性が脅かされています。

生物は、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要です。

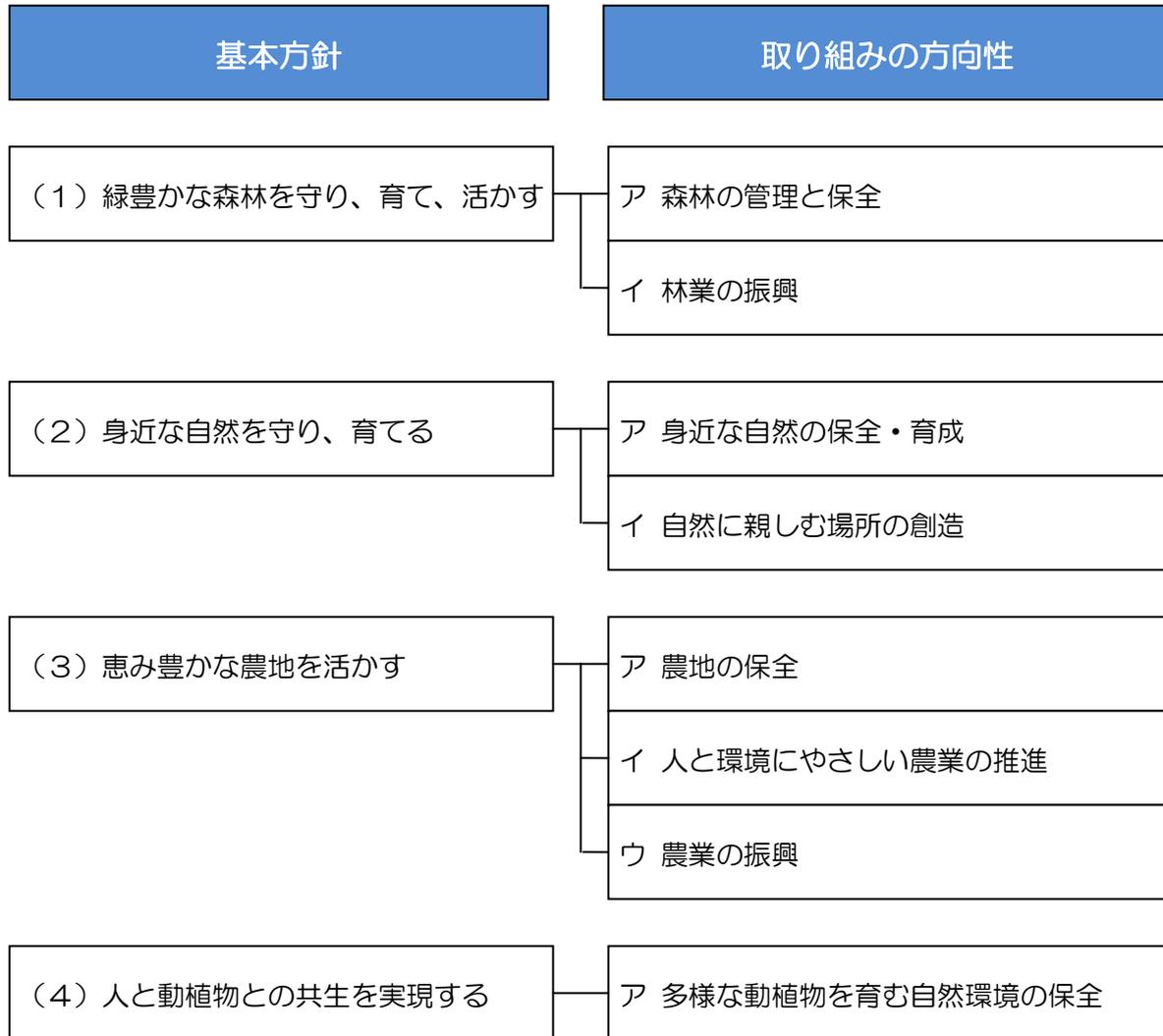
このような状況の中、国では「生物多様性基本法」を平成 20 (2008) 年に制定しました。

市では、これまで森林や水辺等、自然環境の保全を中心に取り組みを推進してきましたが、市内の生物多様性の状況についてはこれまで十分に把握できていませんでした。

今後は、市民団体等の協力も得ながら、市内の生物多様性の現状について把握するとともに、自然環境と生物を幅広い視点で捉えた取り組みを推進する必要があります。

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は大きく、森林、身近な自然、農地、動植物との共生の4つに分けています。森林は、植林地など市内でも山間部の森林、身近な自然は雑木林など市街地周辺にある自然、農地は市内の農地全体、動植物との共生は動植物と人との関係についてで、それぞれ緑に関する環境への取り組み手段として示しています。



基本方針（1） 緑豊かな森林を守り、育て、活かす

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 25 年度)	目標値
森林面積	6,464 ha	現況値維持

現況値出典：東京の森林・林業（平成 25 年版）

【 取り組みの方向性 】

ア 森林の管理と保全

青梅市は、市域の約 6 割が森林に覆われている、緑豊かな地域となっています。森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しており、わたしたちの生活と深くかかわっています。しかし、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、管理されず放棄されている森林も多くなっています。

このような現状を踏まえ、市民一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくとともに、森林を計画的・適正に整備し、管理していきます。また、森林保全にむけ、市民の森林ボランティアや企業など様々な主体が協働で取り組みを推進していきます。

・ 具体的施策 1 人工林の保全

東京都や関係機関と連携し、民有林の森林施業への支援を実施するとともに、青梅の森をはじめとする市が管理する森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。

・ 具体的施策 2 協働による森林整備の推進

市民の森林ボランティアや企業の協賛等を活用し、森林保全活動の活性化に向けたネットワークの構築、効果的な運用に努めます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全について学び、活動に参加します。 ・ 市や企業などが行う森林保全活動に参加します。 ・ 緑の基金等、緑を守る運動に協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅の森の保全に関して、市民や各種団体等と協働した運営・管理体制の充実を図ります。 ・ ボランティアグループの輪を広げるために、市と協力し、ボランティアへの呼びかけや、PRを行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。 ・ 手入れの行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。 ・ 水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。 ・ 青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。 ・ 松くい虫の防除対策を継続実施します。 ・ スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林への回復を目指します。 ・ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。 ・ 森林保全リーダーを養成していきます。 ・ 森林ボランティア活動のPRを行います。 ・ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。 ・ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業の森」等を通して、市の森林保全に協賛します。 ・ 市民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加します。 ・ 技術指導・道具の貸し出し等の協力を行います。 ・ ボランティア団体やNPO団体への支援を行います。 ・ 森林の置かれている現状や公益性について広報活動します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全の大切さを知り、市の取り組みに協力します。 ・ 森林火災の防止に協力します。

【 取り組みの方向性 】

イ 林業の振興

市内の管理が行き届かない森林を少しでも減らし、適正な整備を促進するためには、国や都と連携して、積極的に林業を支援していくことが不可欠となります。

また、整備面だけでなく、地域の木材資源を積極的に利用していくことにより、林業の経営の安定化を支援していきます。

・ 具体的施策 3 林業経営の強化支援

国や都、各種関係機関等と連携し、林業生産の基盤整備や充実化を図り、林業経営強化を支援します。また、林業従事者の確保・育成に努めます。

・ 具体的施策 4 地域木材の使用拡大

地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 建築や木工製品には、積極的に地域木材を使用します。・ 地域木材を使用した製品を積極的に購入します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 地域木材の使用をPRします。
市	<ul style="list-style-type: none">・ 林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。・ 市の公共施設の建築においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。・ 地域木材の普及PRを促進します。・ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。・ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。・ 地域木材での木質バイオマス活用を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 林業従事の人材の育成に努めます。・ 施設建設等の際、地域木材を積極的に使用します。・ 地域木材、間伐材等を使う製品などのアイデアを出し、地域木材の使用を推進します。・ 地域木材でのバイオマス利用を進めます。

基本方針（２） 身近な自然を守り、育てる

【 取り組みの方向性 】

ア 身近な自然の保全・育成

丘陵地や里山に加え、市街地の緑や公園などの身近な自然は、わたしたちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。こうした自然を積極的に保全し、人と自然が共生できる環境を創造していきます。

・ 具体的施策 5 身近な自然の保全

開発の影響を受けやすい崖線樹林や平地林等の身近な自然を守り、青梅市らしい自然環境を育てていきます。

・ 具体的施策 6 市街地の緑の創造

公園、街路樹等の市街地のなかにある緑を保全するとともに、屋上緑化や壁面緑化等の新たな緑の創出に努めます。

・ 具体的施策 7 緑のネットワークづくり

丘陵地・湧水地・平地林・崖線・里山・巨木・古木などの保全や街路樹等の整備を推進し、緑のネットワーク化を進めます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の保全活動に積極的に参加します。 ・ 私有地内の屋敷林・巨木・古木等の保存に努力します。 ・ 生垣やみどりのカーテン設置など宅地の緑化を行います。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民によるモニタリング・維持管理のシステムをつくります。 ・ 地域の緑化や緑地の保全・管理を行います。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と計画的な改修を実施し、公園などの若返りを図ります。 ・公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。 ・「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづく保全施策の検討を行います。 ・社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方策を検討します。 ・市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。 ・幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目をひく緑化修景を推進します。 ・道路の新設や既設道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進・促進します。また、既存の街路樹や植樹帯の適切な維持管理を推進・促進します。 ・保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊（コリドー）形成に向けた整備に努めます。 ・生垣やみどりのカーテン設置など宅地の緑化を推進します。 ・公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。 ・緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全するよう配慮し、事業を行います。 ・大規模開発を行う場合には、計画段階から市と市民に説明し、話し合う公開の場を設けます。 ・法令にもとづく緑化基準を守ります。 ・建物の屋上緑化、壁面緑化を積極的に行います。 ・緩衝緑地の設置や接道緑化を積極的に行います。 ・周囲の景観や環境との調和を考慮した、施設を計画します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や環境に配慮した行動をします。

【 取り組みの方向性 】

イ 自然に親しむ場所の創造

市民が自然とふれあい、親しむことのできる空間を創造していきます。特に、未来の青梅市の環境の担い手となる子どもたちが、自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できる場所と機会を積極的に創出します。

・ 具体的施策 8 自然に親しむ場所と機会の創出

自然と親しめる憩いの空間や、自然とのふれあいによる環境教育の場と機会をつくりま
す。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育ができる森などの計画・管理を市や事業者と協働して行います。 ・親子で自然と親しみ、自然から学びます。 ・グリーンマップを市と協働して作成します。 ・樹木にネームプレートを付ける等の取り組みを、市や市民団体と協働して行います。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育ができる森などの計画・管理を市と協働して行います。 ・グリーンマップを市と協働して作成します。 ・樹木にネームプレートを付ける等の取り組みを、市や市民と協働して行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 ・環境教育が推進できるような森を整備します。 ・グリーンマップを作成します。 ・森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。 ・広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。 ・個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育ができる森などの計画・管理を市民や市などと協働して行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが気持ち良く自然と親しめるよう配慮します。 ・市の活動にいっしょに取り組みます。

基本方針（3） 恵み豊かな農地を活かす

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 22 年 2 月 1 日時点)	目標値
経営耕地面積	223 ha	201 ha

現況値出典：青梅市の統計（平成 24 年度版）

※経営耕地面積は大きく減少する傾向にあります。このため、減少率を極力抑えた目標値を設定しました。

【 取り組みの方向性 】

ア 農地の保全

青梅市の農地は、都市化の影響や農業従事者の高齢化、担い手不足等により減少が続いています。農地は生産地としての機能だけでなく、災害の防止や里山景観の保全、さらに、市民が土や自然と親しむ場の提供など、様々な役割を担っています。

こうした農地の多面的な機能や恩恵を享受できるよう、様々な支援や取り組みを推進し、農地を保全していきます。

・ 具体的施策 9 農地の利用集積の促進

農地の利用集積を促進し、農業経営の多角化・高度化を進めるとともに、農業生産の向上、耕作放棄地の発生防止と解消を図ります。

・ 具体的施策 10 遊休農地等の活用

遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくります。

【 各主体の取り組み 】

市民	・ 農業を体験し、農業の大切さを学習します。
市	・ 市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協働した管理体制の方策について検討します。 ・ 管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。 ・ 交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。 ・ 意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の安定化と農地の保全を図ります。
事業者	・ 市民農園の利用者に対し、技術指導や農具の貸し出しを行い、市民の農業体験を支援します。

【 取り組みの方向性 】

イ 人と環境にやさしい農業の推進

農業の自然循環機能の維持増進を図り、地域に調和した持続可能な農業を推進するためには、化学肥料や農薬の使用等に配慮した、人と環境にやさしい環境保全型の農業に転換していくことが必要となります。

また、消費者の食品に対する安全・安心への期待は年々高まっており、こうしたニーズに対応するためにも、生産者と消費者が互いに理解し合い、環境保全型農業を推進できるよう支援します。

・ 具体的施策 11 環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用の低減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機農法や減農薬・減化学肥料によってつくられた農作物を、率先して購入します。 ・ 生ごみや落ち葉などの堆肥化に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の推進をPRします。 ・ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や他の機関と協力し、農薬・化学肥料をできるだけ使わない、環境保全型農業を推進します。 ・ 農産物の販売時に循環型農法・有機農法の表示を行います。



【 取り組みの方向性 】

ウ 農業の振興

経営環境の悪化や後継者不足といった問題で、地域の農業は大変厳しい状況にあります。これらの問題に地域全体で取り組み、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を基本に、消費者から見える農業を推進しながら、地域の農業の振興を図ります。

・ 具体的施策 12 農業の担い手の確保・支援

認定農業者などの意欲ある農業経営者を支援するとともに、関係団体と連携し、農業後継者や新規就農者など新たな担い手の確保・支援を図ります。また、市民の援農ボランティアなどの推進を図り、農業に対する理解の場を確保します。

・ 具体的施策 13 地産地消の推進

農家の直売機会の拡大や販路の充実等を図ることにより、特産物の育成や地産地消を推進し、地域農業の振興および生産者と消費者の交流を図ります。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 地元産の農産物を率先して購入します。・ 援農ボランティアに参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ イベント等を開催し、消費者と生産者のお互いの理解を深める支援をします。
市	<ul style="list-style-type: none">・ 農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。・ 援農ボランティアの育成に取り組みます・ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。・ 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。・ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。・ 農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 市・農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。・ 農産物の販売時に地元産の表示を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">・ 援農ボランティアに参加します。

基本方針（４） 人と動植物との共生を実現する

【 取り組みの方向性 】

ア 多様な動植物を育む自然環境の保全

青梅市は、多種多様な動植物が生息・生育する自然豊かな地域が多くあります。しかし、近年自然環境の変化や外来生物の増加等により、在来生物の生息・生育環境が脅かされており、生態系バランスが崩れることが懸念されています。こうした状況をくい止め、生物多様性の保全を積極的に推進していきます。

・ 具体的施策 14 青梅市生物多様性地域戦略の策定

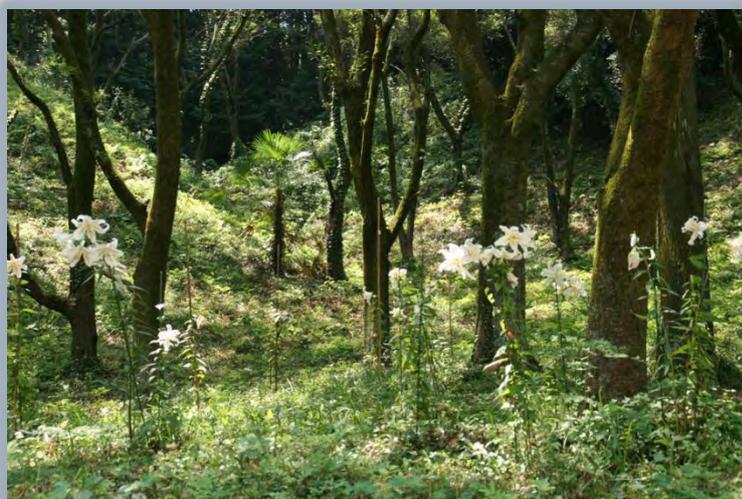
青梅市生物多様性地域戦略を策定し、青梅市の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みの基本的指針および取り組み内容を明らかにし、総合的な生物多様性の保全を推進します。

・ 具体的施策 15 地域の生態系の保全

地域の生態系を保全するため、動植物の生息・生育地を守ります。また、地域の生態系への影響を及ぼす特定外来生物等への対策を推進します。

・ 具体的施策 16 市民の関心を高める環境整備

市民と協働で自然環境調査等を行うことを通じて、市民の関心を高め、生物多様性保全活動の活性化につなげます。



【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市や事業者と協力し、動植物の調査・保護に協力します。 ・外来生物の放出・植栽・播種をしません。 ・野生動物にみだりにえさを与えません。 ・ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません。 ・希少な動植物等を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。 ・市民による地域の自然環境調査・生物調査を行います。 ・除草剤をなるべく使用しません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市や事業者と協力し、動植物の調査・保護に協力します。 ・市民による動植物のモニタリングシステムをつくります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市生物多様性地域戦略を策定します。 ・市民・事業者等と協働して、参加型の自然環境調査を行います。 ・外来生物等の調査・対策に取り組みます。 ・希少種の調査・保全に取り組みます。 ・鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。 ・動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、地域の生態系に配慮した開発や事業を行います。 ・地域の生態系を乱すような外来種の動植物の販売には、国などの指導に従い、細心の注意を払います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物をいつくしみ、大切にします。 ・自然環境調査に協力します。 ・外来生物の放出・植栽・播種をしません。 ・野生動物にみだりにえさを与えません。 ・ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません。 ・希少な動植物等を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。

環境のテーマ(2)

水 ～流域市民を結ぶ、水の生まれるまち～

【 現状と課題 】

● 水資源

青梅市を流れる河川は、多摩川水系（多摩川など）と荒川水系（霞川、成木川など）に分かれ、市中央の永山丘陵を分水界にしています。

多摩川は、東京の生活用水として広く利用され、かつては水道用水として東京都全取水量の大半を占めていましたが、利根川水系からの取水により、現在では東京都の全取水量の2割程度となっています。

東京都の水需要に対し、水源地である青梅市は、森林の管理と保全に努め、森林の保水力の維持・増進を図ることによって、安定的な河川流量を確保していく必要があります。

また、水は個々の市区町村域を越えて循環していることから、青梅市内のみならず、下流域や東京全体でも水源地を守るような理解と協力を呼びかけていくことも必要です。

● 水質

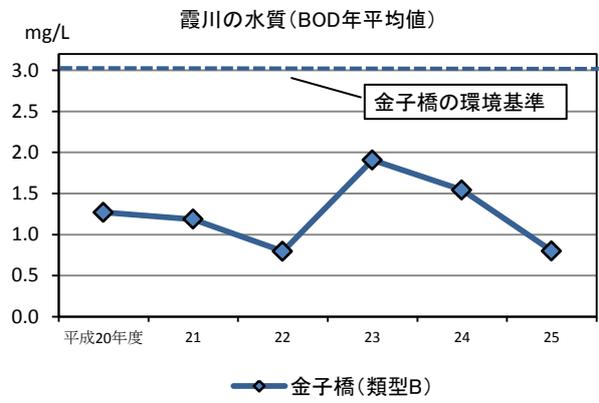
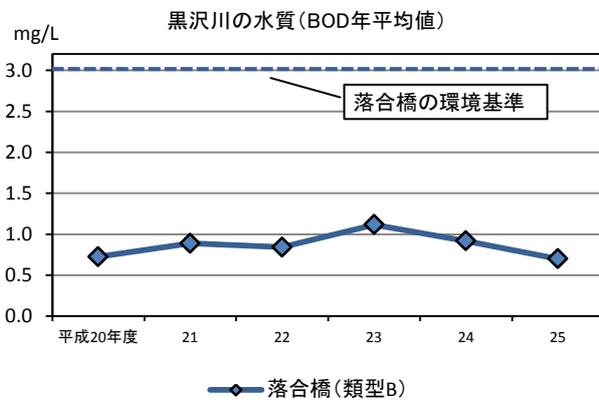
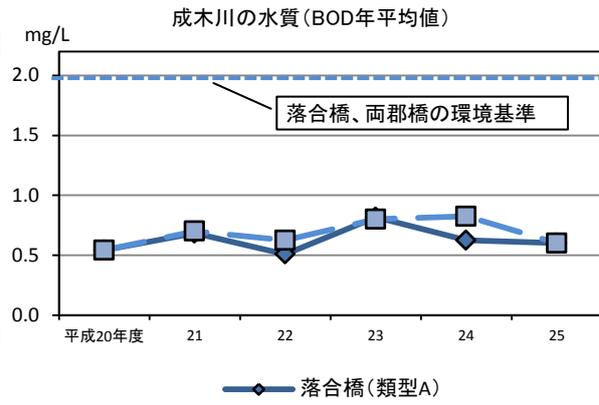
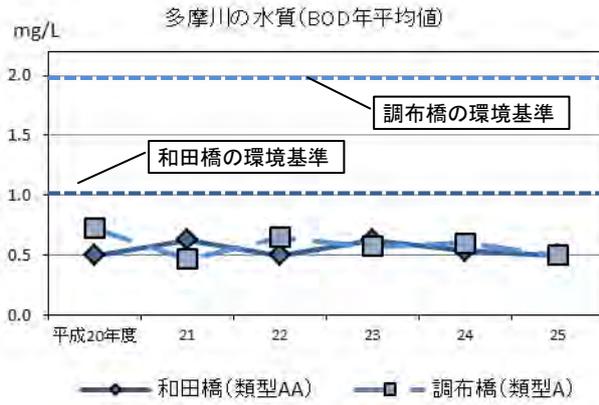
多摩川の上流部は、山岳渓谷美に富んだ清流となっており、魚類ではヤマメやカジカなどが生息し、特に代表的な御岳渓谷の清流は環境省選定の名水百選にも選ばれるなど、青梅の誇る水といえます。

市内を流れる主要な河川の調査では、多摩川、成木川の水質は概ね環境基準を達成しています。

また、多摩川上流流域関連公共下水道として昭和 47（1972）年度から事業に着手した公共下水道は、平成 25 年度末現在、面積普及率 88.9%、水洗化率 98.2%まで進捗しています。さらに、市が事業主体となる浄化槽整備事業に着手します。

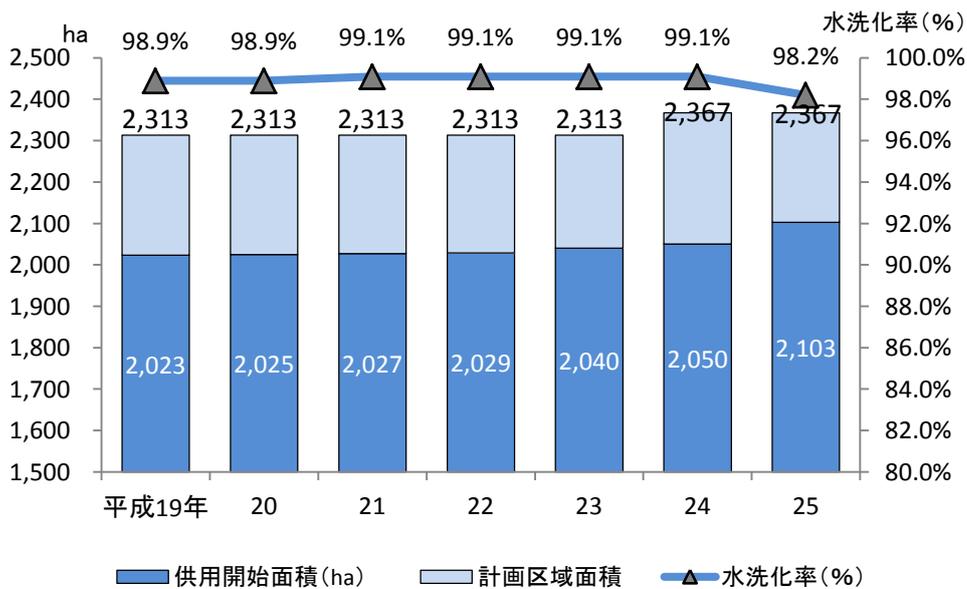
今後も、生活環境の向上と水質保全などを図るため、引き続き、公共下水道事業および浄化槽整備事業を計画的、効率的に進めていく必要があります。

● 公共用水域の水質の経年変化



資料: 東京都環境局

● 公共下水道整備の進捗と水洗化率(世帯)



資料: 青梅市環境部

● 水辺空間

青梅市の河川は、市中央部を東西に流れる多摩川とこれに注ぐ多摩川水系の河川、北部を流れる霞川、成木川などの荒川水系の河川により構成されています。

中でも多摩川は、昭和 60（1985）年に御岳溪谷が環境省から名水百選に選定されるなど、特に美しい清流景観とされており、憩いの場、レクリエーションの場として、市内外から多くの人々が訪れています。

この良好な水辺環境を学習や活動などの場として活用することで、水辺と人とのふれあいをより身近なものにすることができます。市内においては、平成17年度に霞川をフィールドとした「霞川子どもの水辺協議会」、また平成23年度には、多摩川をフィールドとした「おうめ水辺の楽校運営協議会」が発足し、それぞれの場所を「子どもの水辺」として登録し、水辺に親しむ事業の充実を図っています。

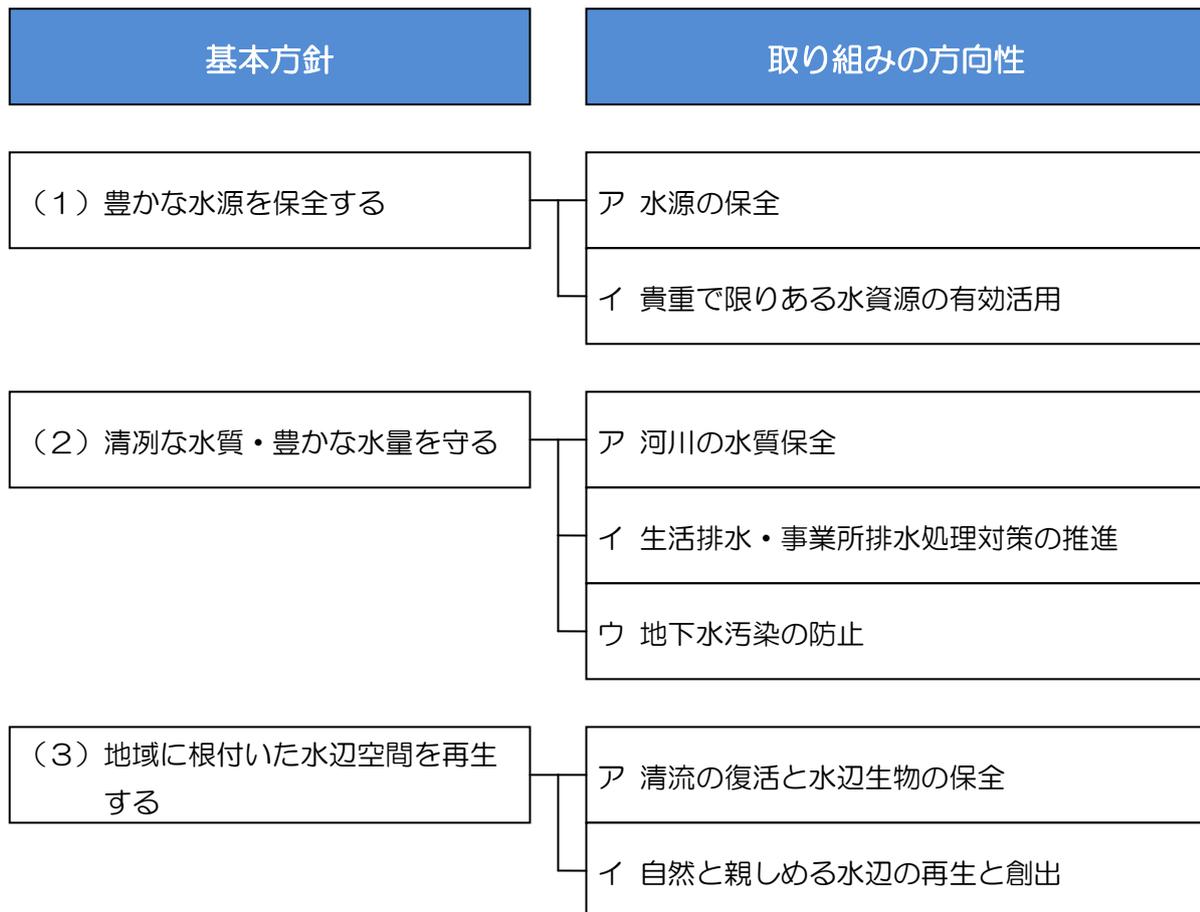
今後も、自然体験学習など親水事業の実施により、川と親しむ機会づくりに取り組むとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や、関係機関と連携して河川環境整備などを進める必要があります。



【 取り組みの枠組み 】

基本方針は大きく、水源、水質・水量、水辺空間の3つに分かれています。

水源は、多摩川などの水源地となっている山間部、水質・水量は河川や飲み水の水質、水辺空間は水辺における人と水とのかかわり合いで、それぞれ水に関する環境への取り組み手段として示しています。



基本方針（1） 豊かな水源を保全する

【 取り組みの方向性 】

ア 水源の保全

青梅市は東京都の水源域であるため、多摩川水系の源流域の森林・樹林を保全し、保水機能や自然浄化機能などの水源かん養能力を高めることによって、適正な河川水量の確保と水質の維持・改善に努めます。

また、多様な生物の生育・生息場所となっている水田跡およびその周辺の水路等の湿地や災害時の水供給源にもなる湧水など、身近にある貴重な水源の保全を図ります。

・ 具体的施策 1 広葉樹林化による水源かん養

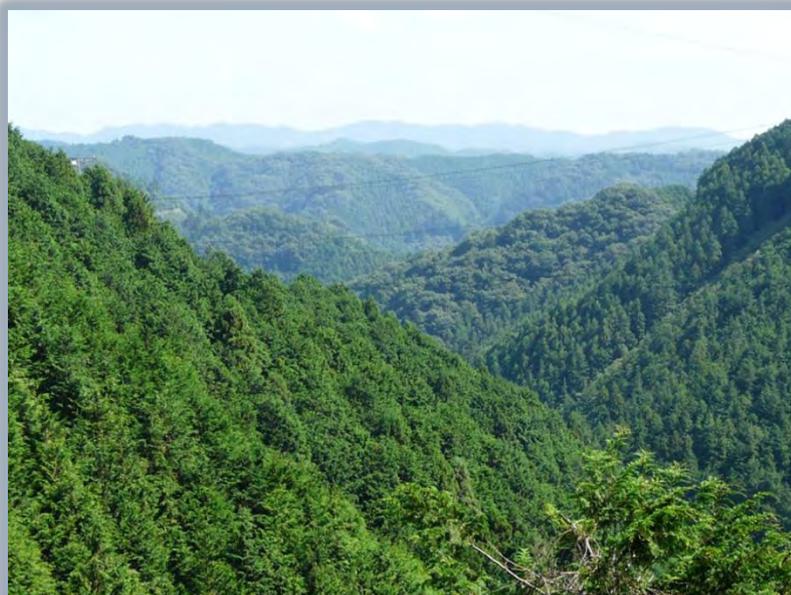
一般に広葉樹（落葉樹・照葉樹）は保水能、浸透能の高い土壌孔隙を増加させ、また広葉樹の落葉は分解が早く浸透能の高い堆積有機物を形成することができると言われております。広葉樹の割合を増やし針広混交林化を進め、水源かん養機能を高めます。

・ 具体的施策 2 水資源（湿地・地下水・湧水等）の保全

身近にある貴重な水源および水資源、水辺空間を積極的に保全します。また、地下水に関する調査等を行うことにより、水源保全のための実態把握や普及啓発に努めます。

・ 具体的施策 3 水源域の保全

水源域における開発の抑制に努めます。



【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広葉樹林の機能を理解し、森林ボランティアに協力します。 ・ 井戸などの調査ボランティアに参加します。 ・ 湧水の定期的な調査を行います。 ・ 災害時に利用できるように、井戸などを保全します。 ・ 水源が守られるよう、市民の声を行政に届けます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林ボランティアに協力します。 ・ 各地域の水資源を調査します。 ・ 写真・絵地図などで水源域のパンフレット等をつくってPRします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混交林化に取り組みます。 ・ 森林ボランティア活動を支援します。 ・ 地下水の使用量について監視を続けます。 ・ 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と協力して植生の転換に努めます。 ・ 森林ボランティアを受け入れます。 ・ 自然環境に配慮した事業を行います。 ・ 水源域を守る努力をします。 ・ 地下水の使用量調査に協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全活動へ参加・協力します。 ・ 湧水などを汚したり荒らしたりしません。

【 取り組みの方向性 】

イ 貴重で限りある水資源の有効活用

貴重で限りある水資源を有効活用するために、雨水の利用や節水等を積極的に推進し、地下水のかん養と適正な河川水量の確保に努めます。

・ 具体的施策4 雨水の活用

雨水の有効活用に努めます。

・ 具体的施策5 節水の推進

積極的な普及啓発により、日常生活の中で気軽に実施できる節水を推進します。

・ 具体的施策6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保

河川へ流れ込む水の量を平準化するために、市街地などにおいては雨水を地面に浸透させる設備（透水性舗装、雨水浸透ます等）の設置を推進し、地下水のかん養能力向上と表流水の流出抑制を図り、適正な河川水量を確保します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に雨水を活用します。 ・ 家庭での水の使用量を把握し、節水目標を掲げて取り組みます。 ・ 雨水浸透ます、浸透トレンチ、雨水タンクを積極的に設置します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、公共施設において、雨水を活用します。 ・ 節水の取り組みへの参加を呼びかけます。 ・ 道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。 ・ 市民が雨水の浸透施設を設置することに対し、一部の地域には補助を行います。 ・ 市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに対し、一部の地域には補助を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水タンク等を用いて雨水の積極利用に取り組みます。 ・ 節水目標を立て、節水に努めます。 ・ 事業所内において透水性舗装、雨水浸透ます、浸透トレンチ等の設置を推進します。

基本方針（２） 清冽な水質・豊かな水量を守る

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
河川（市内各地点）の BOD 環境基準達成度	100%	現状維持

現況値出典：青梅市環境報告書（平成 24 年度）

※環境基準は、河川ごとに定められています。

※現況値は水質調査をしている地点のうち、環境基準を達成している地点の割合です。

【 取り組みの方向性 】

ア 河川の水質保全

美しい水辺と豊かな水資源を次世代に継承していくためには、河川の水質を保全していく必要があります。市民、事業者、市が一体となり、水質汚濁を防止するだけでなく、一層の水質改善に向けた取り組みを推進していきます。

・ 具体的施策 7 河川の水質保全

青梅市の代表的な河川である多摩川や成木川、黒沢川、霞川等の水質を継続的に監視し、水質汚濁を防止します。また、河川における自然体験や市民参加による水質調査により、河川の水質保全に努めます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">合成洗剤の利用を控える、油や米のとぎ汁を流しに捨てないなどの工夫をします。レジャーや行事で、水辺を汚しません。河川の水質調査に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none">河川の水質調査を継続的に実施します。事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">河川の水質保全に配慮した事業を行います。排水はできるだけ浄化してから流します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">バーベキューやキャンプで河川を利用するときは、河川を汚さないようにします。

【 取り組みの方向性 】

イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進

下水道未整備地域において、河川や地下水の汚染につながる生活排水や事業所排水の処理設備の設置を推進し、水質汚染を防止する必要があります。

・ 具体的施策 8 汚水施設未整備地域への対応

青梅市では、下水道普及率は高くなっていますが、公共下水道計画区域内において未整備となっている地域については、更なる普及促進を図ります。また、公共下水道計画区域外の地域への対応として、合併処理浄化槽の設置を推進します。

・ 具体的施策 9 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止

ゴルフ場や農地等に使用されている農薬、事業所で使用されている化学物質などによる水質汚染を防止します。

【 各主体の取り組み 】

市民	・ 下水処理場への見学会に参加し、下水道の知識を高めます。
市民団体	・ 市と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します ・ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、関連自治体と情報交換・交流を進めます。 ・ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導を行います。 ・ 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。
事業者	・ 農薬・化学物質は、適正に使用し、処理します。

【 取り組みの方向性 】

ウ 地下水汚染の防止

現在は、主に工業用水として用いられている地下水ですが、井戸水などは災害時の予備水源としても重要な役割を果たします。このため、土壤汚染対策を推進させることで、地下水汚染を未然に防ぐ必要があります。

・ 具体的施策 10 土壤汚染対策の推進

不法投棄の防止や事業所への啓発等を行い、土壤汚染対策を推進させることで、地下水汚染を未然に防ぎます。

【 各主体の取り組み 】

市民	・ 不法投棄の監視を行います。
市	・ 不法投棄のパトロールを行います。
事業者	・ 工場やガソリンスタンドなどを廃止するときには、土壤調査を行い、土壤が汚染されていないことを確認します。



基本方針（3） 地域に根付いた水辺空間を再生する

【 取り組みの方向性 】

ア 清流の復活と水生生物の保全

わたしたちの生活にとって、清流と豊かな水辺は、資源としてだけでなく、やすらぎや安心感など、こころに潤いを与えてくれます。また、美しい河川と水辺空間は、生物によって維持されています。

こうした点を踏まえ、ごみの不法投棄を防止することにより、動植物の生息・生育環境を守るとともに、河川および水辺空間とその水生生物等の分布調査を行い、水辺空間の多種多様な生態系の保全対策を推進します。

・ 具体的施策 11 ごみの不法投棄防止対策の推進

河川へのごみの不法投棄を防止します。

・ 具体的施策 12 水生生物等の調査・保全

水中・水辺に生息する水生生物について調査し、希少種の保護活動を積極的に推進します。

・ 具体的施策 13 河川（水辺空間）の生態系の保全

外来生物の放出により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を講じます。また、鮎などが遡上できるよう、カワウ対策などの取り組みを推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川における不法投棄を「しない」、「させない」運動を徹底します。 ・ ボランティアにより不法投棄された河川のごみ回収活動を行います。 ・ 魚・虫・植物を守り育てます。 ・ ブルーギル、ブラックバス等の外来生物の放出をしません。 ・ ボランティアによりカワウなど鳥類の個体数と、魚類への影響について調査します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川における不法投棄を防止するため、地域・市民団体の定期的なパトロールを実施します。 ・ 水辺の動植物を調査・保護・育成します。 ・ ボランティアによりカワウなど鳥類の個体数と、魚類への影響について調査します。 ・ 魚を保護育成し、豊かな水辺づくりを推進します。 ・ 特定外来生物等がもたらす生態系破壊の実態についてPRします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。 ・ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。 ・ 水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。 ・ カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川を汚さないよう、廃棄物等の適正処理を徹底します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川にごみを捨てません。 ・ ブラックバス等の外来生物の放出をしません。

【 取り組みの方向性 】

イ 自然と親しめる水辺の再生と創出

青梅市の良好な水辺空間を市民の学習や活動の場とし、わたしたちの生活にとってより身近で親しみあるものとするために、市民団体や関係団体と連携を図りながら、安全で身近な水辺空間を再生させ、市民の憩いの場として活用できる水辺空間の整備を図ります。

また、市民団体等と連携しながら、水辺に親しむ事業の充実を図っていきます。

・ 具体的施策 14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備

河辺地区の「おうめ水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、関係機関と連携し、市民の憩いの場となる水辺空間の整備を続けます。

・ 具体的施策 15 親水事業の充実

多摩川や霞川などの河川の保全を進める市民団体等と連携し、親水事業の充実を図るとともに、ボランティア団体等の活動を支援します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、土手などの清掃ボランティアに参加し、子どもが河川で触れ合いを楽しめるようにします。 ・ 多摩川などの写真集やイラスト集などの作成に協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流の流域市民や市民団体との交流を深め、広域的なネットワークをめざします。 ・ 市民・子どもが動植物と水辺で親しめる機会をつくるため、釣り大会等の催しを開催します。 ・ 市民団体の今日までの調査、改善策を市に提案し、実現に向け努力します。 ・ 良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に資する親水施設の整備を推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。 ・ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。 ・ 河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。 ・ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。 ・ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。

環境のテーマ(3)

大気 ~澄んだ空気と思いやりのあるまち~

【現状と課題】

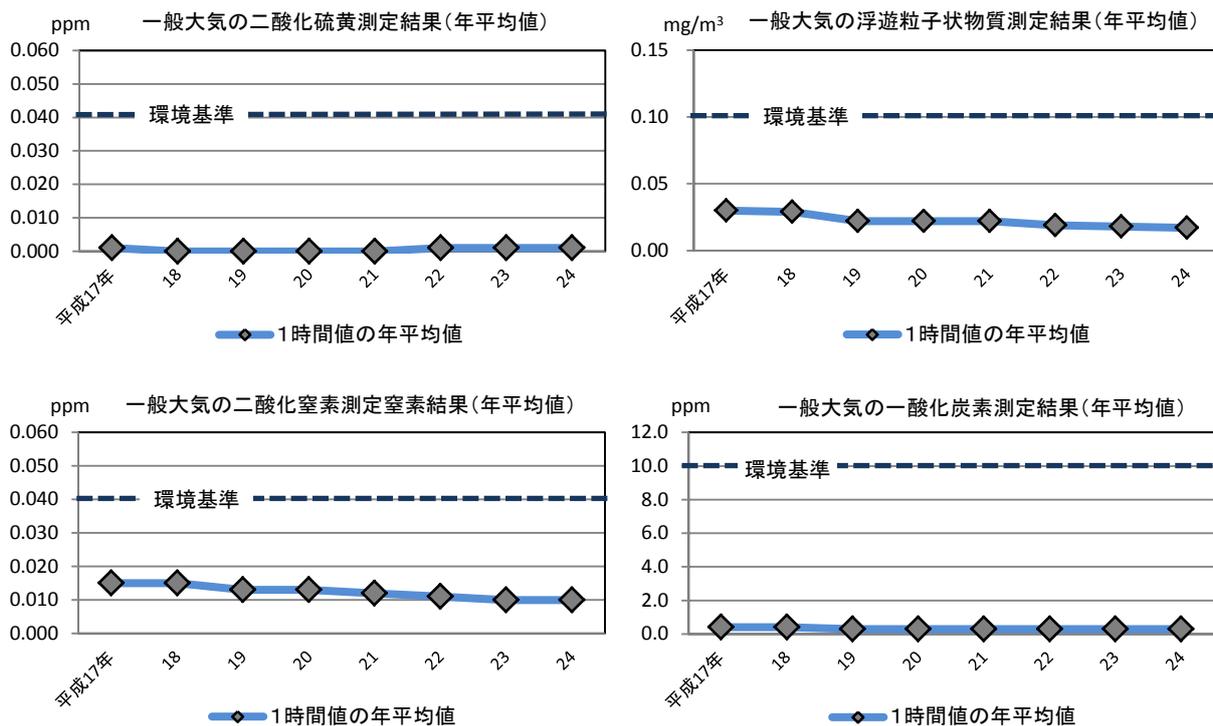
● 化学物質に関わる大気汚染

大気的环境測定結果をみると、光化学オキシダントを除き、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、ダイオキシン類とも環境基準を達成しています。

引き続き、ごみの自家焼却や野外焼却（野焼き）等を取り締まることにより、大気汚染を防止する必要があるほか、事業活動や廃棄物処理施設からの化学物質の排出と拡散を防止していく必要があります。

さらに、オゾン層破壊や酸性雨など地球規模で起こっている大気汚染問題についても、積極的な取り組みを講じていく必要があります。

● 一般大気的环境測定結果(平成24年度)



資料: 青梅市環境報告書(平成24年度)

● 一般大気的光化学オキシダントの環境基準値超過状況の推移

項目	年度							
	17	18	19	20	21	22	23	24
1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	117	97	98	104	109	114	92	110
1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	738	516	522	542	567	682	454	521

資料: 青梅市環境報告書(平成24年度)

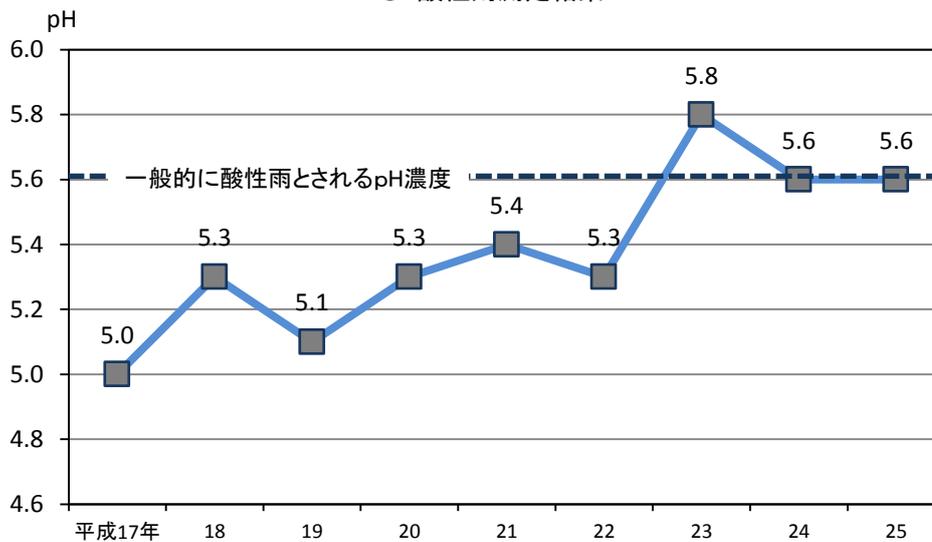
● 一般大気のダイオキシン類測定結果(平成 25 年度)

調査地点	大気(8月) (pg-TEQ/m ³)	大気(2月) (pg-TEQ / m ³)
青梅市役所屋上	0.0091	0.019
第五小学校屋上	0.017	0.015
長淵市民センター駐車場	0.027	-
上長淵自治会館	0.011	-

※環境基準 年平均値 0.6pg-TEQ m³ 以下

資料: 青梅市

● 酸性雨測定結果



資料: 青梅市

●自動車に関わる大気汚染

市内では砕石などを運搬する大型貨物車の通行量が多く、排気ガス、騒音、振動、粉じん等により市民生活に多くの影響を与えています。

自動車排出ガスの二酸化窒素 (NO₂) については、市が主要交差点等 13 か所において夏期・冬期の年2回調査を行っています。平成 25 年度はいずれの地点も環境基準を達成しています。

また、市内の主要道路9地点において、道路交通騒音・振動レベルの測定を実施しており、平成 25 年度の調査では、秋川街道長淵5丁目(昼間)、成木街道根ヶ布2丁目(昼間)、吉野街道畑中3丁目(昼間・夜間)において騒音の環境基準を達成していませんが、騒音、振動ともにすべての地点において要請限度を達成しています。

快適な生活環境維持および向上のため、大気調査、道路交通騒音・振動調査を継続し、監視を行うとともに、自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換、自動車の適正利用に向けた啓発等を引き続き行っていく必要があります。

● 自動車排出ガスの二酸化窒素測定結果(1時間値の1日平均値)(平成 25 年度)

調査地点	夏期(6.27~ 6.28)	冬期(12.25~12.26)
青梅新町	0.024	0.030
友田	0.022	0.027
長淵七丁目	0.018	0.023
青梅市民会館南	0.014	0.021
御岳橋	0.009	0.016
成木五丁目	0.012	0.017
青梅四小前	0.021	0.028
梅郷四丁目	0.012	0.019
今寺	0.020	0.025
友田町4丁目	0.010	0.015
七日市場	0.020	0.025
新岩蔵大橋	0.014	0.019
平均	0.016	0.022

※環境基準 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

資料:青梅市

● 道路交通騒音・振動調査測定結果(平成 25 年度)

調査地点	騒音(db)						振動(db)			
	調査結果		環境基準		要請限度		調査結果		要請限度	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵 5 丁目	72	65	70	65	75	70	41	26	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	72	64	70	65	75	70	39	20	65	60
新町8丁目	67	64	70	65	75	70	40	35	65	60
吉野街道 畑中3丁目	71	68	70	65	75	70	37	27	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	68	61	70	65	75	70	43	37	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	68	62	70	65	75	70	28	20	65	60
青梅街道 新町1丁目	66	62	70	65	75	70	29	23	65	60
新町5丁目	57	53	70	65	75	70	31	29	70	65
友田町4丁目	51	48	70	65	75	70	17	18	65	60

※網掛け部分は、環境基準を超えていることを示している

資料:青梅市

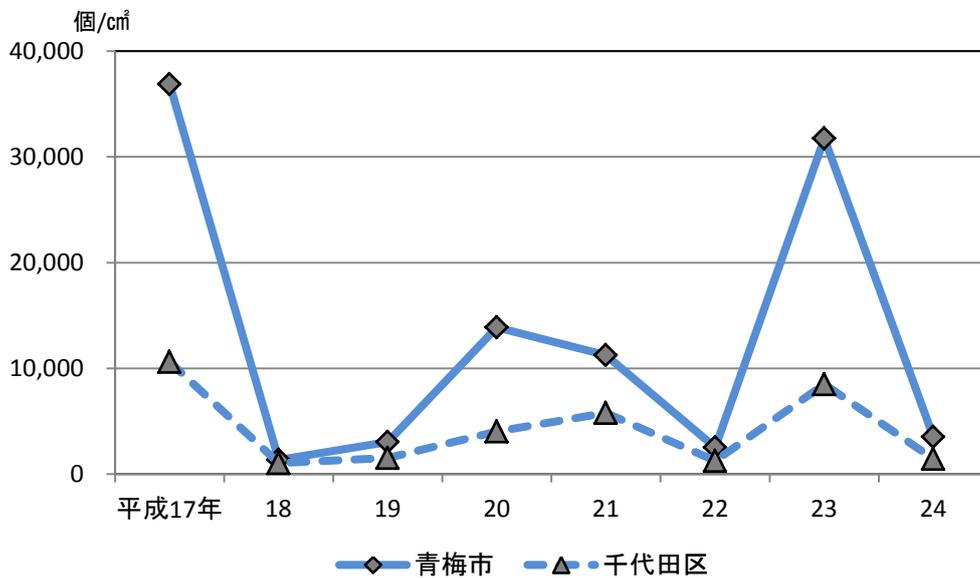
●生活環境に関わる問題

快適な生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取り組みが不可欠です。

市では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」や「青梅市環境基本条例」などにもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導による公害の未然防止に取り組んでおり、引き続き、適切な指導を行っていく必要があります。

また、スギ・ヒノキの人工林を有する青梅市は、スギ・ヒノキ科花粉の累計飛散量が千代田区の3～4倍ほどとなっており、花粉症対策も引き続き行っていく必要があります。

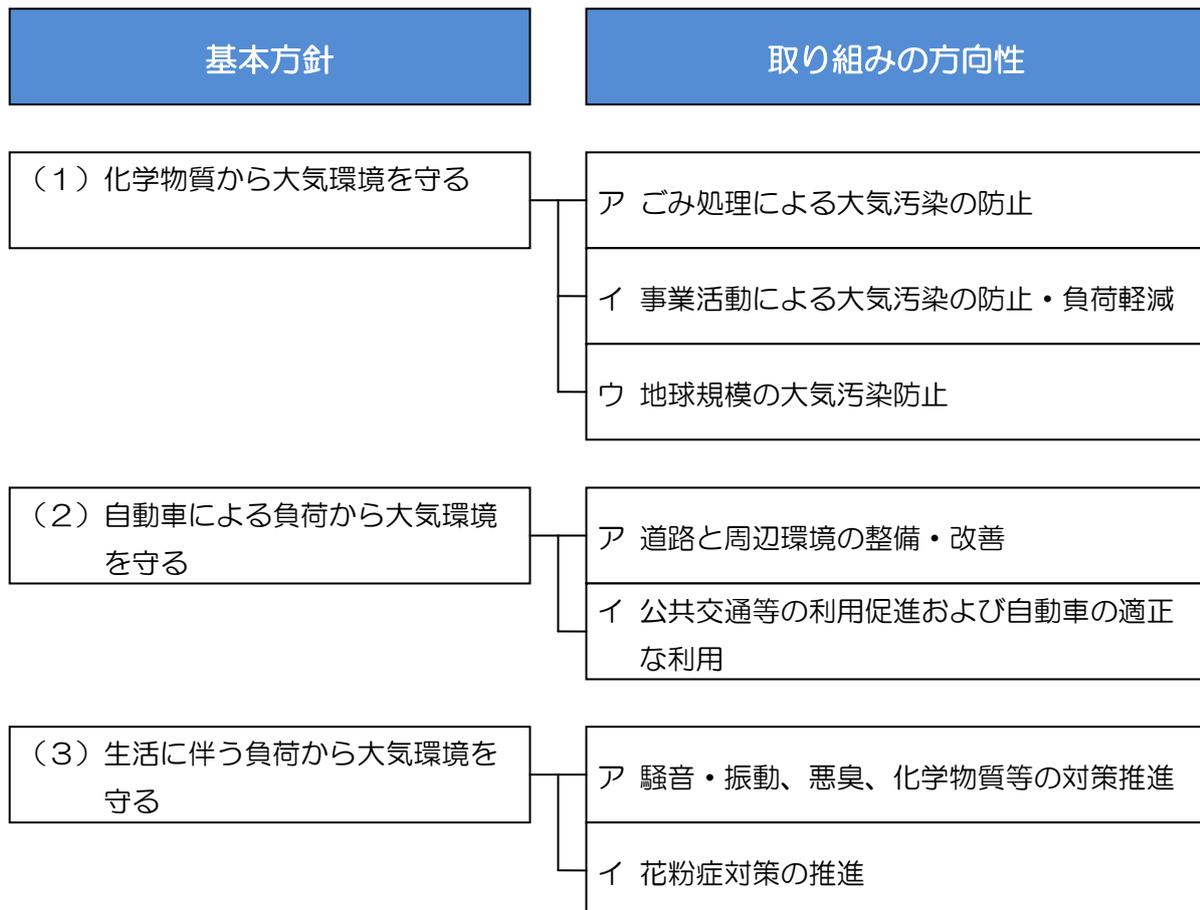
● スギ・ヒノキ科花粉の累計観測値の推移



資料：東京都健康安全研究センター

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は大きく、化学物質汚染、自動車、生活環境の3つに分けています。化学物質汚染はごみの焼却や事業所からの排出ガス、地球規模のオゾン層破壊防止などとの関わり、自動車は自動車等の交通機関との関わり、生活環境は日常生活との関わりに関する環境への取り組みを示しています。



基本方針（1） 化学物質から大気環境を守る

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
二酸化硫黄濃度（市役所屋上）	0.001 (ppm)	現状維持
大気中ダイオキシン類濃度（市役所屋上）	0.016~0.014 (pg-TEQ/m ³)	現状維持

現況値出典：青梅市環境報告書（平成 24 年度）

※ 二酸化硫黄濃度は時間値の年平均値、大気中ダイオキシン類濃度は 2 月と 8 月に測定。

※ 二酸化硫黄の大気汚染環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下、ダイオキシン類の大気汚染環境基準：0.6pg-TEQ m³ 以下

【 取り組みの方向性 】

ア ごみ処理による大気汚染の防止

ごみ処理の過程で大気汚染物質が飛散しないよう、対策を推進します。

・ 具体的施策 1 ごみ排出量の削減

ごみ排出量そのものを削減することにより、汚染物質の飛散等を軽減します。

・ 具体的施策 2 ごみの自家焼却等の防止

ごみの自家焼却や野外焼却（野焼き）等を取り締まることにより、大気汚染を防止します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみは市のごみ処理ルールに従って出し、自家焼却はしません。 近隣で声を掛け合い、ごみ等の自家焼却を抑止します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 自家焼却の抑止に取り組みます。 環境調査や監視活動をします。 市民活動と市の施策実施の支援と広報を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出方法について、市に協力し、市民・市民団体の意見に耳を傾けます。 廃棄物は法令に従って排出し、自家焼却抑止の努力と燃やさない工夫を行い広めます。 焼却炉を使用している事業者は、管理を適正に行います。 資源回収業および再資源化産業等と連携を図ります。 廃棄物減量への努力をします。 産業廃棄物の発生を抑制するよう努力し、化学物質の拡散を極力防止します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 行楽地でのごみ焼却の規制に協力します。 ごみの持ち帰りを徹底します。

【 取り組みの方向性 】

イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減

事業所から排出される有害化学物質の抑制や設備等の適切な管理・運用を推進し、事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減を図ります。

・具体的施策3 有害物質排出量の抑制

大気への負荷を軽減するため、事業活動により排出される有害物質の排出量を抑制します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 事業所などの有害物質の排出に注意を払い、市と連携し抑制を働きかけます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 市民や市と協力して、有害物質排出抑制への働きかけをします。
市	<ul style="list-style-type: none"> 事業所などの大気汚染物質の使用等について、状況の把握と事業者への指導を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 施設を整備・改善し有害物質排出の抑制に努めます。 大気汚染防止設備の定期的な点検整備を実施します。

【 取り組みの方向性 】

ウ 地球規模の大気汚染防止

国境を越えて地球規模で起きている大気汚染問題について、青梅市においても、積極的に取り組みを推進します。

・ 具体的施策 4 オゾン層破壊の防止

フロンガス等のオゾン層破壊物質の拡散を防止し、地球環境の保全に貢献します。

・ 具体的施策 5 酸性雨対策の推進

窒素酸化物や硫黄酸化物の発生を削減し、酸性雨による被害を防止します。

・ 具体的施策 6 ダイオキシン等による汚染の防止

ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質が人体に与える影響を理解し、防止策を講じます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫・空調機等のフロンガス使用機器の不法投棄は行いません。 ・ フロンガス回収に協力します。 ・ 酸性雨被害の情報を提供します。 ・ 化石燃料の使用量削減に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。 ・ 市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。 ・ ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。 ・ 国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロンガスの拡散防止に努め、オゾン層破壊物質は使用しません。 ・ 事業活動および使用車両による化石燃料使用量の削減と再生可能エネルギーの転換に努力します。 ・ 有害化学物質の危険性に対する認識を持ち、事業活動を行います。

基本方針（２） 自動車による負荷から大気環境を守る

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
主要交差点における二酸化窒素の測定値	0.026~0.010 (ppm)	現状維持
主要道路における騒音の測定値	72~50 (db)	現況値以下

現況値出典：青梅市環境報告書（平成 24 年度）

※ 騒音は、現況値が環境基準を達成している場合、現況値以下を目標値とします。

※ 二酸化窒素は 1 時間値の 1 日平均値

※ 二酸化窒素の大気汚染環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下、道路騒音：昼間 70db 以下、夜間 65db 以下

【 取り組みの方向性 】

ア 道路と周辺環境の整備・改善

道路とその周辺の環境を整備・改善することにより、大気への負荷軽減を図ります。

・ 具体的施策 7 道路騒音・振動の防止

道路から発生する騒音・振動について、継続的な調査等により、監視を行います。

・ 具体的施策 8 道路の整備・周辺環境の改善

道路や街路樹の整備を促進し、快適な道路環境づくりに努めます。

・ 具体的施策 9 粉じん防止対策の推進

トラック等から発生する粉じんの改善に努めます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">道路の整備・改善が必要な地域および場所を市に情報提供します。路上駐車をやめるよう努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">道路整備が必要な地域および場所の情報を把握し、市へ情報提供します。粉じん被害について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。 ・植樹帯や緑化壁のある道路整備を促進します。 ・道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。 ・調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。 ・トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車をやめるよう努めます。

【 取り組みの方向性 】

イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨する取り組みを推進します。

・ 具体的施策 10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進

近隣地域への移動はマイカーの使用を控え、できるだけ徒歩や自転車を活用するよう、普及啓発を行います。また、ノーマイカーデー等のイベントの開催により、市民や事業者の意識を高める取り組みを推進します。

・ 具体的施策 11 公共交通の充実・利用促進

多くの市民が利用しやすいよう、公共交通の改善・充実に努めます。また、公共交通の利用について、積極的にPRします。

・ 具体的施策 12 低公害車の導入促進

低公害車の導入・転換を推進することにより、排気ガスの削減に努めます。

・ 具体的施策 13 エコドライブの推進

アイドリングストップやふんわりアクセル等のエコドライブを普及啓発することにより、排気ガスの削減に努めます。

・ 具体的施策 14 事業車両・大型車両への啓発

事業車両の適正な運用、大型車両の運転者への啓発により、大気環境への負荷軽減を図ります。

【各主体の取り組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・車の使用を控え、徒歩や自転車の利用を心がけます。 ・公共交通を積極的に利用します。 ・公共交通を利用するよう、PR活動に積極的に協力します。 ・ノーマイカーデーに積極的に協力します。 ・車の購入・買い替え時に低公害車を選択するように努めます。 ・エコドライブを実施します。 ・車の運行状況に注意を払い、良好な状態を保ちます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカーの使用を控えるよう呼びかけます。 ・公共交通網の充実や公共交通の利用促進について、関係者と協力して取り組みます。 ・市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。 ・レンタサイクルシステムの充実を図ります。 ・市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。 ・公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。 ・公共交通空白地域の改善に努めます。 ・公共交通の利用促進を図ります。 ・旅客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。 ・公用車は率先して低公害車へ切り替えます。 ・公用車の適正な運用を行います。 ・エコドライブの重要性を周知します。 ・大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーなど、従業員へマイカーの使用を控えるよう呼びかけます。 ・公共交通の充実に向けて、市民らと協働し推進します。 ・公共交通の利用について、様々なメディアを活用し、積極的なPRを行います。 ・公共交通の利用促進を図り、通勤に使われる自動車交通量の削減を図ります。 ・事業車両を積極的に低公害車に切り替えます。 ・事業車両の運用・運行計画を見直します。 ・使用車両の適正整備など、管理を徹底します。 ・大型車両の運用について、運転者への教育を行います。 ・エコドライブの実践に取り組みます。 ・バスを積極的に低公害車へ転換します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を利用します。 ・車両の適正な運転を心がけます。

基本方針（3） 生活に伴う負荷から大気環境を守る

【 取り組みの方向性 】

ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進

騒音・振動、悪臭の発生を抑制し、生活環境保全に取り組みます。また、日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、対策を推進します。

・ 具体的施策 15 生活騒音対策の推進

日常生活の中で発生する騒音について、啓発等により未然に防止するとともに、対策を推進します。

・ 具体的施策 16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止

建設・解体工事等を実施する際は、低騒音・低振動タイプの機械を使用する等により、騒音・振動問題の発生を防止します。また、粉じんについても発生防止対策を行います。

・ 具体的施策 17 悪臭の防止

悪臭の発生源を特定し、防止対策を推進します。

・ 具体的施策 18 有害化学物質の使用制限

日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、使用を制限する等の対策を推進します。

・ 具体的施策 19 低周波公害等の対策推進

低周波騒音・振動対策を推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。 ・ 粉じんによる被害状況を把握し、市と連携して粉じん防止の情報提供を行います。 ・ 悪臭の発生源および被害状況の情報提供を行います。 ・ ペットやごみ等家庭生活に係わる悪臭に注意を払います。 ・ シックハウス等の症状および原因を良く理解し、改善のために対処します。
----	---

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における拡声装置等の使用に注意します。 ・粉じん防止対策について、住民や市と協力して情報提供を行います。 ・悪臭の発生源を調査するなど、地域内に情報を提供します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。 ・低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。 ・市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。 ・公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。 ・悪臭防止対策を行います。 ・悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・拡声装置の使用を極力控えます。 ・事業活動から発する騒音を抑制するよう心がけます。 ・建設・解体工事には、低騒音・低振動の建設機械を使用します。 ・常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を推進します。 ・悪臭の発生源とならないような事業活動を行います。 ・シックハウス等の原因となる化学物質を使用しません。 ・低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・行楽の際に騒音等を発生させて、近隣の迷惑にならないよう注意します。



【 取り組みの方向性 】

イ 花粉症対策の推進

スギ・ヒノキの花粉症の患者数は年々増加しており、花粉の発生源対策が求められています。対策に当たっては、市内の森林の適正な管理に努めていくほか、植林に当たっては、花粉の少ない品種を導入するなどの対策を推進していきます。

・ 具体的施策 20 針葉樹林の適正管理

針葉樹林を良好な環境に保つことで、花粉の発生量を抑制します。

・ 具体的施策 21 花粉の少ないスギ等への植え替え

東京都や関係機関と連携して、既存のスギ林から花粉の少ないスギ等へ植え替える主伐事業を推進していきます。

【 各主体の取り組み 】

市民	・ 山林の管理や植林作業のボランティアへ積極的に参加します。
市民団体	・ 植林作業ボランティア活動を支援します。 ・ 地域の山林の状況を市と連携して把握します。
市	・ 東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理を促進します。 ・ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。
事業者	・ 事業者は市民団体や市と連携し、適正な樹林の管理を行います。 ・ 広葉樹の植林を心がけます。

ごみと資源 ～創造に満ちあふれる循環型社会のまち～

【現状と課題】

● ごみ減量

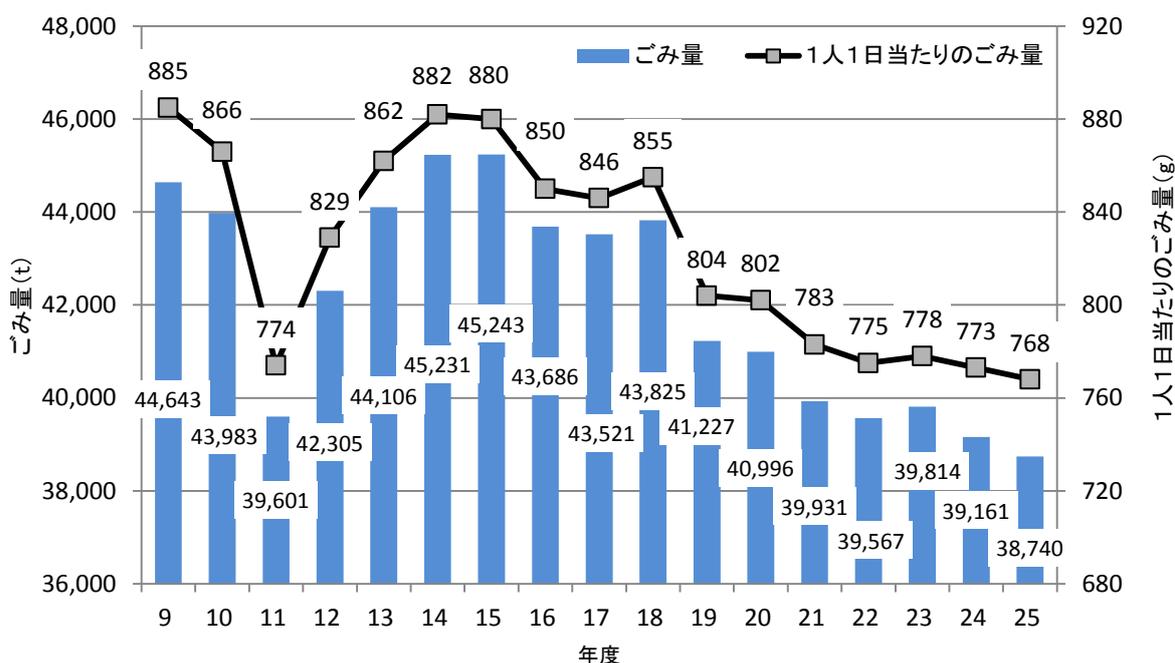
青梅市では、家庭ごみは有料戸別収集制度をとっており、燃やすごみについては、西多摩衛生組合において広域かつ効率的な処理を行っています。

青梅市のごみ排出量は、ダストボックス回収から戸別収集へ移行した平成11年度に急激に減少したものの、そこからまた増加に転じましたが、平成15年度をピークに減少傾向にあり、平成25年度のごみ排出量は38,740tとなっています。市民の1人1日当たりごみ排出量は、平成25年度が768gとなっており、過去最少量となっていますが、第1次環境基本計画の目標値(760g以下)は達成できていません。

また、総資源化率およびごみ資源化率は微増傾向にあり、平成25年度は総資源化率36.3%、ごみ資源化率29.0%となっていますが、ごみ量の多い、「紙類」、「生ごみ」、「木・草」などの資源化に向けた対策を更に進めることで、より一層の資源化率の向上が期待されます。

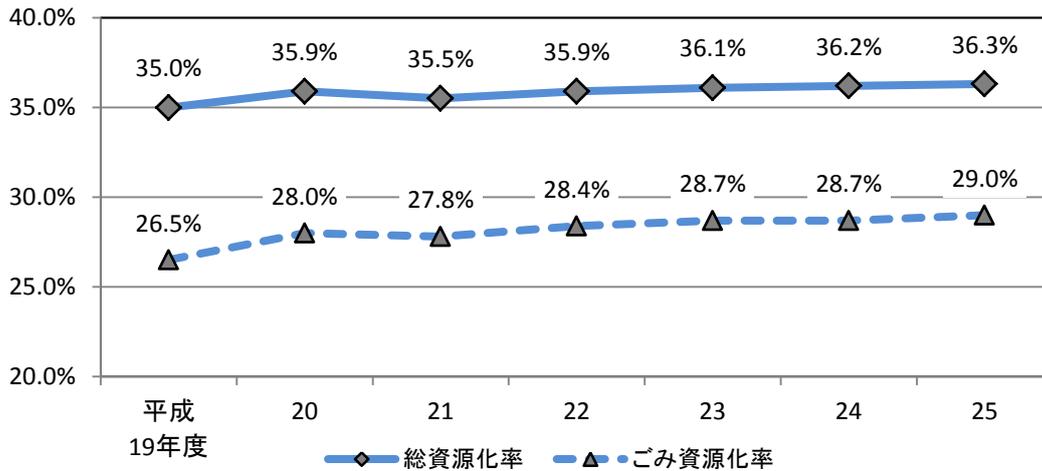
このような状況をふまえ、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の4Rの推進に向け、引き続き、ごみ減量の啓発とともに、分別の徹底による資源化率の向上、生ごみの資源化、集団回収の支援などの取り組みが必要です。

● ごみ排出量の推移(再掲)



資料:青梅市

● 総資源化率とごみ資源化率の推移



※ 総資源化率 = (集団回収量 + 資源ごみ + 収集後資源化量) ÷ (集団回収量 + 総ごみ量)

※ ごみ資源化率 = (資源ごみ + 収集後資源化量) ÷ 総ごみ量

資料: 青梅市

● 廃棄物の適正処理

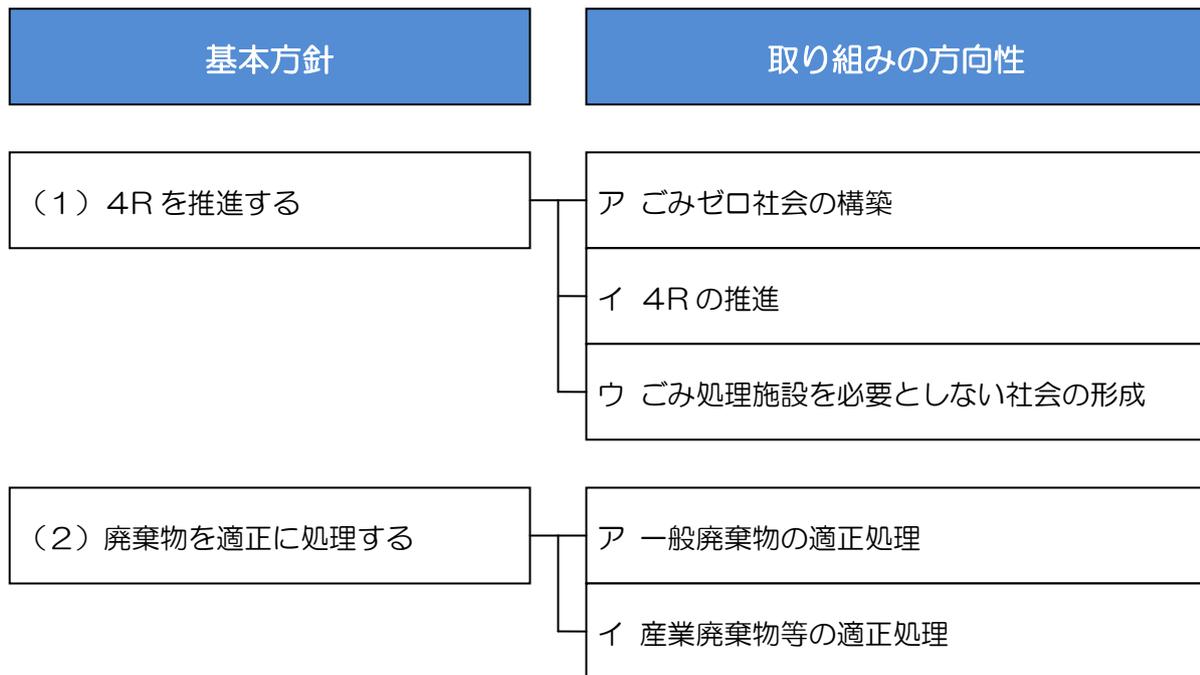
燃やすごみの処理については、市では、西多摩衛生組合において、本市、福生市、羽村市、瑞穂町が共同で広域かつ効率的な処理を行っています。

燃やすごみ以外の燃やさないごみ、資源物および粗大ごみ等の処理については、青梅市内のリサイクルセンター等において個別で中間処理を行っています。

引き続き、ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底、廃棄物の安全かつ効率的な処理に向けた取り組みが求められています。

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は、4Rの推進、廃棄物の適正処理の2つに分けています。4Rの推進は、ごみゼロ社会の構築、省資源、生産段階からの発生抑制、ごみの資源化と減量について、廃棄物の適正処理は、ごみ処理体制の整備、産業廃棄物などの適正処理について、それぞれごみ・資源に関する環境への取り組み手段を示しています。



基本方針（1） 4Rを推進する

【環境目標】

指 標	現況値 (平成24年度)	目標値
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	567g	510g

現況値出典：青梅市

※ 第6次青梅市総合長期計画の目標値としました。

【取り組みの方向性】

ア ごみゼロ社会の構築

生産・流通・消費の各段階において、廃棄物の発生・排出抑制に努め、ごみの減量化を図ります。また、市民・事業者・市が協働で廃棄物の削減に取り組み、将来的に「ごみゼロ」となる社会の構築を目指します。

・具体的施策1 生産段階からの取り組みの推進

事業活動において、需要を踏まえた生産量や生産方法の検討、フーズビリティ・スタディ（実行可能性調査）やLCA（ライフサイクルアセスメント）の導入を検討・推進します。

・具体的施策2 廃棄物の削減

廃棄物の削減目標を定め、減量に取り組みます。

・具体的施策3 リサイクルネットワークの構築

市民・事業者・市が協働で、資源のリサイクルネットワーク構築に取り組みます。

・具体的施策4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなどの収集・処理・リサイクルにかかる費用を、市だけでなく、市民・事業者等が広く認識できるよう、情報提供や啓発を行います。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク製品やリサイクルされた製品を購入し、事業者に対し、さらに良い製品を製造するための提案や要望をしていきます。 ・排出するごみの量・質・処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、各家庭でごみ減量と資源化に取り組みます。 ・自治会等と連携して、ごみ減量活動を積極的に行います。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任について学習し、事業者呼びかけて、生産段階からごみの発生抑制への取り組みを広めていきます。 ・ごみの量・質・処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、ごみ減量に取り組みます。 ・ごみ減量キャンペーンを行います。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。 ・ごみ減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。 ・拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。 ・市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかりやすく公表します。 ・収集したごみの資源化を推進します。 ・民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。 ・公共施設建設には、LCA（ライフサイクルアセスメント）を取り入れます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・フーズビリティ・スタディ（実行可能性調査）およびLCA（ライフサイクルアセスメント）の導入を進めます。 ・ごみの排出削減目標を定め、排出抑制運動の実施と取り組み関係者でのネットワークを形成します。 ・環境に対する意識を高め、ごみ減量を進めます。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。

【 取り組みの方向性 】

イ 4Rの推進

リフューズ（不要なものを断る）、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生利用）の優先順位で、4Rの推進に努めます。

・ 具体的施策5 グリーンコンシューマー運動の推進

グリーンコンシューマー（環境に負荷の少ない行動をする消費者）が一人でも増えるよう、普及啓発等の運動を推進します。

・ 具体的施策6 リフューズ・リデュースの推進

過剰包装・過剰梱包の廃止、ばら売り・量り売りの促進、マイバッグの持参などにより、ごみ減量を推進します。

・ 具体的施策7 リユース・リサイクルの推進

修理・リフォーム・再商品化の技能者の育成、フリーマーケットの開催等により、リユースを推進します。また、資源回収をさらに励行して、リサイクルに積極的に取り組みます。



【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコンシューマーを実践します。 ・リターナブル製品を優先して購入し、返却します。 ・過剰包装を断り、バラ売り・量り売りで購入します。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・物を大切に使います。 ・リフォーム・リサイクル商品を購入・使用します。 ・フリーマーケット・リサイクルショップ・バザー・レンタルを積極的に利用します。 ・分別の徹底で、資源になる物を増やします。 ・資源の集団回収活動に参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコンシューマーに関するPR活動をします。 ・事業者と共にフリーマーケット等の機能を充実し、活性化に協力します。 ・資源回収活動に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 ・リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。 ・リサイクル推進協力店を支援します。 ・マイバッグ持参運動を推進します。 ・修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 ・ごみの資源化に努めます。 ・資源の集団回収を奨励します。 ・授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル製品を開発し、販売・回収します。 ・簡易包装・バラ売り・量り売りを実施します。 ・マイバッグ持参運動に取り組み、レジ袋の有料化、ポイントカードの導入を検討します。 ・家庭電化製品・自転車・おもちゃ等の修理・リフォーム・再商品化に取り組みます。 ・修理、リフォーム、再商品化の技能者の支援・育成に取り組みます。 ・生産段階より製品の素材の選択、包材の簡素化に努めます。 ・事業活動の中で廃棄物の徹底分別をし、資源として活用します。 ・資源の集団回収活動へ参加・協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグを持参します。

【 取り組みの方向性 】

ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成

環境への負荷が少なく、ごみ処理施設を必要としない、資源循環型の社会へ変えていくことが必要です。

・ 具体的施策 8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践

埋立ては環境負荷がかかります。今後は、できるだけ環境負荷の少ない処理方法を研究し、実践していくことが必要です。

・ 具体的施策 9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施

市内で循環処理可能なごみの処理方法を検討し実施していくことで、ごみに対する意識を高め、一人ひとりがごみ問題に取り組んでいくことが重要です。

・ 具体的施策 10 生ごみ等の資源化の推進

生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりがごみを減量して、できるだけ焼却するごみを出さないようにします。 各自ができるごみ処理方法を考えるとともに、関連する学習会へ参加し、できることから実践します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理方法の学習会を開催し、できることから実践します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。 サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 分別しやすい製品・環境負荷の少ない製品を開発します。 市内のごみの処理に関するネットワークを形成します。

基本方針（２） 廃棄物を適正に処理する

【 取り組みの方向性 】

ア 一般廃棄物の適正処理

燃やすごみについては、市では、西多摩衛生組合において、それ以外の燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は青梅市リサイクルセンター等で処理を行っています。

マニフェスト制度を遵守し、一般廃棄物を、経済的、効率的に処理できるよう、計画的な施設整備や体制整備を推進します。また、不法な廃棄物処理を防止するための取り組みを推進します。

・ 具体的施策 11 ごみ処理体制の整備

ごみの排出状況に即した収集・処理方法の検討やごみ処理施設の計画的な整備等を進めていきます。

・ 具体的施策 12 野外焼却等の防止

野外焼却（野焼き）や不適合焼却炉による焼却を防止するための取り組みを推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの焼却処理について学習します。・ 野外焼却をしません。農作業などで行う場合は周辺に迷惑がかからないように行います。・ 不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。
市	<ul style="list-style-type: none">・ 分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。・ ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。・ 不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。

【 取り組みの方向性 】

イ 産業廃棄物等の適正処理

環境への負荷軽減のため、産業廃棄物等の適正処理および減量化・再資源化を推進します。

- ・ **具体的施策 13 産業廃棄物の適正処理**

マニフェスト制度を遵守し、産業廃棄物の適正処理と資源化を推進します。

- ・ **具体的施策 14 建設発生土の適正処理**

建設発生土の適正処理および減量化・再資源化を推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の不法投棄等の環境汚染に関心を持ちます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。 ・ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄禁止の徹底および建築廃材の適正処理を行います。 ・ リサイクルを徹底し、マニフェスト制度を遵守します。 ・ 建設発生土の処理や、一時保管場所等のネットワークの形成と相互利用を進めます。

エネルギー ～持続可能で環境負荷の少ないまち～

【 現状と課題 】

● エネルギー利用と温室効果ガス排出量

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった産業革命により、蒸気機関が使われるようになり石炭の利用が大幅に増加しました。また、20 世紀に入ると、電気の使用、ガソリン自動車の普及等により、石油の利用が拡がりました。このような石炭や石油など化石燃料の消費が地球温暖化の大きな原因となっており、その影響は自然災害の頻発等、すでにわたしたちの身近なところに現れはじめています。

地球温暖化の主な原因は、わたしたちが日々エネルギーを使うことで排出される二酸化炭素(CO₂)です。環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」にもとづき推計を行うと、青梅市の1年間のCO₂排出量(2010年)は、501.76千tCO₂となります。

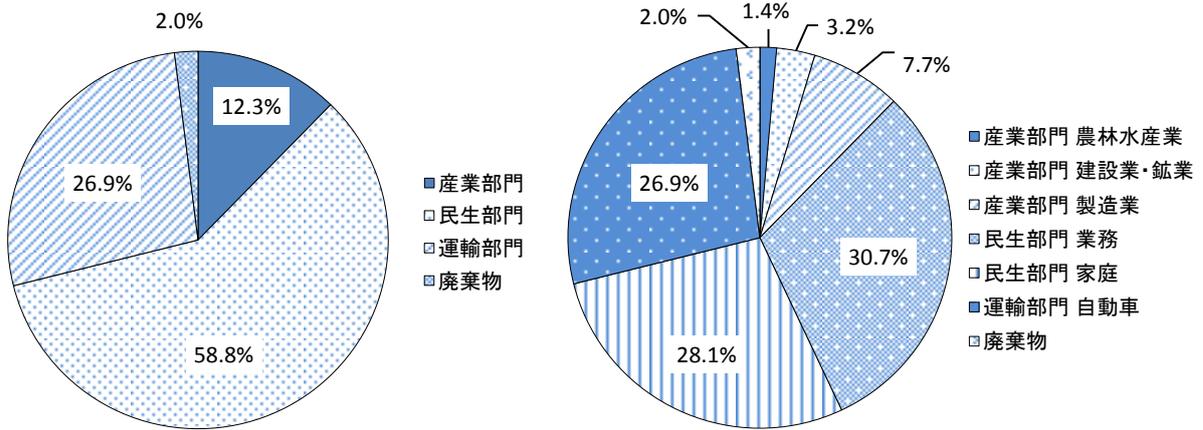
部門別CO₂排出量構成比をみると、民生部門が全体の約60%を占め最も多く、家庭部門と業務部門がほぼ同じ割合となっています。民生部門における状況を詳しく見てみると、業務部門においては、医療・福祉(18.5%)、生活関連サービス業(18.2%)、飲食サービス業(17.1%)、卸売業・小売業(15.8%)などの構成割合が高い結果となっています。また、家庭部門におけるCO₂排出量構成割合は、戸建住宅が約70%、共同住宅が約30%を占めています。また、建物建て方別・世帯人員別の構成割合を見ると、2人世帯(19.6%)、3人世帯(16.1%)の比率が高い結果となっています。

人口一人当たりのCO₂排出量を比較すると、青梅市の一人当たり排出量は3.67tCO₂/人で、東京都市町村の平均(4.94tCO₂/人)、全国平均(7.98tCO₂/人)のいずれよりも低い値となっています。部門別にみると、青梅市の一人当たりCO₂排出量は運輸部門で大きく、その他の部門では小さい傾向にあります。

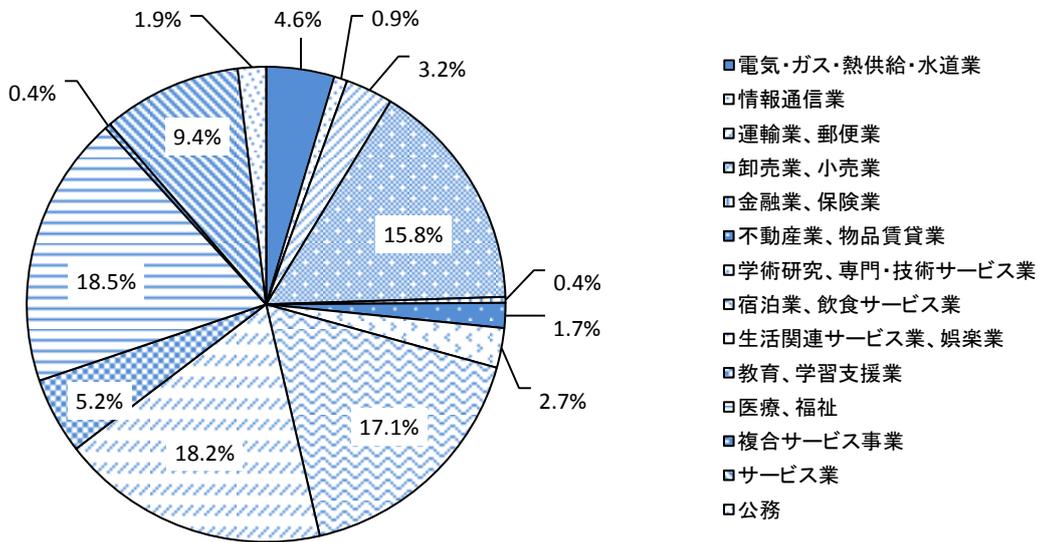
このような状況を踏まえると、今後は、特に民生部門(家庭、業務)と運輸部門の対策が必要であると考えられます。

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以降、わたしたちのエネルギーへの意識は大きく変化し、省エネルギーや再生可能エネルギー等への関心が高まっていることから、青梅市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域全体でエネルギーや地球温暖化問題に取り組んでいく必要があります。

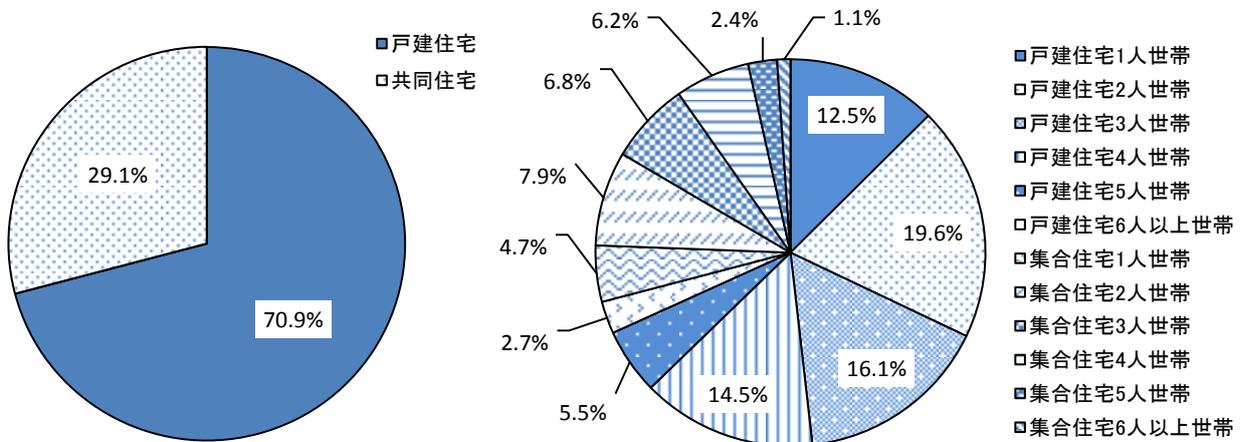
● 青梅市の部門別 CO₂ 排出量構成割合 (2010 年)



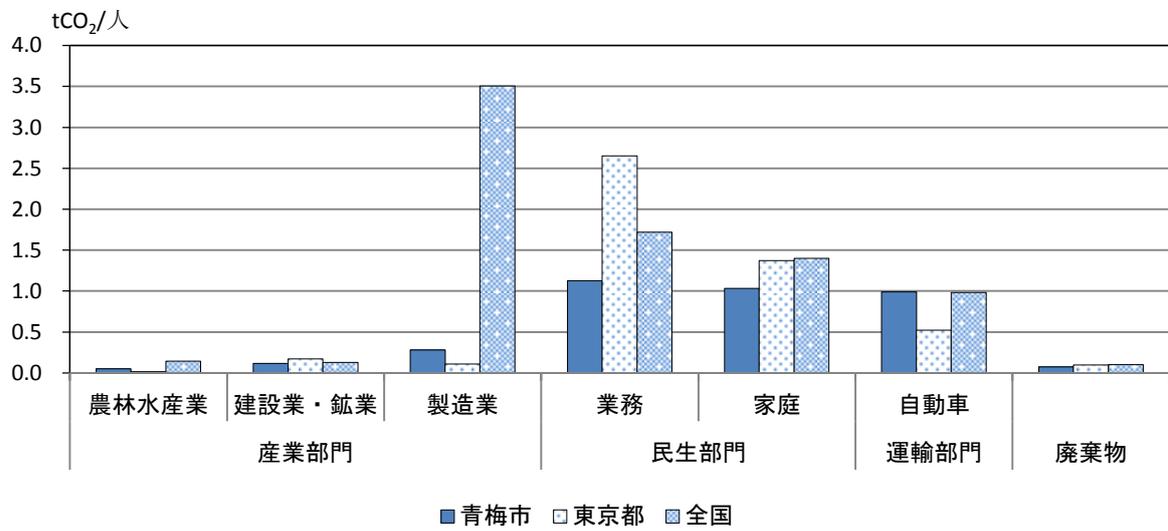
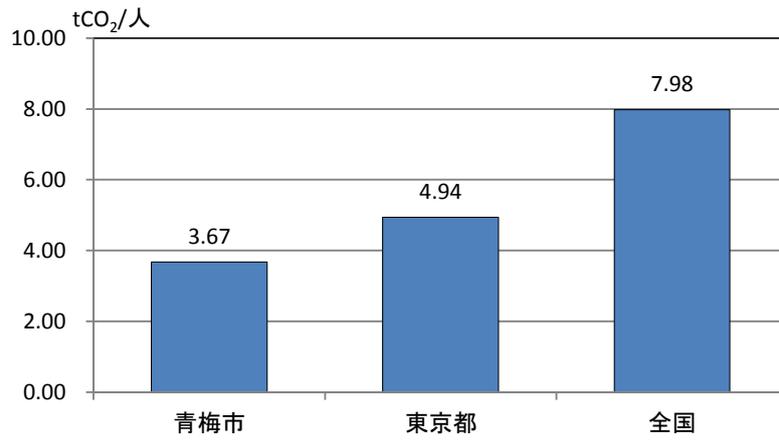
● 青梅市の民生業務部門・CO₂ 排出量内訳 (2010 年)



● 青梅市の民生家庭部門・CO₂ 排出量内訳 (2010 年)



● 人口一人当たりの CO₂ 排出量比較(上:全体、下:部門別)



● 再生可能エネルギー

平成24年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などの動きを受け、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備機器の導入・普及が急速に進みつつあります。

青梅市内の太陽光発電設備の設置状況を見てみると、出力、軒数とも年々増加しており、青梅市内において太陽光発電の導入が着実に進んでいる様子が伺えます。

また、平成25年度に実施した市民アンケートによると、「再生可能エネルギーに関心がある」とする市民は、9割近くに達しています。また、今後の市の重点施策として「再生可能エネルギーの導入促進」が上位回答にあがっており、市民の再生可能エネルギーに対する高い期待を持っていることが伺えます。

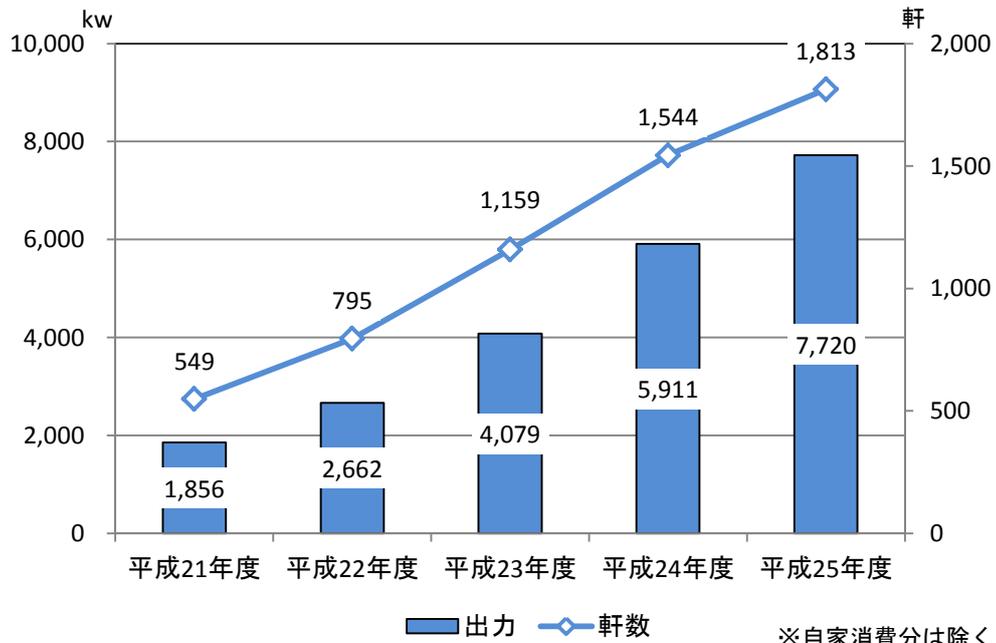
再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減だけでなく、非常時のエネルギー確保、雇用の創出、地域の活性化等、地域づくりの面でも効果が見込まれます。

再生可能エネルギーに関しては、これまで、物理的ポテンシャルや事業参入の容易さ、施工期間の短さ等により太陽光発電がけん引してきましたが、安定的なエネルギー供給源として見込むことが難しいという問題点もあります。

青梅市の再生可能エネルギー導入に当たっては、太陽光に加え、バイオマスや小水力など、青梅市の多様・豊富な地域資源を活用し、エネルギーの地産地消を推進していく必要があります。

また、再生可能エネルギー導入の際には、周辺環境との調和に十分配慮し、エネルギーのベストミックスという考え方をベースに、従来のエネルギーと再生可能エネルギーをいかに組み合わせて利用していくのかについて考えていく必要があります。

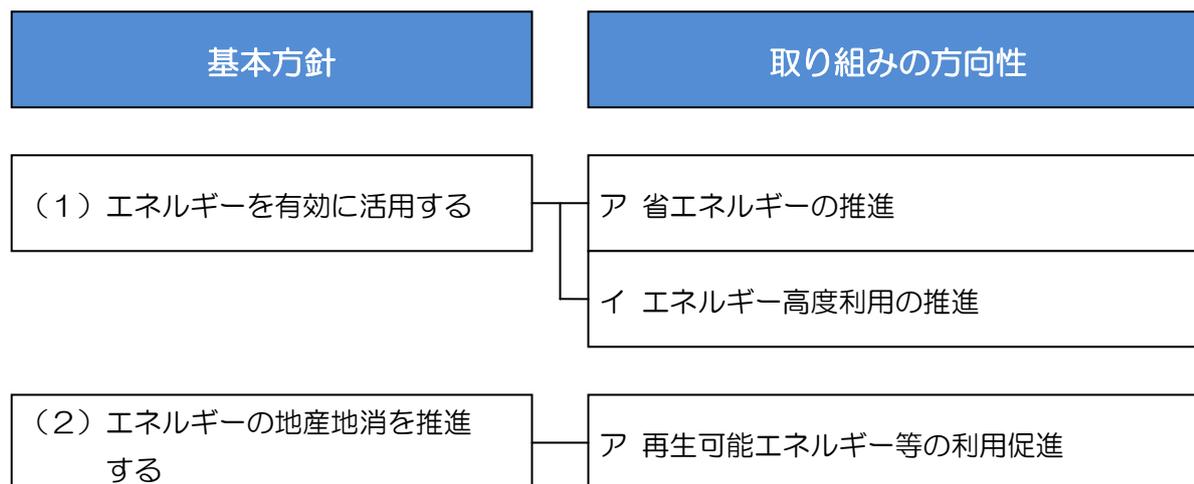
● 青梅市における太陽光発電設備の設置状況



資料：青梅市

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は、エネルギーの有効活用とエネルギーの地産地消の2つに分けています。エネルギーの有効活用は日常生活や経済活動における省エネルギーの推進、社会基盤や社会システムそのものの省エネルギー化について、エネルギーの地産地消は再生可能エネルギーの導入促進について、それぞれエネルギー・地球温暖化問題に関する環境への取り組み手段を示しています。



基本方針（1） エネルギーを有効に活用する

【 環境目標 】

指 標	現況値 (平成 25 年度)	目標値
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	413kwh/人・月	388kwh/人・月

【 取り組みの方向性 】

ア 省エネルギーの推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、化石燃料に依存する産業活動や、わたしたちの日常生活の中から発生しています。地球温暖化の影響は、自然災害の頻発等、すでにわたしたちの身近なところに現れはじめています。

日常生活と経済産業活動を見直し、少しでも化石燃料の使用を減らしていくため、社会全体で省エネルギー活動を実践していきます。

・ 具体的施策 1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践

ライフスタイルを見直すこと等により、省エネルギー行動を推進します。

・ 具体的施策 2 省エネルギー機器・設備の導入促進

省エネルギー型の機器・設備の導入を促進します。

・ 具体的施策 3 環境負荷の少ない製品の製造と購入

事業者は、LCA（ライフサイクルアセスメント）により、省エネルギーを含めた環境負荷の少ない製品の製造と、生産技術の開発・改良、また流通、廃棄、リサイクルシステムなどを推進します。市民や市は、そういった環境負荷の少ない製品を優先的に購入（グリーン購入）します。

・ 具体的施策 4 流通によるエネルギー消費の削減

流通の効率化などにより、可能な限りエネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの削減に努めます。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを見直し、節電・節ガス・節水に努めます。 ・住宅設備や家電製品に省エネルギー機器・設備を導入します。 ・グリーン購入を心がけます。 ・自動車の買い替えの際は、低公害車を選びます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに取り組むために、ライフスタイルの見直しについての啓発活動や環境学習を行います。 ・グリーン購入を心がけます。 ・具体的な商品や企業の情報提供（エコショップの紹介やマップ作りなど）をします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画を推進します。 ・市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。 ・省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。 ・グリーン購入を推進します。 ・公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。 ・環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。 ・市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。 ・省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001等の環境マネジメントシステムを取得することにより、省エネルギーに取り組めます。 ・LCA（ライフサイクルアセスメント）により、環境負荷の少ない製品への改良・開発、流通・廃棄・リサイクルの検討をします。 ・自動車の買い替えの際は、低公害車を選びます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・レジャーにおける省エネルギーに取り組めます。

【 取り組みの方向性 】

イ エネルギー高度利用の推進

地球温暖化の進行を防ぐためには、省エネルギー活動の実践に加えて、わたしたちの暮らす地域社会などの社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギーや省資源型へと転換し、温室効果ガスをできるだけ排出しない環境にやさしい「低炭素まちづくり」を進める必要があります。

そのため、住宅など建物のエネルギー性能向上、電力使用量の見える化など省エネに関する技術や仕組みの普及啓発、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行など、「低炭素まちづくり」に寄与するエネルギー利用の効率化、高度化に向けた対策を検討します。

・ 具体的施策 5 建築物の省エネルギー対策の推進

住宅などの建て替えや修繕時においては、高断熱化や省エネ機器の導入等による、環境に配慮した建物への誘導を行うための施策を検討します。

・ 具体的施策 6 複合的な省エネルギー施策の展開

環境に優しいコンパクトで便利なまちづくりを推進し、電力使用量の見える化など省エネに関する技術や仕組みの普及啓発を通じて、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティおよび低炭素社会構築に向けた検討を進めます。

・ 具体的施策 7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行

住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及をはじめ、バイオマスエネルギーやコージェネレーションシステムの導入利用促進など、再生可能エネルギー等を活用した災害・停電時も安心・安全な自立分散型電源の確保を目指します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択します。 ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 ・HEMS（家庭内エネルギー管理システム）や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートコミュニティや低炭素まちづくりのあり方についての啓発活動や環境学習を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の省エネルギーの取り組みを支援します。 ・「建築物環境計画書制度」の周知を図ります。 ・公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。 ・公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入を検討します。 ・施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省CO₂型の設備改修に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の設計・整備に当たっては、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを活用した環境負荷のより少ない形態や資材、工法を選択します。 ・事務所・工場等の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネ性能が高く、環境負荷のより少ない建物を建築、選択します。 ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。

基本方針（２） エネルギーの地産地消を推進する

【 取り組みの方向性 】

ア 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じ、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、災害時に活用できる、地域分散型のエネルギーとしての期待も高まっています。

青梅市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に導入していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

・ 具体的施策 8 太陽光発電システム等の普及・促進

太陽光発電、太陽熱利用は、一般家庭にも導入しやすい再生可能エネルギーであるため、普及・促進を積極的に行っていきます。

・ 具体的施策 9 木質バイオマスエネルギーの利用促進

青梅市の地域資源である木材を活用した、木質バイオマスエネルギーの利用促進に向けた検討を行います。

・ 具体的施策 10 小水力発電の導入検討

河川が多く、水が豊富な青梅市の特徴を活かし、小水力発電の導入を検討します。

・ 具体的施策 11 BDF（バイオディーゼル燃料）の利用促進

家庭から回収した廃食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）化し、公用車などの燃料として活用していきます。

・ 具体的施策 12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討

木質以外のバイオマス資源や未利用熱、コージェネレーションなどの導入検討を行います。また、再生可能エネルギーの利用促進に大きな役割を果たす蓄電池等の設備の導入検討も行います。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電や太陽熱利用など、身近な再生可能エネルギーの導入を検討します。 ・ 廃食用油の回収に協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能なエネルギーの学習・実践に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー等の導入を促進します。 ・ 小水力発電等の導入を検討します。 ・ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。 ・ 木質バイオマスの利用促進に努めます。 ・ 廃食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）化し、公用車などの燃料として活用します。 ・ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 ・ 再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。 ・ 食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。 ・ コージェネレーションシステムの導入を検討します。 ・ 木質バイオマスを活用した技術開発に取り組みます。 ・ 生ごみ・家畜ふんなどを利用した技術開発に取り組みます。



環境のテーマ(6)

ひと ～市民がつくる未来のふるさと = 循環と共生のまち～

【 現状と課題 】

● まち・ふるさと

家庭内のつながりをはじめとして、近所付き合い、地域のつながり、あるいは学校や職場でのつながりというものが年々、希薄になってきています。

わたしたちは便利で快適で効率のよい生活を享受し、経済的に豊かといわれる社会をつくってきましたが、その反面、身近な自然を愛でたり、日常的な近所付き合いなど、ふるさとの景観ともいふべき、こころの原風景を次々と失いつつある今、自然と人間とのつきあい方「こころの環境」を育てていくことが、求められています。

また、わたしたちのまちの道路、公共施設、交通網などは、お年寄りや子どもたち、障害者(児)もふくめたすべての人にとって必ずしも安全で使いやすいものではありません。

青梅に暮らすすべての人々が、「我がふるさと」として胸を張って答えることができるまちづくりを進めていく必要があります。

● 共に創る

現代は地方分権の時代であり、地方自治体にも自立した発想が求められます。これからは市民と共に考え、つくる、独自性の高い行政を目指す必要があります。行政だけが決めていくのではなく、市民一人ひとりと向き合った、手作りで丁寧なまちづくりが求められます。

そのため、政策立案、実行、チェックなどさまざまな場面での市民参加や NPO などとの協働を広げ、互いを認め合い尊重するパートナーシップを確立していく必要があります。

● 歴史と文化

青梅のまちは、かつて宿場町として栄えた歴史の面影を残す町並みがあり、寺社仏閣などの文化遺産に加えて、祭礼や伝統文化、古くからの生活技術などが数多く残されています。市の約6割を占める森林もまた、わたしたちのまちを大きく特徴づける景観といえます。

それらはわたしたちの先人達が、青梅の風土にあった暮らしの知恵の結晶として、脈々と受け継いできたものです。

わたしたちがこれからも豊かにくらししていくために、その知恵の宝庫である歴史や文化から多くを学びとることが必要です。

● 環境マナー

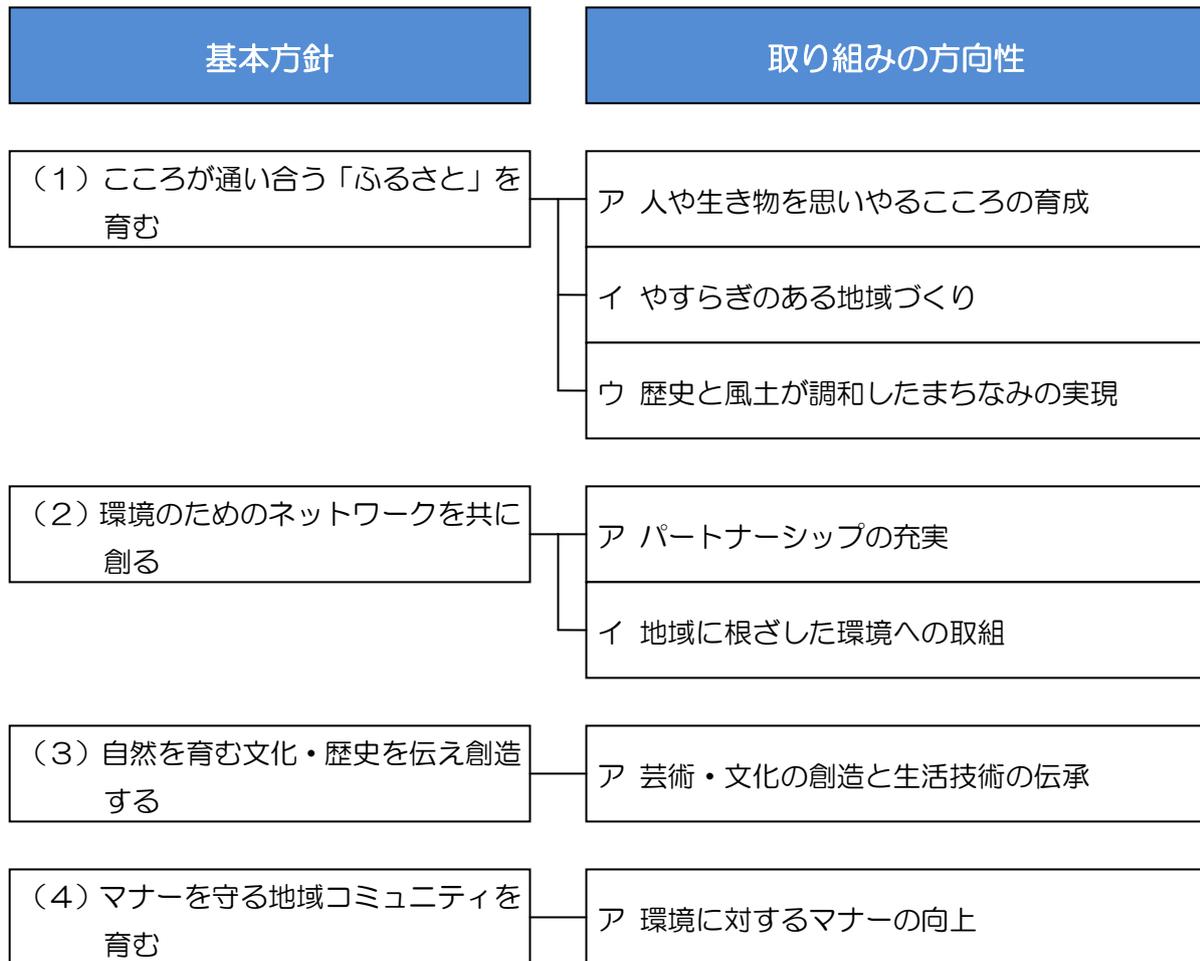
環境負荷の少ない地域社会を創るには、わたしたちの心遣いひとつで実現できるものも多くあります。

ポイ捨ての防止、たばこの分煙など、法令による規制に委ねるだけでなく、環境に対するマナーについて多くの人々の理解と協力を得ながら、当然のマナーとして行動できる社会を醸成していく必要があります。



【 取り組みの枠組み 】

基本方針は大きく、こころの環境、環境のためのネットワークづくり、文化・歴史、環境マナーの4つに分けています。こころの環境は人や環境に対する優しいこころの醸成、やすらぎのある地域づくりについて、環境のためのネットワークは市民や事業者等と行政の協働について、文化・歴史は地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔の暮らしの継承について、環境マナーは、環境に対するマナー向上について、それぞれくらしに関する環境への取り組み手段として示しています。



基本方針（１） ところが通い合う「ふるさと」を育む

【 取り組みの方向性 】

ア 人や生き物を思いやるこころの育成

自然環境がすばらしく社会環境が整っていても、多様性や違いを認め合うこころの環境が悪くても意味がありません。三つの環境がつながりあい、補いあうことにより、生き物の居場所を大切にし、人と人とが信じ合い、ところが通い合う暮らしを営むことができることから、人や生き物全体を大切に思うこころを育み、くらしやすい環境を整備していきます。

・ 具体的施策 1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進

自然の豊かさや尊さを理解し、自然の恵みをくらしに活かせるよう、環境学習を推進します。

・ 具体的施策 2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり

挨拶が行きかい、心の通じあう、信頼感や笑顔のあふれるまちを目指し、取り組みを推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 生き物に関心を持ち、生態を知ります。・ 人に挨拶をすること、ところが接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。・ 人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。・ 生ごみや落ち葉などを土に還したり植物などを育むことを通して、自然の循環を体験します。・ 自然素材の道具や恵みを活かすライフスタイルについて考えます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 信頼感をもちあい、活動します。・ ビオトープについて学びます。・ 田んぼづくりや野菜づくりを実践します。・ 自然素材の道具や恵みを活かすライフスタイルについて考えます。
市	<ul style="list-style-type: none">・ ビオトープなど、環境学習を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 人や生き物を大切にしながら事業を行います。・ 自然を活かすライフスタイルを提案します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">・ 自然をおびやかさないようにします。

【 取り組みの方向性 】

イ やすらぎのある地域づくり

地域の力を活用し、高齢者や子ども、障害者（児）、すべての人が支え、助け合うことで、安心して暮らせる、やすらぎのある地域づくりを推進します。

・ 具体的施策3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての人が安心して生活できる環境整備に努めます。

・ 具体的施策4 安心して歩ける道路環境の整備

歩道の整備や補修、歩行者等の安全を確保した道路工事の実施、大型車の交通マナーの向上等に取り組み、安全に歩ける道路環境を整備します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化して欲しい場所を提案します ・自転車で歩道を走る時は歩行者を優先します。 ・歩道に自動車を止めません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、障害者（児）、お年寄りもやすらげる地域づくりを進めます。 ・ユニバーサルデザインの公共施設について、検討・提案します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。 ・安心して歩ける歩道を整備します。 ・大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。 ・歩行者等の安全を確保して道路工事を行います。 ・電線類の地中化を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる地域づくりに協力します。 ・店舗・事業所などをバリアフリーにします。 ・歩道に自動車を止めません。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車の運転マナーを守ります。

【 取り組みの方向性 】

ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を活用し、青梅らしい自然と歴史的なまちなみが調和した美しい景観づくりを推進します。

・ 具体的施策5 自然と調和したまちなみの保全

自然と歴史的な景観が調和した、美しいまちなみの保全に努めます。

・ 具体的施策6 無秩序な開発の防止

条例等にもとづき、開発を行う際は、十分な情報公開や説明を行うとともに、無秩序な開発の防止に取り組み、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図ります。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全に協力します。・自分たちの住むまちのあるべき姿を、自分たちで考え、まちづくりに参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと景観について検討します。
市	<ul style="list-style-type: none">・「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。・まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。・市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・まちなみも観光資源として保全する努力をします。・「青梅市の美しい風景を育む条例」に配慮し、優れた景観づくりに協力します。

基本方針（2） 環境のためのネットワークを共に創る

【 取り組みの方向性 】

ア パートナーシップの充実

多種多様な地域の環境問題を解決していくためには、市民、事業者、市がパートナーシップを築き、協力・協働していくことが必要になります。

・ 具体的施策7 市政への市民意見の反映

市民の意見が、市政により一層反映されるように努めます。

・ 具体的施策8 環境情報の発信・共有化

環境についての情報を市民と市の間で相互発信し、市民と市が情報を共有できるようにします。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの環境情報について関心をもちます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市との意見交換を密に行います。 ・ 市と情報を共同作成したり、共有したりします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な環境政策の推進を図ります。 ・ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。 ・ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。 ・ 窓口やインターネットで環境情報を閲覧できるようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告書を作成し、環境についての情報公開を進めます。

【 取り組みの方向性 】

イ 地域に根ざした環境への取り組み

豊かな環境づくりネットワークをつないでいくために、自治会・学校・それぞれの現場で地域の自然や文化・歴史にもとづいた取り組みを行います。

・具体的施策 9 子どもの視点の尊重

環境施策に、子どもの視点や考えを取り入れます。

・具体的施策 10 NPO等への支援

NPOなどの市民活動団体を支援します。

・具体的施策 11 市民参加によるまちづくりの推進

まちづくりのルールを定め、市民・市民グループは積極的にまちづくりに参加します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・子どものエコリーダー、エコグループ等の活動を支援します。・NPOなどへの参加や支援を行います。・積極的にまちづくりに参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・子どものエコグループ等を支援します。・積極的にまちづくりに参加します。
市	<ul style="list-style-type: none">・子どもエコグループの活動を支援します。・NPOなどの支援を行います。・市民によるまちづくりを支援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・子どもエコグループの活動を支援します。・地域や市民と積極的に交流します。

基本方針（3） 自然を育む文化・歴史を伝え創造する

【 取り組みの方向性 】

ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承

より良い環境を実現していくためには、芸術・文化を創造し、暮らしの中に取り入れていく必要があります。そして、地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔の暮らしを学び、後世に伝えていきます。

・ 具体的施策 12 芸術文化を楽しむ場の充実

地域で育まれてきた芸術や文化を楽しめる場の充実を図ります。

・ 具体的施策 13 地域文化・生活の知恵の伝承

地域に根ざした文化や生活の知恵の記録、伝承に努めます。

・ 具体的施策 14 地域の歴史の学習と伝承

地域の昔の暮らしについて学び、後の世代に伝えるための取り組みを推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術を楽しむゆとりのある暮らしをつくります。 ・ 地域の文化や生活技術を大切にします。 ・ 地域の伝統行事に参加します。 ・ 生活の知恵を親から子、孫へ伝えます。 ・ 地域の古老の話を聞いたり、旧跡等を巡ったりして歴史を学びます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統行事を開催します。 ・ 地域の歴史の講座を開催します。 ・ 地域の歴史マップ、散歩マップ、お祭りマップなどをつくります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。 ・ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。 ・ 市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。 ・ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術・文化活動の場を提供します。

基本方針（４） マナーを守る地域コミュニティを育む

【 取り組みの方向性 】

ア 環境に対するマナーの向上

環境負荷の少ない地域社会を創るには、多くの人々の理解と協力が必要です。そして、社会のルールを守ることがより良い生活環境を創り出します。環境に対するマナーについて意識を共有し、マナーの向上に努めます。

・ 具体的施策 15 ごみの排出ルールの厳守

市のごみ減量・資源リサイクルハンドブックおよびごみ収集カレンダーに記載されているごみの分別・排出ルールを、全市民が守れるよう、普及啓発を行います。

・ 具体的施策 16 観光ごみの持ち帰り

祭りや河川でのレジャーで排出される観光ごみについて、持ち帰り運動などを行います。

・ 具体的施策 17 ポイ捨て・不法投棄の防止

ボランティア等を通じ、環境美化や環境保全を進め、ごみやタバコのポイ捨てや不法投棄の防止を徹底していきます。

・ 具体的施策 18 ペットの飼い主のマナー向上

ペットの排泄物は、飼い主が責任を持って処理するよう、普及啓発を行います。

【 各主体の取り組み 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの排泄物は責任を持って飼主が片付けます。 ・ 河川ごみ等の観光ごみは必ず持ち帰ります。 ・ 市の環境美化活動に協力します。 ・ 不法投棄やポイ捨てをしません。 ・ 喫煙者は、非喫煙者への思いやりを持ち、喫煙場所を守ります。 ・ 路上や公園などにタバコのポイ捨てをしません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の環境美化活動に協力します。 ・ 喫煙者や非喫煙者に与える健康への影響を広く知らせます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。 ・ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。 ・ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。 ・ ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。 ・ 喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。 ・ 公的施設での分煙を徹底します。 ・ 「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底に向けて取り組みます。 ・ タバコのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄をしません。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川ごみ等の観光ごみは自宅に持ち帰ります。 ・ 喫煙マナーを守ります。



第5章 重点アクション

（1）背景

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中濃度が高まり、大気の温室効果が強まるために地球の気温が上昇する現象のことです。これらの温室効果ガスには地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質があり、温室効果ガスの濃度が一定に保たれることで、地球の平均気温が生物の生存に適した 15℃程度に保たれています。しかし、18 世紀の産業革命以降、化石燃料の使用や森林の伐採が進んだために大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、大気の熱吸収が増えて地球全体の気温が上昇し始めています。

2013 年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書によると、1880～2012 年の間に、世界平均地上気温は 0.85℃上昇しています。特に最近 30 年の各 10 年間の世界平均気温は、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温となっていることが示されています。

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害なども観測されています。そのような中、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止する取組が求められています。

また、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故以降、わたしたちのエネルギーへの意識は大きく変化し、省エネルギーや再生可能エネルギー等への関心が高まっています。こうした気運の高まりも追い風とし、市民、事業者、市の協働により、青梅市の地域特性に応じた地球温暖化対策を計画的に推進し、低炭素社会の構築を進めていく必要があります。

（2）計画の対象

本実行計画では、青梅市の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とし、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出のほか、廃棄物の焼却等による二酸化炭素排出について、削減のための施策・対策を定めます。

(3) 目標

本実行計画の期間は、第二次青梅市環境基本計画との整合性を図るため、平成 27 年度（2015 年）から平成 36 年度（2024 年）までの 10 年間とします。

ただし、低炭素社会構築に向けた取組は中長期的な視点が欠かせないことから、平成 42 年度（2030 年）までを見据えた取組の展開を図るものとします。目標に対する基準年は平成 22 年度（2010 年）とします。

削減目標は以下のように設定しました。短期目標は、現行施策の積み上げにより設定しました。中期目標については、国の方針である「2050 年 80%削減」を見据え、設定しました。

ただし、国の施策等との整合性を確保するため、地球温暖化対策やエネルギー政策が見直された際には、目標や取組内容を見直すこととします。

短期目標：2020 年度（平成 32 年度）までに 2010 年度（平成 22 年度）
比で 10%の削減
中期目標：2030 年度（平成 42 年度）までに 2010 年度（平成 22 年度）
比で 40%の削減

※国の地球温暖化対策やエネルギー政策の動向をふまえ、今後見直しを行うことを前提とします。



(4) アクションプラン（実施内容）

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

青梅市においては、民生部門（家庭、業務）からのCO₂排出量が多いことから、特に民生部門において排出量削減にむけた更なる取組が求められます。

化石燃料に依存する現在の日常生活や経済産業活動を見直し、市民一人ひとりが省エネルギー型の生活様式へと転換していくことが必要となってきます。

低炭素社会構築にむけて、市民、事業者、市が一体となり、社会全体で省エネルギー活動を実践していきます。

- 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。
- 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。
- 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。
- 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。
- 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。
- グリーン購入を推進します。



基本方針 2 再生可能エネルギー等の導入促進

再生可能エネルギー等は、現状では導入に当たりコスト面等で不利な面もありますが、化石燃料の使用削減を通じ、CO₂削減に貢献するとともに、地域資源の有効活用や防災の面等からの効果も期待されます。

また、平成 25 年度に実施した市民アンケートからは、市民の再生可能エネルギー等に対する高い期待も伺えることから、青梅市の地域資源を踏まえ、中長期的な視点から再生可能エネルギー等の積極的な導入を進めていきます。

- ・再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。
- ・木質バイオマスの利用促進に努めます。
- ・木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。
- ・住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。
- ・小水力発電等の導入を検討します。
- ・各家庭から回収した廃食用油を BDF 化し、公用車などの燃料として活用します。
- ・コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。

基本方針 3 低炭素型の交通システムへの転換

青梅市は、他地域と比較すると運輸部門（自動車）からの CO₂ 排出が多いことから、自動車に依存しない低炭素型の交通システムへの転換を図っていく必要があります。

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨する取り組みを推進します。

- ・広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。
- ・エコドライブの重要性を周知します。
- ・公共交通空白地域の改善に努めます。
- ・公共交通の利用促進を図ります。
- ・レンタサイクルシステムの充実を図ります。
- ・低公害車の導入促進に努めます。
- ・燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。
- ・公用車の導入の際は、低公害車を選びます。

基本方針 4 森林の整備による吸収源対策の推進

青梅市は、市域の約6割が森林に覆われている、緑豊かな地域となっています。しかし、国産木材の需要低下や林業就業者の高齢化等により、青梅の森林は適正な管理が十分に行われていない状況となっています。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能に加え、二酸化炭素の吸収源としての機能も有しています。

青梅市の重要な地域資源でもある森林の保全・育成を図ることは、地球温暖化対策の観点からも重要であることから、市民や事業者との協働による森林づくりに積極的に取り組んでいきます。

- 森林の適正な維持管理を推進します。
- 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。
- 森林保全リーダーを養成していきます。
- 森林ボランティア活動のPRを行います。
- 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。
- 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。
- 市の公共施設の建築においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。
- 地域木材の普及PRを促進します。
- 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。



重点アクション2 循環型社会の更なる推進

(1) 背景

20世紀型の大量生産・大量消費社会から脱却を図り、持続可能な地域社会を築くことは、わたしたちの喫緊の課題となっています。日本では、今後は人口減少社会に移行しますが、世界では依然として人口が増加し、食料や資源の不足や廃棄物の増加が懸念されており、循環型社会の実現が急務となっています。

青梅市においても、4Rの推進をはじめとする取組を強化し、循環型社会の構築に向け、着実に施策を推進していきます。

(2) 目標

青梅市の地域特性をふまえた環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

(3) アクションプラン（実施内容）

基本方針1 4Rの推進

4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）について、市民活動の支援や新たな仕組みづくりの検討等、積極的に取組を推進していきます。

- ・グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。
- ・リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。
- ・リサイクル推進協力店を支援します。
- ・レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。
- ・修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。
- ・紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。
- ・サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。
- ・資源の集団回収を奨励します。
- ・民間事業者が誰でも参加できるようリサイクルのネットワーク体制を作ります。
- ・リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。
- ・授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。

基本方針 2 ごみ削減強化と資源化の推進

青梅市では、第6次青梅市総合長期計画（平成25年度～平成34年度）の中で、1人1日当たりの燃やすごみ排出量を、平成24年度の567gから平成34年度には510gまでの減量を目標としています。青梅市の1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、総合長期計画の目標達成に向け、一層の削減が求められています。一人ひとりが日常生活の中でごみ削減に取り組みやすくなるよう、新たな仕組みや事業の検討、普及啓発等を推進していきます。また、ごみ削減強化に加え、ごみの資源化も積極的に取り組んでいきます。

- 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。
- ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。
- 不燃残渣の資源化を推進します。
- 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。

基本方針 3 バイオマスエネルギーの活用

植物などの生物体（バイオマス）は有機物で構成されているため、燃料として利用できます。燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、植物などの成長の過程で再び生物体に吸収され、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルという特性を有しています。

このため、間伐材や剪定枝、廃食用油などは、バイオマスエネルギーとして活用を図り、廃棄物の減量と二酸化炭素の排出の抑制による地球温暖化防止に努めていきます。

- 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。
- 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。
- 廃食用油の更なる回収方法について検討します。
- 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。
- エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。

基本方針4 農産物等の地産地消の推進

青梅市の地域特性に応じた循環型社会の構築に向けた取り組みとして、農産物や木材などの地産地消の循環形成の促進を図ります。

- 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。
- 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。
- 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。
- 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。
- 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を推進します。
- 間伐材の利用を推進します。



重点アクション3 生物多様性の保全

(1) 背景

青梅市には、豊かな水辺や美しい里山が残されており、東京都内有数の自然環境を有しています。そしてそこには、数多くの動植物が生息・生育しています。

しかし、開発に伴う生物の生息・生育空間の縮小や、農林業の衰退などによる生物の生息・生育環境の荒廃、地球温暖化による生息・生育環境の変化、さらには外来生物の増加による生態系のかく乱などにより、生物多様性が脅かされています。

生物は、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は生態系のバランスを維持する上でも極めて重要です。

わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活は、自然や生物の多様性を基盤とする生態系から得られる恵み、いわゆる「生態系サービス」に支えられています。この「生態系サービス」を将来にわたり享受し続けるためには、生物多様性を保全する仕組みの構築が必要となります。

● 生物多様性のイメージ



資料：環境省

(2) 目標

「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

(3) アクションプラン（実施内容）

生物多様性の保全を推進するには、生物多様性を「知る」、生物を「守り、育てる」、将来の世代に「伝える」、生物多様性の取り組みに「参加する」といった施策の推進が必要となります。青梅市では「生物多様性保全協議会（仮称）」を設置し、総合的かつ効果的な生物多様性の保全の検討と推進を図ります。また、青梅市の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けた基本的指針および具体的な取組内容を定めた「青梅市生物多様性地域戦略」を策定します。

基本方針 1 「知る」～生物多様性への理解の促進

生物多様性の保全に取り組むためには、現状を正確に把握することが重要となります。このため、市内の自然環境の特性ごとに、市民参加による生物の生息状況調査を実施し、市域の生物多様性のよりの確な状況把握や保全・再生の取り組み等に活かしていきます。

さらに、生物多様性は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

- 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実態把握を行います。
- これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に活かします。
- 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の集積・発信などの仕組みづくりを検討します。
- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確な状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。
- 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。

基本方針 2

「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生

生物の生息・生育環境の維持・拡大などの「場の確保」とともに、緑地や水辺のネットワーク化、森林や農地、水辺などの適切な維持管理による「質の向上」を図り、地域特性に応じた生態系の保全を図ります。

また、森林整備を図り、貴重な野生生物の生息の場、市民が自然とふれあえる場や里山の仕組みを体験・学習する場、散策やハイキング等の気軽に利用できるレクリエーションの場としていきます。

- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的取組を明らかにします。
- グリーンマップを作成します。
- 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。
- 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。
- 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。
- 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。

基本方針 3

「伝える」～生物多様性の継承

先人から受け継いだ青梅の環境や歴史・文化資源を将来の世代に継承していくとともに、生物多様性の恵みを活かした産業振興や観光振興を図り、青梅市の魅力の向上を図ります。

- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に継承するための具体的取組を明らかにします。
- 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。
- 地域木材の普及 PR を促進します。
- 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。

基本方針4 「参加する」～協働による生物多様性への取組

生物多様性の取組は、生物の生息・生育空間の保全にとどまらず、市民の日常生活や事業者の経済活動とも密接な関係を持っていることを認識し、あらゆる段階において、市民や事業者が参加できる仕組みを検討していきます。

また、多様な主体の参加が求められることから、情報の共有や連携・協力を図り、より効果的・効率的な取組が可能となるような機会や場の創出、協働の仕組みを検討していきます。

- ・青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくります。
- ・市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。
- ・市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。
- ・生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。
- ・学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に係る関心と認識の向上を図ります。
- ・生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます
- ・生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。
- ・特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型の農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。
- ・遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくるとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用していきます。
- ・グリーンコンシューマー（環境に負荷の少ない行動をする消費者）が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。
- ・環境にやさしい企業・事業活動の促進を図ります。

● 「生物多様性の保全」に向けたアクションプランの推進イメージ

「青梅市生物多様性地域戦略」の策定と推進

基本方針1 「知る」

～生物多様性への理解の促進

【アクションプランの方向性】

- ・市域の生物多様性の的確な状況把握
- ・生物多様性への理解を促進

基本方針2 「守り、育てる」

～生物の生息・生育環境の保全と再生

【アクションプランの方向性】

- ・生物の生息・生育環境の維持・拡大
- ・地域特性に応じた生態系の保全

人と動植物との共生を実現

基本方針3 「伝える」

～生物多様性の継承

【アクションプランの方向性】

- ・青梅の環境や歴史・文化資源を将来の世代に継承
- ・生物多様性の恵みを活かした産業振興や観光振興

基本方針4 「参加する」

～協働による生物多様性への取り組み

【アクションプランの方向性】

- ・生物多様性の取組に多様な主体が参加・協働
- ・生物多様性に係る人材の活用・育成
- ・生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出

協働による生物多様性の保全の推進

市民・市民団体

- ・生物の生息状況調査への参加
- ・生物多様性の重要性を理解
- ・環境負荷の少ないライフスタイルの実践

事業者

- ・生物の生息状況調査への参加・協力
- ・事業活動が生物多様性に及ぼす影響を理解
- ・環境負荷の少ない事業活動の実践

市

- ・生物多様性のよりの的確な状況把握や保全・再生の取組の推進
- ・市民・事業者・市民団体の活動の支援
- ・庁内関係部局や国、都等の関係機関との連携
- ・生物多様性保全協議会（仮称）の設置

第6章 計画の推進のしくみ

1 計画の推進・進行管理組織

本計画は、市の環境基本計画等検討委員会と市民・事業者等が参加した青梅市環境基本計画等懇談会の協働により検討され、市民に対するアンケートやパブリックコメントの実施、座談会の開催などを経て策定されており、計画の推進も、市、市民、事業者の協働作業による取り組みと進行管理のもとに行われます。

具体的には、市民、市民団体、事業者と行政による「環境連絡会」と、市の推進組織である「環境推進会議」が連携しながら取り組みと進行管理を進めていきます。「環境審議会」は、専門的な見地から計画の進行管理と、市長への助言を行います。

(1) 環境連絡会

市民、市民団体、事業者と行政の運営組織として、市の施策・事業の実施に対する点検・評価を行い、計画全体の進捗状況に対する意見・提案を行う組織になります。

【 構成 】

連絡会は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者、教育関係者等の参加の意思確認を行った実施主体の代表者および市職員をもって構成します。

【 役割 】

主に以下の役割を担います。

- ア 取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整
- イ 市の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案
- ウ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

(2) 環境推進会議

市のすべての課を横断する組織として、環境に係る施策を推進し、本計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。環境連絡会等と連携して協働事業を行います。

【 構成 】

環境推進会議は、庁内各部署の部課長から横断的に構成します。

【 役割 】

主に以下の役割を担います。

- ア 各課で取り組む環境の保全に係る施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- イ 環境連絡会等の市民・事業者との協働事業の実施
- ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信
- エ 各課で取り組む環境の保全に係る施策・事業についての点検・評価
- オ 施策・事業の点検・評価結果を、環境連絡会と連携し、本計画の環境報告書を作成
- カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見をふまえ、次年度以降の年次計画に反映

【環境連絡会との連携】

環境連絡会と定期的に意見交換等を行う機会・場を設けます。

(3) 環境審議会

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって市長に助言を行います。

【 構成 】

学識経験者、公募委員、関係団体の代表者、関係行政機関の代表等により構成します。(資料編 青梅市環境基本条例第5章 参照)

【 役割 】

青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- ア 環境基本計画に関すること。
- イ 環境への配慮に関すること。
- ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること。

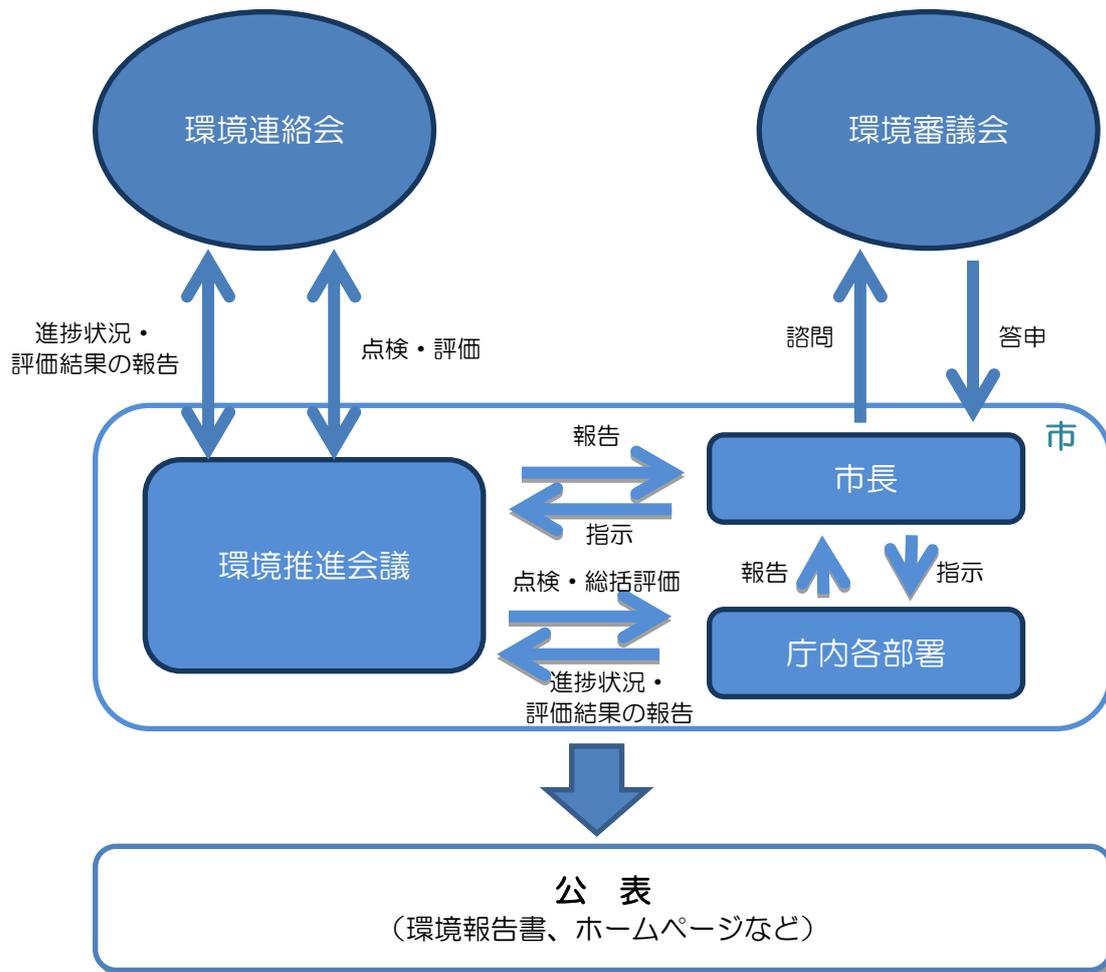
その他、以下に掲げる役割を担います。

- ・環境報告書の点検・評価とそれにもとづく助言・提言を行うため、環境連絡会等との情報交換を行う。
- ・概ね5年ごとの本計画の見直しについての調査・審議

【環境連絡会・環境推進会議との連携】

環境報告書の内容等について確認するなど、各組織と連携して取り組みます。

● 計画の推進・進行組織の関係図



2 計画の進行管理

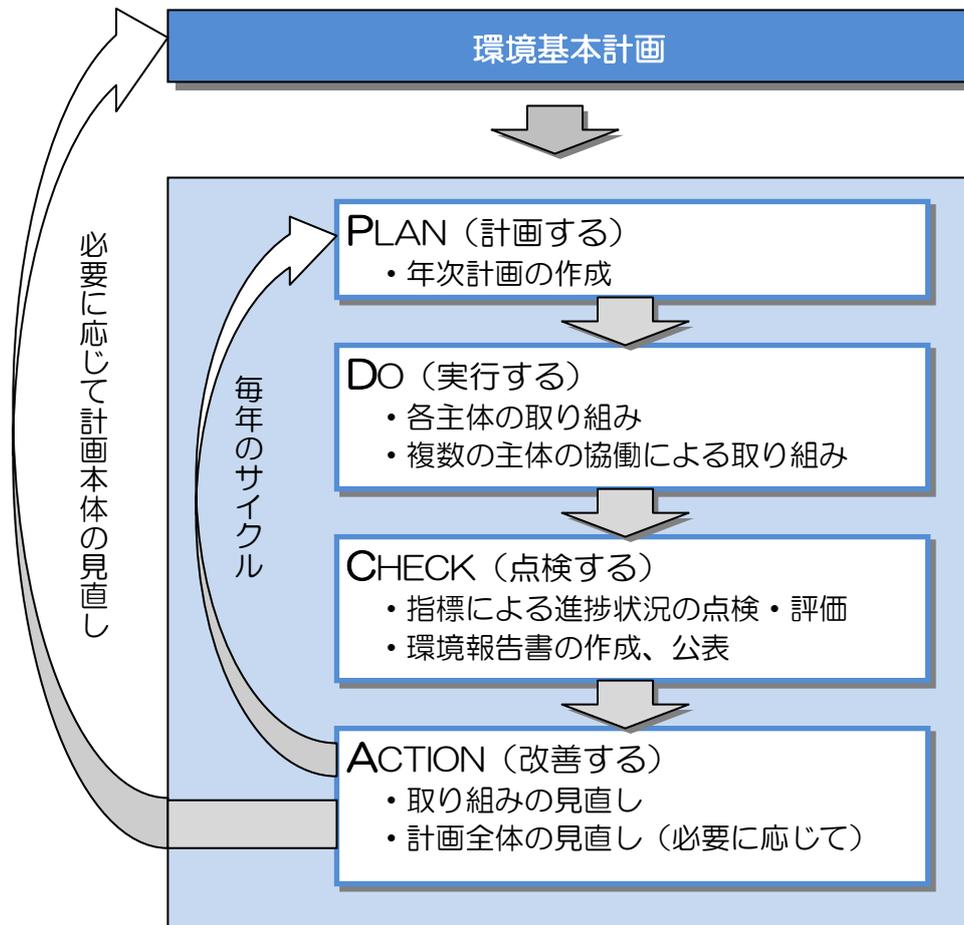
(1) PDCA サイクルによる進行管理

この計画を実効性のあるものとしていくためには、計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みにフィードバックさせていくしくみが重要です。

そこで、この計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、[PLAN・計画] → [DO・実行] → [CHECK・点検] → [ACTION・改善] という流れで行います。

この PDCA サイクルは、1 年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

● PDCAによる進行管理



(2) 環境目標による進行管理

この計画は、市民、市民団体、市、事業者などあらゆる主体がそれぞれに、また協働して取り組むものです。そこで、進行管理に環境目標を用います。

環境目標は、基本方針ごとに設定され、市民・市民団体・市・事業者・滞在者が一緒に取り組んで達成していく目標となります。環境目標が達成できているかどうかによって環境がよくなっているかどうかを把握します。いくら取り組みを進めても環境目標が達成できない場合は、取り組みのあり方そのものを見直す必要があります。すぐには効果が出ない取り組みもたくさんありますが、環境の状態を把握し、評価していくことは重要な作業です。

● 数値目標一覧

テーマ	基本方針	数値指標	数値目標
緑	緑豊かな森林を守り、育て、活かす	森林面積	現況値 (平成25年：6,464ha)
	恵み豊かな農地を活かす	経営耕地面積	201ha (平成22年：223ha)
水	清潔な水質・豊かな水量を守る	河川（市内各地点）のBOD環境基準達成度	現状維持 (平成24年度：100%)
大気	化学物質汚染から大気環境を守る	二酸化硫黄濃度（市役所屋上）	現状維持 (平成24年度：0.001 (ppm))
		大気中ダイオキシン類濃度（市役所屋上）	現状維持 (平成24年度：0.016~0.014 (pg-TEQ/m ³))
	自動車による負荷から大気環境を守る	主要交差点における二酸化窒素の測定値	現状維持 (平成24年度：0.026~0.010 (ppm))
		主要道路における騒音の測定値	現況値以下 (平成24年度：72~50 (db))
ごみ	4Rを推進する	1人1日当たりの燃やすごみ排出量	510g (平成24年度：567g)
エネルギー	エネルギーを有効に活用する	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	388kwh/人・月 (平成25年度：413kwh/人・月)

資料編

- 1 計画策定体制と策定経過
- 2 関係条例・要綱等
- 3 用語解説

1 計画策定体制と策定経過

(1) 計画策定体制

ア 環境審議会

会長 広瀬 盛行
副会長 中村 洋介

区分	委員氏名	役職等	備考
公募による市民 2人(男女各1人)	福島 洋治		
	御手洗 文代		
各種団体の代表 2人	志村 文也	青梅市自治会連合会会長	平成26年5月17日まで
	井上 一雄		平成26年5月17日から
	野崎 正巳	一般社団法人青梅市観光協会会長	平成26年5月23日まで
	小澤 徳郎		平成26年5月23日から
事業者 2人	石川 清	青梅市農業振興団体連絡協議会会長	
	中村 洋介	青梅商工会議所工業部会部会長	
学識経験者 2人	広瀬 盛行	明星大学名誉教授	
	米村 恵子	江戸川大学名誉教授	平成26年11月27日まで
	西浦 定継	明星大学理工学部教授	平成26年11月28日から
関係行政機関の職員 2人	丹野 紀子	東京都多摩環境事務所環境改善課長	平成26年4月1日まで
	根本 弘		平成26年4月1日から
	小野 博史	東京都森林事務所保全課長	平成25年4月1日まで
	川野 時一		平成25年4月1日から

イ 環境基本計画等懇談会

会長 渡邊 勇
副会長 榊原 八朗

区分	委員氏名	役職等
公募による市民 2人(男女各1人)	福田 宗治	
	鈴木 智子	
各種団体の代表 3人	濱田 光一	おうめ環境市民会議
	森田 幸平	青梅市環境美化委員連合会会長
	渡邊 勇	青梅・多摩川水辺のフォーラム代表
市内事業者の代表 3人	山崎 靖代	NPO法人青梅林業研究グループ
	川鍋 昭夫	西東京農業協同組合青壮年部部長
	小山 孝	三ツ原工業会会長
学識経験者 2人	小堀 洋美	東京都市大学環境学部教授
	榊原 八朗	明星大学デザイン学部教授

ウ 庁内の環境基本計画検討組織

(ア) 環境基本計画等検討委員会

委員長：大谷繁（水村和朗）

副委員長：青柳和広 小山高義

委員：星野和弘 斎藤剛一 石川裕之 小澤龍司 谷田部祐久 伊藤博司 伊藤英彦
橋本雅幸 福島信久 水信達郎 高水靖志 山宮忠利 大沢正美 荒井ヒロミ
島田登美子（志村正之）（為政良治）（並木伸二）（木村文彦）（宇津木博宣）
（朱通智）

※（ ）は前任者

(イ) 環境基本計画等検討部会

<低炭素社会部会>

高野剛志 小峰啓一 小峰誠 布田信好 加藤英二 柚木光伸 伊藤慎二郎（中村栄之）
（樽島章夫）（水信達郎）

<循環型社会部会>

高野剛志 横尾繁 師岡寛也 安藤喜憲 田島一紀 木下政廣（中村栄之）（浅田武）

<生物多様性部会>

横尾繁 吉澤武司 加藤英二 塩野和宏 藤原浩 福島悦重（木下政廣）（小峰啓一）
（伊藤慎二郎）

※（ ）は前任者

(2) 策定経過

開催期日	実施内容
平成25年 2月14日	市長から青梅市環境審議会に諮問
7月11日	第1回青梅市環境基本計画等検討委員会
7月19日	第1回青梅市環境基本計画等懇談会
9月13日	第2回青梅市環境基本計画等検討委員会
9月26日	第2回青梅市環境基本計画等懇談会
10月25日	平成25年度第1回青梅市環境審議会
11月 5日	第1回青梅市環境基本計画等検討部会 (低炭素社会部会、循環型社会部会、生物多様性部会)
11月 8日	第3回青梅市環境基本計画等検討委員会
11月14日	第3回青梅市環境基本計画等懇談会
平成26年 1月30日	第4回青梅市環境基本計画等検討委員会
2月25日	第5回青梅市環境基本計画等検討委員会
3月10日	第4回青梅市環境基本計画等懇談会
3月27日	平成25年度第2回青梅市環境審議会
3月28日	平成25年度市民座談会
3月30日	平成25年度市民座談会
5月28日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
5月29日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第5回青梅市環境基本計画等懇談会
6月20日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
7月18日	第6回青梅市環境基本計画等検討委員会
7月28日	第6回青梅市環境基本計画等懇談会
8月 6日	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
8月 8日	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
8月21日	平成26年度第1回青梅市環境審議会
9月18日	第7回青梅市環境基本計画等検討委員会
9月29日	第7回青梅市環境基本計画等懇談会
10月20日	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
10月21日	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
10月22日	第8回青梅市環境基本計画等検討委員会
10月27日	第8回青梅市環境基本計画等懇談会
11月 4日	平成26年度第2回青梅市環境審議会
12月15日	パブリック・コメント実施(平成27年1月7日まで)

開催期日	実施内容
平成 27 年 1 月 9 日	平成 26 年度市民座談会
1 月 11 日	平成 26 年度市民座談会
2 月 3 日	第 9 回青梅市環境基本計画等検討委員会
2 月 13 日	平成 26 年度第 3 回青梅市環境審議会
2 月 19 日	青梅市環境審議会から市長に答申



(3) パブリック・コメント実施結果

意見の要旨	市の考え方
第2次環境基本計画にもブルムボックスウイルスによる梅の再生問題について明記をお願いします。この問題は、今後10年間における青梅市の最重要課題の1つです。	ブルムボックスウイルスの問題につきましては、平成25年3月に「青梅市梅の里再生計画」を策定し、この計画にもとづき、市民、関係団体、事業者と協働し、一丸となり、梅の里の再生・復興に取り組んでおります。
素案の各項目は「推進します」「努めます」「図ります」といった定性的な表現になっていますが、いつまでに何をどうするのかといった具体的な数値目標とそのために必要な予算を公開していただけるようお願いします。環境報告書を確認しましたが、市の取り組みについては実施した、未実施等の結果が記されているだけで、その活動でどれ程の効果があったのかが分かりません。市の取り組みは環境負荷の低減が目標であり、〇〇を実施したと言うのは手段でしかありません。実施したことで良しとらないようお願いします。	各主体別の取り組み項目については環境行動指針であるため、定性的な表現に留め、具体的な数値目標についてはそれぞれの個別計画や個別事業の中で検討します。また、環境報告書の内容については、御意見として承ります。
「第2章3(2) 生物多様性をめぐる動き」 国家戦略だけでなく、東京都における生物多様性の取組を記載することが必要だと思います。国→東京都→青梅市という、よりローカルで主体的な取り組みが必要であることを強調すべきだと思います。 また、都内の自治体でも地域戦略の策定が進んでいます。近隣ではあきる野市、羽村市などが策定しています。青梅市もこうした潮流にとり残されないようにする必要があると思います。	生物多様性をめぐる動きについて、国の記述のほか、東京都における生物多様性に関する計画や方針についても追記いたします。

意見の要旨	市の考え方
<p>第3章3(2)【背景】 「その淡水の大部分は南極や北極の氷山などであり」を「その淡水の大部分は地下水や南極や北極の氷山などであり」にした方が良いと思います。 存在比は氷河が2%あまり、地下水が0.6%程度ですが、遠い存在である氷河だけでなく、身近な地下水の重要性を意識してもらうには入れた方がいいと思います。</p>	<p>地下水の重要性を意識していただくため、地下水にも触れた表現に修正させていただきます。</p>
<p>第4章3”緑”「身近な自然」 「クリ・コナラなどからなる広葉樹林(雑木林)が多く」を「クヌギ・コナラなどからなる広葉樹林やアカマツ林などの雑木林が多く」にした方が良いと思います。 青梅市内ではクヌギ・コナラ林の方が多いためです。また昭和40年までは雑木林としてのアカマツの面積も多かったです。</p>	<p>クヌギおよびアカマツについて記述を追加・訂正いたします。</p>
<p>第4章3”緑”「身近な自然」 表題に「(丘陵地・湧水・谷戸・平地林・湿地・崖線等)」とありますが、谷戸・平地林・湿地についての記載がありません。谷戸については、丘陵地での水田耕作の場所として伝統的に利用されてきたこと、そのなかで湿地や湧水が利用され守られてきたこと、平地林は「武蔵野の雑木林」の面影を残す場所であり、残していく必要があることを記載してください。</p>	<p>谷戸、平地林、湿地についての記述を追加いたします。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「飼いきれなくなったペットを捨てません」を「ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません」にした方が良いと思います。 「飼いきれなくなる」というのをそもそも避けるべきなので。</p>	<p>「終生飼養」の考え方を取り入れる形で、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「希少な動植物を勝手にその生息地から持ち出しません。」を「野生動植物を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。」にした方が良いと思います。希少種か普通種かに限らず野生動植物の移動はさけるべきです。</p>	<p>普通種を含む表現方法に改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「希少種の調査・対策に取り組みます」を「希少種の調査・保全に取り組みます」にした方が良いと思います。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「獣害」を「鳥獣被害」にした方が良いと思います。</p>	<p>鳥類も含めた表現方法に改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 工事等ともなう植栽には東京都による「在来種選定ガイドライン」(H26)があるので、それに従うことを記載すべきだと思います。</p>	<p>「在来種選定ガイドライン」に限らず、国等の方針に従うことは、事業者の取り組み項目のひとつである「自然環境、地域の生態系に配慮した開発や事業を行います。」に含まれます。</p>
<p>第4章3”水”基本方針(1)ア 水源かん養機能は広葉樹と針葉樹での明確な差異はないというのが最近の主流の考え方ですので書き方をかえた方がいいと思います。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>
<p>第4章3”水”基本方針(3)ア カワウの増加は水産資源への影響があるとは思いますが、水産資源を管理するためにカワウの保護管理は必要だと思います。しかし、生態系のバランスを崩すことについての報告は今のところ未見です。外来生物と在来種であるカワウを併記するのは誤解が生じます。(イノシシ・シカの増加とアライグマの増加の問題は根源的に異なりますし、目標も異なります) 文章としては「外来生物の放出により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を講じます。また、鮎などが遡上できるよう、河川環境の整備やカワウ対策などの取り組みを推進します。」などがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>第4章3 “ひと”【現状と課題】など 「障害者(児)」は最近使わないで「障がい者(児)」あるいは「障害者(児)」にするとともに増えています。が、どちらの表記がいいかは分かりません。青梅市では「障害」で統一しているのもいいとは思いますが。</p>	<p>市では計画等において「障害」を使用しているため、第2次青梅市環境基本計画についても「障害」としております。</p>
<p>第4章3 “ひと”基本方針(1)イ 「自動車の運転マナーを守ります。」を「自動車・自転車の運転マナーを守ります」にした方がよいと思います。 最近ロードレーサーが多いので。</p>	<p>自転車のマナーも考慮に入れ、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3 “緑”基本方針など 「基本方針(1)緑豊かな森林を守り、育てる」を「(1)緑豊かな森林を守り、育て、活かす」に、「イ林業の振興」を「イ林業・木材加工業の振興」に、「基本方針(2)身近な自然を守り、育てる」を「(2)身近な自然を守り、育て、活かす」にした方がよいと思います。</p>	<p>「(1)緑豊かな森林を守り、育てる」については、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3 “緑”基本方針(1)イ 「具体的施策4」において「地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。」を「地域で伐採・間伐された木材の活用を図り、木材加工業の強化に努めます。」にした方がよいと思います。</p>	<p>「具体的対策4 地域木材の使用拡大」の「地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。」の中に木材加工業の強化の考えも含まれております。</p>
<p>全体的に地域の木材を利用するに当たり、木材加工業(木工所や製材所など)が、うまく機能していけないと、せっかくの地域木材が、消費者のもとにたどり着かず活かされないのではないかと思います。市内で生産され加工された木材を市内で活用することにより、CO2の削減にも大いに貢献できるのではないのでしょうか？ また、加工された木材は、CO2を固定化にしているとともに、長年使って最終的に不要になったら、燃やしてエネルギーにもできるので、とても環境に良いと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>提案として住居地、公道周辺の伐採を希望します。勿論、地権者の了解が必要とは思いますが、まず、霧困気が明るくなり、冬の道路も乾きやすく、安全面でも利益をもたらす事と思います。行政がより積極的に働き掛けることを希望します。 毎年、成木川では「ホタル祭り」も開催され、夏の行事として定着しつつあります。ただ、成木川の水量は以前と比べて、減少しているようです。スギの代わりに保水力のある樹木に更新することで水生生物の繁殖を復元し、荒川の源流として寄与できるものと思います。そして、もっと川に親しむイベントの企画も必要だと思えます。 当地区は採石場からのダンプカーによる騒音・振動・粉塵に苦慮しています。緑の多さが即、環境がよいとはいえません。よりよい交通網の整備も検討される必要があると思います。また、地元では採石場跡地利用についても検討されている所ですが、個人的には太陽光発電スペースとして利用できるのではないかと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>重点アクション3：生物多様性の保全 当社では、ゆずを植栽し「アゲハチョウの生育ビオトープ」を設置してアゲハの生育や、「黒メダカ」生育の為に水系ビオトープを設置しており、生物多様性保全活動を実施しています。その結果、黒メダカの稚魚は生まれましたが、アゲハは成虫になる姿は確認することは出来ませんでした。思うように成果が得られない状況です。青梅市を通じて専門家に相談できるような取り組みは可能になるのでしょうか。</p>	<p>今後、青梅市生物多様性地域戦略を策定する中で、方策を検討していきます。</p>
<p>計画達成には市民の行動が大きなウェイトを占めています。市民が関心を持ち意識し行動するように演出方法も考えて啓蒙することが大事だと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>大人は現実の生活が中心で環境問題に関心がないと思います。将来の環境を考えるには“三子の魂百まで”で子ども達への意識づけが有効です。特に小学生、中学生に対して。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>主体別取組に学校を入れるべきだと思います。</p>	<p>学校(児童・生徒)の取り組みは「市民」の取り組みに含まれると考えております。</p>

意見の要旨	市の考え方
個別計画の優先順位、行程表を作成すべきだと思います。	施策の優先順位については、担当課で判断し事業推進を図り、今後、庁内で組織する環境推進会議にて評価・点検を行うことを考えております。
計画の概要版を全戸、全事業所、全学校に配布をお願いします。	全戸、全事業所への配布は予定しておりませんが、本計画および概要版につきましては、市ホームページにて公開を予定しております。また、市内小中学校・図書館には本計画の冊子を配布する予定です。
計画を「何故やらなければならないか」の理由として数字や文字、抽象的な言葉では説得力がありません。これからの「自分の子が、孫が、永々と続く子孫が劣悪な環境の中で生きねばならない」ことを考えたらいかなる人間でも環境問題を考えるようになると思います。物事には演出が必要です。	施策については、各主体別の環境行動指針を策定し、具体的な目標については、それぞれの個別計画や個別事業で検討します。
環境問題に関心を持って貰うためには市民、事業者、小中学生、教師にリサイクルセンター、下水処理場の見学が有効な手段。是非実現して下さい。	リサイクルセンターの見学会は各小学校において既に実施しており、また、昭島市の水再生センターの見学会を市民団体と協働により実施しております。
環境都市宣言をすべきです。視覚に訴える演出が必要だと思います。	御意見として承ります。
第4章3 “緑”基本方針(1)イ【各主体の取組】「市」林業従事者の育成 国策で杉、桧を植林し、現状は林業者は被害者。是非、将来のために力をかすべきだと思います。	御意見として承ります。
第4章3 “緑”基本方針(2)イ【各主体の取組】「市」環境教育が推進できる様な森の整備 言葉より現実。青梅のシンボリックな場所を作ってはいかがでしょうか。	青梅の森の整備を進めていきます。
第4章3 “水”基本方針(2)イ【各主体の取組】「市民」下水処理見学は市がしかけるべきだと思います。	市民団体と市の取り組みに追加いたします。
第4章3 “大気”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」剪定枝オンリーの収穫袋を作ったらいかがでしょうか。	御意見として承ります。
第4章3 “ごみと資源”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」リサイクルセンターの見学を入れるべきだと思います。(市民、事業者、学校)	リサイクルセンターの見学会は各小学校において既に実施しており、その取り組みは「授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。」に含まれております。
第4章3 “エネルギー”基本方針(2)ア【各主体の取組】「市」小水力発電所の導入について、市内の製作所の機材を入れたらいかがでしょう。	御意見として承ります。
第4章3 “ひと”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」挨拶、笑顔のまち宣言をしたら。心の大切さを知るきっかけになると思います。	御意見として承ります。
第5章重点アクション(1)基本方針1 環境家計簿を全戸配布すべき。意識づけ実行には最も有効な手段。	御意見として承ります。
第5章重点アクション(3)基本方針4 生物多様性リーダー、コーディネーター、いい計画だとおもいますので、早期実現をお願いします。	御意見として承ります。
第6章 環境連絡会の構成について 学校を入れるべきだと思います。	教育関係者を構成のひとつとして考えておりますので、追記いたします。

2 関係条例・要綱等

(1) 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日
条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）
- 第3章 施策の推進（第12条—第19条）
- 第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）
- 第5章 青梅市環境審議会（第23条）
- 第6章 雑則（第24条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水（河川、湧水、池等）と緑（森林、樹木、農地、草花等）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理および環境監査)

第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青梅市環境審議会規則

平成 14 年 7 月 10 日
規則第 38 号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市環境基本条例（平成 14 年青梅市条例第 34 号）第 23 条第 6 項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 青梅市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 各種団体の代表 2 人以内
- (3) 事業者 3 人以内
- (4) 学識経験者 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2 人以内

(会長および副会長)

第3条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会を招集するほか、部務を掌理し、部会の経過および結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

平成 17 年 9 月 1 日 実施
改正 平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日

1 設置

青梅市の環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、青梅市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 青梅市環境基本計画の推進における施策・事業の計画、点検および見直し等の進行管理に関すること。
- (2) その他環境政策の推進に関し、必要と認められる事項

3 組織

- (1) 推進会議は、委員 16 人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

ア 委員長 環境部長

イ 副委員長 企画政策課長および環境政策課長

ウ 委員 総務課長、契約課長、市民活動推進課長、清掃リサイクル課長、下水管理課長、都市計画課長、公園緑地課長、商工観光課長、農林課長、建設部管理課長、教育総務課長、社会教育課長および総合病院事務局管理課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。
- (3) 推進会議は、必要があると認めたときは、推進会議の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が職務を代理する。

5 会議

推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、必要に応じて推進会議の検討等の経過および結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

推進会議の庶務は、環境政策担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(4) 青梅市環境基本計画推進要綱

平成 20 年 4 月 1 日 実施
改正 平成 26 年 4 月 1 日

1 目的

この要綱は、青梅市環境基本計画（以下「基本計画」という。）第 6 章の計画の推進のしくみに加え、基本計画に定めた取組内容（以下「取組内容」という。）の円滑な実施について必要な事項を定め、もって基本計画の着実な推進を図ることを目的とする。

2 推進方針

- (1) 基本計画は、取組内容の実施主体である青梅市民、市民団体、青梅市（以下「市」という。）、事業者および滞在者の自発的な取組により推進していくものとする。
- (2) 基本計画は、青梅市環境基本条例（平成 14 年条例第 34 号）第 18 条の規定にもとづき、市が各実施主体の自発的な取組が促進されるよう必要な措置を講じ、推進していくものとする。
- (3) 前号の市が講ずる必要な措置として、既定の計画推進のしくみに加え、取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整を図るための青梅市環境連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、必要に応じ開催する。

3 連絡会

(1) 所掌事項

- ア 基本計画および取組内容の共通理解と周知に関すること。
- イ 取組内容の実施主体相互間との連携の確保と情報交換に関すること。
- ウ その他基本計画の推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

(2) 構成員

連絡会は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者等の、市において参加の意思確認を行った実施主体（以下「参加団体等」という。）の代表者および市職員をもって構成する。

(3) 期間

市は、参加団体等に対し、2 年ごとに参加の意思確認を行う。

(4) 会議

- ア 連絡会の会議は、青梅市長（以下「市長」という。）が参加団体等に通知し開催する。
- イ 連絡会は、市長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を述べさせることができる。
- ウ 連絡会の会議の進行は、環境担当部長が行う。

(5) 庶務

連絡会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(6) その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

4 実施期日

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

5 経過措置

この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

3 用語解説

●あ行

アイドリングストップ（運動）

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングをできるだけやめようという運動。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、石炭、重油を燃焼する際に発生する。水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になるほか、呼吸器疾患を引き起こす大気汚染物質である。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

雨水浸透ます

雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。中小河川の多くは湧き水を水源としているが、近年の市街地の拡大により、コンクリートやアスファルトで覆われた地面の割合は高まっている。このため地下へ浸透する雨水の量は減少しており、自然の水循環の流れを衰退させている。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、CO₂などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコマーク

環境保全型製品の普及・促進を図るために、(財)日本環境協会が環境にやさしい製品を認定するもので、平成元年に開始された。一面的な環境への負荷のみを考慮するのではなく、原料の調達から廃棄・リサイクルまで全てのライフサイクルにわたる環境への負荷をチェック・評価する手法がとられている。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画で、エネルギー政策基本法第12条の規定にもとづき政府が作成する。

平成22年6月に第四次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加している。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

援農ボランティア

市町村等の研修会に参加して農作業の基本的知識を学び、登録された上で農協などを通じて農作業を無料で行う人をさす。

オープンガーデン

個人の庭を一般公開すること。訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。

オゾン層の破壊

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたフロンが引き起こす現象である。オゾン層は太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしている。フロンは大気中でほとんど分解されず、成層圏中のオゾンを破壊してしまい、オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚ガンや白内障などの増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする生態系への影響など様々な悪影響が引き起こされる可能性がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類としている。

●か行

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することをさす。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境家計簿

消費者一人ひとりが日々の生活のなかで環境に負荷を与える行動や、反対に環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算の様に一定期間の集計を行ったりするもの。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定にもとづき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本法第 15 条にもとづき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画で、平成 6 年に第一次計画、平成 12 年に第二次計画、平成 18 年に第三次計画、平成 24 年に第四次計画が閣議決定された。

第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」などの 9 つの重点分野、「震災復興、放射性物質による環境汚染対策」を掲げている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催された COP16 で採択された一連の国際的な合意。先進国と途上国の双方の温室効果ガスの削減目標や行動が気候変動枠組条約の下で正式なものとして合意された。

間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材をいう。

企業の森

地球温暖化防止や生物多様性の保全などの観点から、森林の役割に対する社会的な関心が一層高まる中で、「企業の社会的責任（CSR）」としての環境活動として、多くの企業が森づくりに関心を持ち、活動を進めている。

東京都では、総合的な花粉症対策を推進するため、花粉症対策本部を設置し、都民、事業者等が幅広く参加・協働して花粉の少ない森づくりを行う「企業の森」事業を実施している。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和 63 年に、UNEP と WMO により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された議定書。平成 17 年 2 月に発効された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13 年には国等によるグリーン調達の促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

グリーンコンシューマー

環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

グリーンマップ

「地図を作る」という行為を通じて、自分の暮らしているまちの環境にいいもの、環境に悪いものを地域の住民と調査しながら、世界共通の 125 個の「グローバルアイコン」と呼ばれる絵文字を使って地図に表す環境マップのこと。

建築物環境計画書制度

東京都が、平成 14 年 6 月より開始した制度で、延床面積 1 万㎡（平成 22 年 10 月 1 日より 5,000 ㎡）を超える、新築・増築であり、環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することが義務づけられている。従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針にもとづいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促そうとする点が特徴となっている。

公害対策基本法

日本の四大公害病である水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）、四日市ぜんそく、イタイイタイ病の発生を受け制定された公害対策に関する日本の基本法。昭和 42 年 8 月 3 日公布、同日施行。平成 5 年 11 月 19 日、環境基本法施行に伴い統合、廃止。本法律下では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 つを公害と規定。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

国連環境計画（UNEP）

昭和 47 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議の結果として設立された国連機関であり、本部はケニアのナイロビに置かれている。国連諸機関が行っている環境に関する諸活動の総合的調整管理および環境分野における国際協力の推進を目的としている。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

子どもの水辺

子どもの水辺協議会が、その地域内でプロジェクトの趣旨に沿った場所を申請し、登録された水辺のこと。

混交林

2 種以上の樹種から成る山林をいう。

●さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）。それには 2 種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれる。）であり、もう一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれる。）である。当初はもっぱら酸性の強い（pH の低い）雨のことにのみに関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着および乾性沈着を併せたものとしてとらえられている。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（平成 3 年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成 12 年に制定された。

同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用すべき業種など 7 項目について、業種や製品を具体的に指定している。

持続的発展が可能な社会

「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future（我らの共有の未来）」の中で使われている言葉で、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような社会（開発）」と定義している。

シックスクール

保育園や学校の建材、内装材に含まれる接着剤成分「ホルムアルデヒド」や塗料に使われる「トルエン」などが空気中に放出され、頭痛、吐き気、めまいなどの症状を引き起こす。新築住宅入居時に発症することがある「シックハウス症候群」とほぼ同じ症状。

シックハウス

住宅の高気密・高断熱化や、揮発性有機化合物が発生する建材・内装材の使用に由来する健康障害の総称。特に新築・増改築後の住宅に居住することで、目やのどの痛み、頭痛、めまい、息苦しさ、吐き気などの症状が起こる。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

小水力発電

一般に 1,000kW ～1 万 kW 程度の水力発電のこと。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

親水・親水空間

河川、湖沼などへ近づいて散策したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート 3 面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然型川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられている。

浸透トレンチ

雨天時に、雨水が排水溝を通じて河川へ一気に流出する都市型水害が起こることを抑えるため、雨水を浸透させる透水性配水管のこと。

森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループのこと。

水源のかん養

森林の土壌が雨水を溜めることで、地表から雨水が川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和すること。また、雨水の地下浸透によって、地下水の量が増えるとともに、水質を浄化させる機能も持っている。

スマートコミュニティ

地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまちづくりのこと。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20年法律第58号。生物多様性の保全および持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性地域戦略

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）は、生物多様性基本法において、「単独又は共同して定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体への努力義務として示されたもので、地域で起こっている生物多様性に対する様々な危機を回避し、持続的な利用を可能にすることを目的とするもの。

●た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

大気汚染防止法

昭和 43 年法律第 97 号。「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的」とした法律。

堆肥化

一般廃棄物に関して、生ごみの占める割合は大きく、ごみの減量のためには生ごみを堆肥化し、農家などに譲るといったシステムの立ち上げが有効であるといわれている。

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

窒素酸化物

一酸化窒素（NO）と、二酸化窒素（NO₂）が主なもので、石油やガスなどの燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房など様々なものがある。

大気汚染物質を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物という。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグを引き起こす。また、窒素酸化物は大気中で硝酸に変化し、雲に取り込まれ、やがて強い酸性を示す雨となって地上に降り注ぐ。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

国土交通省、経済産業省および環境省が平成 13 年 7 月 11 日に策定した「低公害車開発普及アクションプラン」において、実用段階にある低公害車は、天然ガス自動車（CNG 自動車）、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車とし、次世代低公害車は、燃料電池自動車、技術のブレークスルーにより新燃料あるいは新技術を用いて環境負荷を低減する自動車として定義付けている。政府としては、これらの低公害車の開発・普及を積極的に推進することとしている。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成 16 年）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、「海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令により定められる。

●な行

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

●は行

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

バリアフリー

障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

フィージビリティスタディ（実行可能性調査）

新事業を計画する際、採算面からその事業が成立する可能性を事前に調査すること。これにより、生産段階より製品の需要量の把握や、リユース・リサイクルを検討し、製品の社会的ニーズやそのアイデアに見合った無駄のない生産が可能になる。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんの内、 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

ブルントラント委員会最終報告

ノルウェーのブルントラント女史を委員長とする委員会。この委員会は昭和59年から昭和62年までの4年間、精力的な活動を行い、その報告書「Our common future（我ら共有の未来）」を国連総会に提出した。この報告書では、環境と開発の関係について、「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を打ち出し、その後の地球環境保全のための取組の重要な道しるべとなった。

フロンガス

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称。これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。

オゾン層破壊の原因として知られており、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなった。国内でも、オゾン層保護法（平成10年）やフロン回収・破壊法（平成13年）などにより対策が進められている。

●ま行

マイバッグ持参運動

消費者が買い物袋を持参して買い物をすること。レジ袋の削減により、原料となる化石燃料の削減につながる。このように、買い物に袋を持参して環境負荷を減らそうという運動をマイバッグ運動と呼ぶ。

平成 18 年 4 月に施行された改正容器包装リサイクル法で、一定量以上の容器包装を利用する事業者に取り組み状況の報告が義務付けられ、一部の地域や小売店で、レジ袋の有料化やマイバッグの持参を呼びかける動きが広がっている。

マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容とおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

水辺の楽校

河川を豊かな自然環境に近づけながら、子どもたちの安全な遊び場をつくろうと始まった国土交通省の取組。

緑の回廊

森林生態系保護地域を中心にほかの保護林とのネットワークの形成を図るため、これらの保護林間を連結する野生動植物の移動経路のこと。野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流に資することを目的として管理を行うことにより、分断化された個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性の保全を期待している。

●や行

ユニバーサルデザイン

誰もが使いやすく、より快適な環境に設計されたデザインのこと。

●ら行

ライフサイクルアセスメント（LCA）

その素材や製品が、製造・使用・廃棄、さらにはリサイクルといったライフサイクルを送る過程で、どれほどの資源を消費し、どれほどの環境影響を与えたかを総合的に分析・解析して評価するもの。

リターナブル製品

繰り返し使用される製品のことで、代表的な製品としては、一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなどがある。

レンタサイクルシステム

自治体などが主体になり、ステーション（自転車貸出返却所）を設けて自転車を共有するシステム。

●英数

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム のこと。

BDF（バイオディーゼル燃料）

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の CO₂ を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/ℓ で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

COP

平成 4 年の地球サミット（国連環境開発会議）で採択された「気候変動枠組条約」の締約国により、温室効果ガス排出削減策等を協議する会議。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

ISO14001

ISO とは、International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称で、製品やシステムの国際規格を定める国際機関。

ISO14001 は、環境に配慮した活動を推進する仕組み（環境マネジメントシステム：Environmental Management System）の国際規格である。

PCB

PCB は Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

PM2.5（微小粒子状物質）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

ppm

parts per million の略。百万分率を示す単位で、大気汚染の濃度表示などに用いられる。例えば、 1m^3 (100 万 cm^3) の空気中に 1cm^3 の硫酸化物が混じっている場合の硫酸化物濃度を 1ppm と表示する。

4R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リフューズ (Refuse) 廃棄物の発生源となるものの受入れを断る」、「リデュース (Reduce) 廃棄物の発生抑制」、「リユース (Reuse) 再使用」、「リサイクル (Recycle) 再生利用」の頭文字をとったもの。

第2次青梅市環境基本計画

■発行者 / 青梅市

■発行日 / 平成27(2015)年3月

■企画編集 / 青梅市環境部環境政策課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

TEL 0428-22-1111(代表)

FAX 0428-22-3508

■第2次青梅市環境基本計画書は、市のホームページ(<http://www.city.ome.tokyo.jp/>)
で、ご覧いただけます。



第2次青梅市環境基本計画



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。